

第 1 編

公務災害認定事例集

第1章 公務災害の認定

第1 団員に係る公務災害の認定

1 負傷

(1) 消火、水防、訓練、点検整備中の負傷

◆◆◆ 事例 1 ◆◆◆
火災現場で隣接建物への延焼防止活動中の落下物による死亡（公務上）

1 災害を受けた者

A県B市消防団 班長（40歳） 会社員

2 傷病名及び程度

頭部外傷、急性硬膜下血腫 死亡

3 災害発生年月日

平成7年4月19日

4 災害発生状況

被災団員は、平成7年4月19日午前3時48分頃、防災無線で火災を覚知すると、直ちに所属分団の詰所へ駆けつけ、消防ポンプ自動車で現場に急行した。現場到着時、住宅密集地の火災であり、木造2階建住居から出火して炎上が激しく、隣接する耐火造5階建住宅へ延焼する寸前の状況にあった。

被災団員は、出火建物と隣接住宅との間の路地に入し、ホース延長後筒先担当として延焼防止のため放水していたところ、突然3階から4階部分の壁面のモルタルが一挙に剥離落下して頭部をヘルメットの上から直撃した。直ちに救急車で病院に収容されたが、“急性硬膜下血腫”により死亡した。

【説明】

負傷の場合は、事故等の態様は多種多様ではあるが、事故発生原因が外面的に明らかであることから、その発生原因については容易に識別でき、公務と負傷との間の相当因果関係（公務起因性）を認めることも容易である。したがって、負傷の場合における公務上あるいは公務外の認定は、一般的には「公務遂行中に事故等が発生したか否か」によって判断

ている。

本件の場合、同法第39条の規定によりB市とC町間で締結されている“消防相互応援協定”に基づき出動したものであり、その出動はB市消防団の公務と解され、C町での消防活動は公務遂行性が認められる。また事故の発生原因に公務起因性を否定する反証事由も認められないことから、公務上の災害と判断したものである。

(参考) 消防団員の他市町村での消火活動(第2編第1章の10(280頁)参照)

◆◆◆ 事例 3 ◆◆◆

勤務先の会社で近隣の住宅火災を発見し、現場に駆けつけて初期消火作業中に負傷
(公務上)

1 災害を受けた者

A県B町消防団 分団長(55歳) 会社員

2 傷病名及び程度

右手熱傷 通院加療

3 災害発生日

平成15年3月24日

4 災害発生状況

被災団員は、勤務先の会社で就業中に近くの民家軒下のガスボンベから火が噴出しているところを発見し、直ちに119番通報すると同時に、同僚とともに消火器、水バケツ等をもって現場へ駆けつけた。

現場到着時、火災は民家の軒に燃え移ろうとしている状況にあり、消火器や水バケツ等で消火に当たり一旦火災は鎮火したが、その後、被災団員は、消防隊が現場に到着するまで現場で待機していたところ、突然ガスボンベが再び発火したので、消火器で鎮火しようとしたところ、火炎を右手にあびて負傷した。

5 参考

- ① 火災現場は、被災団員が所属する消防団の所管区域内であった。
- ② B町消防団長は、出初式等の訓示において、団員が火災などの非常時に遭遇した場合には消防団員としての心構をもって対処することを述べていた。
- ③ B町消防団員の出動形態は、火災の場合などでは通常は火災を覚知した消防団が適宜現場に駆けつけ、これとは別個に消防ポンプ等の消防機械が出動する建前になっている。

【説明】

本件は、消防団員が勤務先で会社近くの建物火災を発見し、その初期消火作業中に被災した事案であり、「当該団員の消火活動が消防団員としての活動と評価されるか否か」が問題となるものである。

本件の場合、建物火災が被災団員の所属する消防団の管轄区域内で発生した火災であり、また、B町消防団では火災を覚知した消防団員は適宜現場に駆けつけることとされていること等からして、被災団員の行動は、消防団長の包括的支配下にあるものとみなされ公務遂行性が認められる。また事故の発生原因に公務起因性を否定する反証事由も認められないことから、公務上の災害と判断したものである。

◆◆◆ 事例 4 ◆◆◆

自家火災の初期消火作業に従事時の負傷（公務外）

1 災害を受けた者

A県B市消防団 部長（58歳） 農業

2 傷病名及び程度

両下肢熱傷3度 通院加療

3 災害発生年月日

平成2年10月11日

4 災害発生状況

被災団員は、午後6時頃、農作業を終えて帰宅したところ、自宅のもみ殻乾燥機置場付近から出火しているのを発見し、直ちに近隣の住民に火災を知らせた後、火災家屋に進入して消火器で初期消火していた際に火がズボンに引火して負傷した。

5 参考

被災団員の負傷は、消防機関が現場到着前における消火作業中に発生したものであった。

【説明】

本件は、消防団員が自家火災の消火作業中に被災したものであり、「当該災害が消防団員の活動として公務上の災害となるか否か」が問題となるものである。

自家火災における消防活動中の災害が公務上の災害と認められるためには、他の消防団員又は消防吏員等消防隊が現場到着した後に、その支配下（指揮下）での消防活動中（公務遂行性を満たすこと。）に発生したものでなければならないとされている。

本件の場合、被災団員の負傷は、消防隊到着前の消火活動中に発生した災害であり、団長等の支配性のある下でのものとは認められない。

したがって、本件の被災団員の活動は、消防法第25条第1項に規定する応急消火義務者の行う応急消火に該当し、消防団員としての公務遂行性が認められないことから、公務外の災害と判断したものである。

◆◆◆ 事例 5 ◆◆◆
自家火災で消防隊の到着後、引続き消火作業に従事中の負傷（公務上）

1 災害を受けた者

A県B村消防団 団員（34歳） 団体職員

2 傷病名及び程度

右手熱傷 通院加療

3 災害発生年月日

平成15年11月7日

4 災害発生状況

被災団員は、午後8時16分頃、自宅のボイラー用煙突の加熱により火災が発生し、娘から「家が火事」との連絡を受け外出先から急ぎ帰宅した。

帰宅すると既に消防隊が現場到着して消火活動が行われていた。被災団員は、消防隊の支配下に入り、ホース延長の補助を行ったのち、屋根上で被災団員の父が消火作業をしているのを見て、消防隊員に「父親の作業を引継ぐ」と報告して、屋根に登り火たたきで消火を行っていたところ炎で右手を負傷した。

【説明】

本件は、消防団員が自家火災の消火作業中に被災したものであり、「当該災害が消防団員の活動として公務上の災害となるか否か」が問題となるものである。

本件の場合、被災団員は、消防法施行規則第46条第3号に定める火災が発生した消防対象物の居住者に該当する者であるが、災害が発生した時点は、消防隊の到着後であり、かつ、その支配下で消火活動を行っていたものと認められることから、その活動は一私人のものではなく、消防団員としての公務遂行性が認められる。また事故の発生原因に公務起因性を否定する反証事由も認められないことから、公務上の災害と判断したものである。

この場合、社会情勢の変化によって考え方も変化していくものであることに留意することが重要となる。

◆◆◆ 事例 7 ◆◆◆

大雨洪水警報下で河川堤防で危険区域の設定作業中に河川に転落して溺死（公務上）

1 災害を受けた者

A県B町消防団 副団長（56歳） 会社役員

2 傷病名及び程度

溺死

3 災害発生年月日

平成10年6月27日

4 災害発生状況

B町には、平成10年6月27日午前0時20分、大雨洪水警報が発令された。午前7時20分頃、消防団長より各副団長、分団長に所轄区域内の巡回命令が発令され、被災団員は、区域内の巡回に出動した。その巡回中、大雨によりC川の堤が約23mにわたり崩落しているのを発見し、勤務先の事務所に行き消防署、土木事務所等に危険である旨を電話報告し同事務所で待機していた。

報告を受けた消防署長は、消防団長及び役場職員等で巡回を開始し、同10時20分頃崩落箇所付近を確認したところ、堤防の亀裂を発見したので、立入り禁止の危険防止措置を講ずる必要があると判断し、資器材を入手するために被災団員が待機している事務所に出向き、消防団長は、被災団員に危険回避の措置を講ずるよう命令した。

被災団員は、事務所の従業員2名に協力を要請し、危険防止措置を講ずるため崩落現場に向かった。現場到着後、被災団員は、危険区域のロープ張りをするため、杭を打ちやすいように芝刈り機で河岸の草を刈っていたところ、突然川岸が崩れ、土砂とともに川に転落し濁流に流され、翌28日、転落現場から約2km下流で溺死体となって発見された。

【説明】

本件は、団長の命令下でC川の堤防崩落現場で危険区域の設定作業中に発生した災害であり、また、作業現場は、豪雨により堤が崩落している状況からみると地盤も脆弱となっており、再度の土砂崩落の危険が内在していたものと推測され、本件の災害はこの危険が現実化したものと認められる。

したがって、本件は、公務遂行性が認められ、また事故の発生原因に公務起因性を否定

する反証事由も認められないことから、公務上の災害と判断したものである。

◆◆◆ 事例 8 ◆◆◆
高潮警戒の夜間巡回後、腹部打撲が原因となった腹腔内出血性ショックによる死亡
(公務上)

1 災害を受けた者

A県B市消防団 分団長(46歳) 会社員

2 傷病名及び程度

腹腔内出血による出血性ショック死

3 災害発生年月日

平成13年9月18日

4 災害発生状況

平成13年9月18日午後5時30分頃、台風17号の襲来に伴い高潮注意報が発令され、被災団員の所属する分団に高潮警戒の出動命令が発令された。直ちに被災団員は、部下団員4名に分団詰所への招集をかけ、危険区域の海岸の潮位観測の警戒任務に就いた。

潮位は巡回開始から40分間で約15cmの変化がある程度で危険な影響が特段認められなかったため、満潮期を過ぎた頃人員を減らし被災団員と副分団長の2人で自家用車で危険区域の巡回に当たった。その後、被災団員は1人で巡回する旨を副分団長に伝えて副分団長宅前で当人と別れた。

その後午後9時15分頃、被災団員が自宅の庭で自家用車の外で怪我により倒れているところを帰宅した妻により発見され、救急車で病院へ搬送され医師の手当てを受けたが、腹部打撲が原因となった腹腔内出血による“出血性ショック”で死亡した。

5 参考

(1) 死亡診断書

ア 直接死因：出血性ショック 《アの原因：イ 腹腔内出血(イの原因：腹部打撲)》

(2) 救急出動報告による事故原因

明確な事故発生場所は不明。搬送中の本人からの聞き取りでは、階段を歩行中に懐中電灯が消え視界不能となり転倒して負傷したとのことであり、その後自力で帰宅し家人によって救急要請がなされた。

(3) 警察の調査結果の聞き取り

被災者の事故には事件性がなく、自己過失による事故と判断されている。

(4) 現場附近の写真、略図(略)

【説明】

本件の災害は、事故発生当時に被災団員の状況等を現認していた者がいないことから、明確に事故発生状況（「業務に従事していたか否か」、「その業務が原因となって災害が発生したか否か」）を把握出来ない事案である。

このような原因不明の災害の認定に当たっては、間接的な事実関係に基づき、社会経験則上最も合理的な推論により、事実関係を推定することとなる。その場合、「事実関係等から公務遂行性が確認又は推定されれば、社会経験則に反しない限り公務起因性が有ると判断するのが合理的である」とされている。

これを本件について検討すると、被災団員は台風襲来による高潮警戒の出動命令を受け、一定時間までは部下団員とともにその任務を遂行していたが、事故はその後1人になった時に発生したものである。事故が発生したと推定される階段は屯所に隣接しており、この階段を通して潮位の観測場所まで移動していた事実があり、かつ、「被災団員は午後8時頃に潮位観測を行う予定であった」という証言（副分団長）もある。また、警察の調査結果によれば、当該階段の段差等に擦過痕等が認められていることなどから、被災団員は、潮位観測のため屯所に隣接している階段を移動中に段差を踏み外すなどで階段から転落したものと推定され、本件事故は公務遂行中に発生したものと推認できる。

また、警察の調査結果によると、本件事故については「事件性はない」と判断し、第三者の介在を否定している。加えて、警戒活動中に飲酒の事実もなく、死因は腹部を強打したことによる“腹腔内出血によるショック死”で外傷性のものであり、また公務起因性を否定する反証事由も認められない。

以上のことから、本件は、高潮警戒の公務遂行中夜間の階段昇降に内在する危険が現実化した災害として推定するのが妥当であることから、公務上の災害と判断したものである。

◆◆◆ 事例 9 ◆◆◆
 集中豪雨下で河川の危険区域の巡視中に川堤の道路が崩壊し河川に転落して溺死
 (公務上)

1 災害を受けた者

A県B市消防団 部長 (55歳) 会社員

2 傷病名及び程度

溺死

3 災害発生日月日

平成14年8月10日

4 災害発生状況

平成14年8月10日午後9時58分、B市に大雨洪水警報が発令され、消防団長からD地区の警戒巡視についての出動命令が発令された。被災団員以下5名は消防車でD地区内を流れるX川流域及び管内の水防上の危険区域の警戒巡視の任務に就いた。

被災団員等は、X川流域の護岸及び水位の状況等を調査しながら危険区域を巡回し、過去の豪雨災害時に浸水危険のあった区域を調査したが異常が見受けられなかったため、被災団員は3名の団員とともに、消防車でX川上流の河川工事中の現場に向かった。現場到着後、全員が消防車から下車し河川の増水、工事用の重機、崖崩れ等の状況調査を徒歩で行うこととした。

被災団員他2名の団員は、消防車両から降りて河川寄りに2m程前進したところ、突然、足元の道路が水流で崩壊しX川に転落して濁流に流された。団員1名は、護岸の突き出たところに流れつき、自力で川岸に這い上がり救助されたが、被災団員と団員1名は行方不明となり、捜索の結果、8月10日の深夜及び翌11日の未明にそれぞれ遺体となって発見された。

【説明】

本件は、大雨洪水警報下で消防団長の命令により、河川及び危険区域の状況調査の巡視途上、川岸付近の道路が水流で侵食され崩壊し団員3名が河川に転落して発生した災害であり、災害発生時までの一連の行動には公務遂行性が認められ、また事故の発生原因に公務起因性を否定する反証事由も認められないことから、公務上の災害と判断したものである。

◆◆◆ 事例 10 ◆◆◆

暴風雨下で漁港の警戒業務に就き、船舶の係留ロープの補強作業中に飛来物により
負傷（公務上）

1 災害を受けた者

A県B市消防団 団員（37歳） 団体職員

2 傷病名及び程度

頭部打撲、頭部裂傷、鼻骨骨折等 通院加療

3 災害発生日月日

平成14年10月2日

4 災害発生状況

台風21号の接近に伴い、B市では、10月1日午前11時30分に災害対策本部を設置し、同日午後4時58分に消防団全分団に各消防屯所への非常招集を発令した。

被災団員は、同6時20分頃から消防屯所に詰め、消防車両で同僚団員とともに警戒巡

視の任務に就いた。翌2日午前1時頃、台風が最も接近し暴風雨域圏に巻き込まれた状況の中、部長以下8名で徒歩により海岸の警戒に当たった。X漁港には多くの船舶が係留されており、その中の船外機和船のアンカーロープが切断され、岸壁に激突寸前となっていたのを発見し、係留ロープの補強等の作業に従事していたところ、近くの工事中の鉄製ビケ足場が飛来し、後背部に直撃しその反動で転倒して負傷した。

【説明】

本件は、暴風雨下の漁港で船舶被害の防御活動（係留補強作業）中に暴風による飛来物で発生した災害であり、公務遂行性が認められ、また事故の発生原因に公務起因性を否定する反証事由も認められないことから、公務上の災害と判断したものである。

◆◆◆ 事例 11 ◆◆◆
 ◆◆◆ 津波注意報発令下において堀内水門の閉鎖作業に従事中の負傷（公務上） ◆◆◆

1 災害を受けた者

A県B市消防団 副分団長（56歳） 会社員

2 傷病名及び程度

右アキレス腱断裂 入院加療

3 災害発生日

平成15年9月26日

4 災害発生状況

北海道南部で震度6弱を観測した地震で、C気象台は9月26日午前4時56分、A県内に津波注意報を発令した。B市消防団長は、消防団員に警戒出動命令を出した。

被災団員は、これを受けて第15地区内の堀内水門の閉鎖業務に就き、部下団員とともに鉄製の水門（高3m、幅5m、厚58cm）を閉鎖した。その後、一般車両が通行するため一旦水門を開放し、車両の通行後、再度水門を閉鎖しようとして左足首に力を入れ踏ん張ったところ、“左足首のアキレス腱”を断裂した。

【説明】

本件は、地震の影響による津波注意報を受け、消防団長の命令下で出動し水門の開閉作業中に発生した災害であり、公務遂行性が認められ、また事故の発生原因に公務起因性を否定する反証事由も認められないことから、公務上の災害と判断したものである。

こととなる。

- ① 第三者の事故等に関する現認
- ② 事故等から受診時までの間、日常生活における同一部位の受傷等の有無に関する本人の申立
- ③ 治療担当医師の所見等医学的資料

本件の場合、消防団員数名により訓練中に“右膝痛”が発現していたことが明らかであり、本人の申立書でも受傷時から受診時までの間に、私生活上で同一部位の受傷などは無いことが証明されている。

また、医学的知見によれば、MRI所見で“右膝内側半月板損傷”が認められ、“半月板損傷”は、受傷時に“疼痛”等が著しいとは限らず、ある程度の期間を経てから受診するケースが多いことなどから、治療担当医の所見は妥当なものと認められる。

したがって、本件の“右膝内側半月板損傷”は、6月20日の“右膝痛”と相当因果関係が認められ、また公務起因性を否定する私生活上での事故等の反証事由も認められないことから、公務上の災害と判断したものである。

◆◆◆ 事例 13 ◆◆◆
 ◆◆◆ 消防操法競技会における“人員・服装点検”で、突然意識喪失を発症し倒れた際に負傷（公務上） ◆◆◆

1 災害を受けた者

A県B町消防団 団員（26歳） 会社員

2 傷病名及び程度

下顎骨折等 通院加療

3 災害発生年月日

平成11年6月20日

4 災害発生状況

B町消防団は平成11年6月20日午前5時30分から消防操法競技会を開催し、被災団員は、所属分団第6部の1番員として参加した。

被災団員は、競技会当日午前4時10分に起床し、朝食もとらずに自宅を出て、同50分に競技会会場である体育館に到着した。同5時20分から競技会が開始され“人員・服装点検”で整列休めの姿勢で立っていた時、突然“意識喪失”を発症し顔面部から転倒し顎部を床に強打して負傷したものである。

5 参考

(1) 負傷日前の消防操法訓練状況

訓練は、5月11日から大会前日の6月19日までの間、主に夜間（午後8時～同10時20

分)に実施され、被災団員は、雨天を除き、1番員として訓練に参加していた。

(2) 健康状況

- ① 既往歴 特に無し。また、過去に“意識喪失”の発作は無い。
- ② 平成11年6月の健康診断結果の記録では、特に指摘された事項はない。

【説明】

本件は、消防操法競技会会場で“意識喪失”により転倒して“下顎骨骨折等”を受傷したものであり、「当該負傷の原因となった“意識喪失”が公務に起因するものであるか否か」が問題となるものである。

公務災害補償制度においては、医学的観点で心身に何らかの素因を有し、当該素因が原因となって事故が発生し、負傷した場合は公務と相当因果関係（公務起因性）が認められず、公務上の災害とは認められない。

本件の場合、“意識喪失”に係る公務起因性について検討する必要がある。

医学的知見によれば、被災団員に特段の基礎疾患等がなく、過去に“意識喪失”を発症した事実もなく、“意識喪失”の時間も1分程度のものであることから、本件の“意識喪失”は自律神経反射に因るものと推察できる。また、この自律神経反射の原因としては、発症前1ヶ月余の継続的に実施されていた夜間の消防操法訓練による“疲労の蓄積”と競技会当日の“精神的緊張”が相まって発症したものと認められ、公務と“意識喪失”との間における相当因果関係は認められるものである。

したがって、本件は、公務と相当因果関係をもって発生した負傷と認められることから、公務上の災害と判断したものである。

◆◆◆ 事例 14 ◆◆◆
◆◆◆ 消防水利調査及び防火水槽の除雪作業終了後、道路で転倒して負傷（公務上） ◆◆◆

1 災害を受けた者

A県B町消防団 班長（61歳） 自営業

2 傷病名及び程度

左足関節捻挫 通院加療

3 災害発生日

平成13年3月26日

4 災害発生状況

被災団員は、定例訓練の終了後、消防団長通達による“冬期間の水利調査及び水利施設の除雪作業”を実施するため、部長以下7名で管轄区域内にある防火水槽に向かった。

被災団員は、防火水槽周辺の積雪の除雪作業に従事し、当該作業の終了後消防車両に

戻ろうとしたところ積雪と凍結した道路で足を滑らせ、左足首を捻り負傷した。

【説明】

消防団活動を支障なく遂行していくうえで公務に付随する行為の一つに、機械器具・消防施設等の点検、整備などの準備行為と消防団活動終了後に行う同種の後始末行為がある。これらの準備・後始末行為は、消防業務を円滑に遂行するために行う必要行為として、公務と認められるものである。

本件の防火水槽周辺の除雪作業は、消防団長通達に基づき実施されたものであり、これらの作業は水利確保のための準備行為として認められる。

したがって、本件は、消防業務の準備行為中に発生した災害であり、公務遂行性が認められ、また事故の発生原因に公務起因性を否定する反証事由も認められないことから、公務上の災害と判断したものである。

◆◆◆ 事例 15 ◆◆◆
 ◆◆◆ 消防水利確保のため、池の周辺の草刈作業に従事中的負傷（公務上） ◆◆◆

1 災害を受けた者

A県B町消防団 団長（38歳） 農業

2 傷病名及び程度

右下肢筋層内異物刺入 通院加療

3 災害発生年月日

平成13年7月14日

4 災害発生状況

被災団員は、同僚団員2名と共に消防車両で分団行事予定にある各消防水利の点検巡回を行っていた。管轄区域の消防水利に指定されているC池に来たところ、その周辺は草が生い茂っており、非常時には水利確保に支障を来たす状況にあった。

被災団員は、その旨を上司の部長に報告したところ、水利確保のためC池周辺の草刈を実施することとなり、被災団員は草刈機で整地する作業に当たり、その作業中に草叢に落ちていた針金を草刈機がひっかけ針金が足に刺さり負傷した。

【説明】

消防団活動を支障なく遂行していくうえで公務に付随する行為の一つに、機械器具・消防施設等の点検、整備などの準備行為と消防団活動終了後に行う同種の後始末行為がある。これらの準備・後始末行為は、消防業務を円滑に遂行するために行う必要行為として、公務と認められるものである。

本件の草刈作業は、消防水利に指定されているC池の水利確保のため実施されたものであり、この作業は消防業務の準備行為と認められる。

したがって、本件は、消防業務の準備行為中に発生した災害であり、公務遂行性が認められ、また事故の発生原因に公務起因性を否定する反証事由も認められないことから、公務上の災害と判断したものである。

◆◆◆ 事例 16 ◆◆◆
◆◆◆ 月例定期点検で消防ポンプ車のバッテリーの充電作業中のバッテリー破裂による負傷（公務上） ◆◆◆

1 災害を受けた者

A県B市消防団 班長（52歳） 農業

2 傷病名及び程度

右手背部挫創及び熱傷 通院加療

3 災害発生日

平成15年10月25日

4 災害発生状況

被災団員は、同僚団員5名と共に分団詰所に集合し、消防資機材の月例定期点検業務に就いた。

被災団員は、消防ポンプ自動車のバッテリー充電作業につき、充電が終了したのを見計らって電極から充電器のコードを外そうとしたところ、突然バッテリーが破裂し破片等が右手に当たり負傷した。

【説明】

消防団活動を支障なく遂行していくうえで公務に付随する行為の一つに、機械器具、消防施設等の点検、整備などの準備行為と消防団活動終了後に行う同種の後始末行為がある。これらの準備・後始末行為は、消防業務を円滑に遂行するために行う必要行為として、公務と認められるものである。

本件の場合、バッテリー充電作業過程で、バッテリーキャップを外し行うべきところ、当該キャップを外していなかったため、充電とともにバッテリーにガスが充満して破裂し被災したものである。この作業は消防業務の準備行為と認められる。

したがって、本件は、消防業務の準備行為中に発生した災害であり、公務遂行性が認められ、また事故の発生原因に公務起因性を否定する反証事由も認められないことから、公務上の災害と判断したものである。

◆◆◆ 事例 17 ◆◆◆
 秋季火災予防の一環として実施された消防水利の点検作業で、防火水槽のマンホール蓋を移動していたところ、左足に蓋を落として負傷（公務上）

1 災害を受けた者

A県B町消防団 部長（47歳） 農業

2 傷病名及び程度

左第1趾基節骨開放骨折 通院加療

3 災害発生年月日

平成15年11月9日

4 災害発生状況

B町消防団は、平成15年11月9日～11月15日までの秋季火災予防運動の強化事項の一つとして消防水利の点検を掲げ、各分団において自然水利の周辺の整備及び防火水槽の点検・整備を行うこととなった。

被災団員は、部下団員とともに管轄区域の防火水槽の点検・整備に当たり、当該水槽のマンホール蓋を移動していたところ、フックが外れマンホール蓋を左足に落とし負傷した。

5 参考

秋季火災予防運動行事予定表の写し（略）

【説明】

消防団活動を支障なく遂行していくうえで公務に付随する行為の一つに、機械器具、消防施設等の点検、整備などの準備行為と消防団活動終了後に行う同種の後始末行為がある。これらの準備・後始末行為は、消防業務を円滑に遂行するために行う必要行為として、公務と認められるものである。

本件の防火水槽の点検・整備作業は、秋季火災予防運動の一環として実施されたものであり、これらの作業は消防業務の準備行為と認められる。

したがって、本件は、消防業務の準備行為中に発生した災害であり、公務遂行性が認められ、また事故の発生原因に公務起因性を否定する反証事由も認められないことから、公務上の災害と判断したものである。

平成15年6月22日

4 災害発生状況

被災団員は、分団会議の終了後、過日の台風で屯所屋根スレートの一部が破損していたため、分団長の指示により同僚団員1名とで屋根の破損個所に応急措置として、ブルーシートを張る作業に従事していた。その応急作業の終了後、はしごを利用して屋根から降りようとして高さ約1mの個所から飛び降りたところ、その反動で右足首を負傷した。

【説明】

消防屯所等の消防施設の維持管理は、消防を管理する市町村がその任に当たるべきことから、一般に、消防団本来の業務とは解されないところである。

しかし、消防団詰所、機具置場等の補修・整備等で軽微なもので、団長又は上司の命により行うものについては、消防団の業務として取り扱っている。

本件の場合、屯所屋根スレートの破損個所の応急措置作業中の災害であるが、その作業は、破損個所にブルーシートを張るといった簡易なものであり分団長の命を受けて行っていることから、公務として認められる。

したがって、本件は、公務遂行性が認められ、また事故の発生原因に公務起因性を否定する反証事由も認められないことから、公務上の災害と判断したものである。

(2) レクリエーション参加中の負傷

◆◆◆ 事例 21 ◆◆◆
実施計画を予め消防団長に提出し、その承認を得て実施した分団ソフトボール大会の参加中の負傷（公務上）

1 災害を受けた者

A県B市消防団（47歳） 自営業

2 傷病名及び程度

左膝脛顆間隆起骨折 入院加療

3 災害発生年月日

平成12年8月22日

4 災害発生状況

B市消防団は12分団21部で構成されおり、消防団本部が団員の体力練成及び団員間の親睦を目的としたソフトボール大会等を全团的に実施するのは困難な状況であるので、

分団毎に分団長が企画し団長の承認を得て実施することとした。

被災団員は、分団長が策定した具体的実施計画に基づき、団長の承認を得たソフトボール大会に出場し、その競技中に二塁手として内野フライを追ったところ、転倒して負傷した。

5 参考

- (1) 本大会の実施計画の写し及び団長が承認したことを証する書類の写し（略）
- (2) 分団行事計画書の写し（略）

【説明】

一般職の職員のレクリエーション行事は、地方公務員法第42条の規定に基づく職員厚生計画の一環として実施されたものについては、公務として捉えられている。しかし、消防団が行うレクリエーション行事には、特に法令等の規定はなく、“その行事が消防団の公的行事の一環として、消防団の管理者である市町村長又は消防団長により計画され、消防団長の支配下で実施されたもの”については公務と解されている。

本件の場合、ソフトボール大会の実施については、団の実情上、各分団で企画立案し、その具体的実施計画について消防団長の承認を得て、かつ、団長の包括的支配下で実施されたものと認められることから、当該ソフトボール大会の参加は公務として認められる。

したがって、本件は、公務遂行性が認められ、また事故の発生原因に公務起因性を否定する私的・恣意的行為等の反証事由も認められないことから、公務上の災害と判断したものである。

(参考) ソフトボール大会の応援中の負傷（第2編第1章の17（285頁）参照）

◆◆◆ 事例 22 ◆◆◆ 市消防団運動会の棒引き競技中の負傷（公務上）

1 災害を受けた者

A県B市消防団 団員（40歳） 自営業

2 傷病名及び程度

左膝関節捻挫、左足関節捻挫 通院加療

3 災害発生年月日

平成14年10月21日

4 災害発生状況

B市消防団は、市長、消防長及び消防団長が企画立案した“B市消防団員・家族大運動会”を実施することとなった。

被災団員は、大会当日、団員が20人ずつ二組に分かれて行う“棒引き競技”に参加し、その競技中に棒（直径約5cm、長さ2m）が味方側に大きく引き寄せられたとき、味方の2～3人が被災団員に倒れこみ、その反動で左足を負傷した。

5 参考

(1) 運動会の趣旨

消防団員の心身の練磨、体力の向上及び相互の親睦と団結を図るとともに、その家族への感謝、慰労を表し、もって、消防職務の完遂を期することを目的として、例年開催されているものである。

(2) 主催及び協賛

消防団、消防団互助会、消防本部、消防署

(3) 第15回B市消防団運動会実施要領（略）

【説明】

一般職の職員レクリエーション行事は、地方公務員法第42条の規定に基づく職員の厚生計画の一環として実施されたものについては、公務として捉えられている。しかし、消防団が行うレクリエーション行事には、特に法令等の規定はなく、その行事が消防団の公的行事の一環として、消防団の管理者である市町村長又は消防団長により計画され、消防団長の支配下で実施されたものについては公務と解されている。

本件の場合、市長及び消防団長が主催した団員・家族の運動会であり、当該運動会が消防団長の支配下において行われたものと認められ、当該運動会への参加は公務として認められる。

したがって、本件は、公務遂行性が認められ、また事故の発生原因に公務起因性を否定する私的・恣意的行為等の反証事由も認められないことから、公務上の災害と判断したものである。

◆◆◆ 事例 23 ◆◆◆ 消防団が町民体育祭に参加し、その競技中の負傷（公務上）

1 災害を受けた者

A県B町消防団 団員（33歳） 地方公務員

2 傷病名及び程度

左胸部挫傷、頸部捻挫 通院加療

3 災害発生年月日

平成15年10月14日

4 災害発生状況

被災団員は、町民体育祭当日、所属分団を代表する者として5名の同僚団員と出場し、分団対抗の消防ホース運搬リレーの競技中に障害物を飛び越えたところで転倒して負傷した。

5 参考

- (1) 主催者から消防団長あての消防団参加要請に係る依頼書の写し（略）
- (2) 消防団長から各分団長あての参加団員の選出に係る依頼書の写し（略）
- (3) 消防団年間行事予定書の写し（略）

【説明】

町民体育祭等の対外的な運動競技会に消防団員が参加し、それが公務として認められるためには、当該運動競技会に消防団員を出場させることが、住民に対する消防団の広報、防火意識の啓発等に効果があると一般的に認められ、その参加を消防団長が承認し、消防団として参加することが要件となる。

本件の場合、消防団の町民体育祭への参加は、住民に対する消防団の広報、防火意識の啓発等を目的として団長が承認し、その承認の下で各分団から出場者を選抜していることから、当該運動会への消防団員の参加は、公務として認められる。

したがって、本件は、公務遂行性が認められ、また事故の発生原因に公務起因性を否定する私的・恣意的行為等の反証事由も認められないことから、公務上の災害と判断したものである。

(参考) 消防団のスポーツ大会等への参加（第2編第1章の15（283頁）参照）

◆◆◆ 事例 24 ◆◆◆

消防団ソフトボール大会参加のため、その事前練習中の負傷（公務外）

1 災害を受けた者

A県B町消防団 班長（47歳） 自営業

2 傷病名及び程度

左下腿部挫傷 通院加療

3 災害発生日月日

平成12年9月16日

4 災害発生状況

B町消防団は、消防団長の企画立案による消防団分団対抗ソフトボール大会を9月23日に開催することを決定し、各分団の選手選抜については分団長に一任することとした。

第2分団の選手であった被災団員は、大会に備えて分団員有志で休日を利用してソフトボールの練習を行うことになり、その練習でセンターの守備につき、外野フライを捕球するため落下地点まで疾走したところつまずいて負傷した。

【説明】

消防団の公的行事の一環として実施される運動競技大会に備えた事前練習が、公務に準じたものと認められるためには、当該事前練習が“団長の企画立案による実施計画、または分団長等責任ある者の企画立案による実施計画で団長が承認したもの”に沿ったものでなければならない。

本件の事前練習は、団長等が企画立案した実施計画ではなく、分団の選抜選手の任意によるものであって、団長の支配下（包括的支配下を含む。）によって実施されたとは認められず、有志による私的行為と解されるものである。

したがって、本件は、公務遂行性が認められないことから、公務外の災害と判断したものである。

◆◆◆ 事例 25 ◆◆◆

消防団バレーボール競技大会に向けて、実施計画に基づく事前練習に参加中の負傷（公務上）

1 災害を受けた者

A県B市消防団 団員（32歳） 会社員

2 傷病名及び程度

右アキレス腱断裂 入院加療

3 災害発生日

平成14年6月18日

4 災害発生状況

B市消防団は、体力練成、団員間の親睦を目的としたバレーボール競技大会を消防団長の企画立案により、平成14年7月9日に開催することを決定した。

被災団員は、分団の練習日程に沿ったバレーボール競技の練習に参加し、ボールをレシーブしようとしてつま先立ちの前屈姿勢になった時、その反動で右足首を負傷した。

5 参考

(1) 練習実施計画表の写し（略）

この練習のための日程、場所等の具体的な実施計画は、分団長が企画立案し、消防団長に届出て承認を得ているものである。

(2) 消防団年間行事予定書の写し（略）

【説明】

消防団の公的行事の一環として実施される運動競技大会に備えた事前練習が公務に準じたものと認められるためには、当該練習が“団長の企画立案による実施計画または分団長等責任ある者の企画立案による実施計画で団長が承認したもの”に沿ったものでなければならない。

本件の場合、バレーボール競技大会に向けた練習については、分団長が具体的な実施計画を策定し、消防団長の承認を得ているものであり、当該バレーボール大会の事前練習は、公務として認められる。

したがって、本件は、公務遂行性が認められ、また事故の発生原因に公務起因性を否定する私的・恣意的行為等の反証事由も認められないことから、公務上の災害と判断したものである。

(3) 消防特別警戒・防火広報活動中の負傷

◆◆◆ 事例 26 ◆◆◆
 年末特別警戒の待機中に夜食をコンビニエンス・ストアに買いに行き、その帰路途中の負傷（公務上）

1 災害を受けた者

A県B町消防団 団員（25歳） 自営業

2 傷病名及び程度

頭部打撲、顔面擦過傷 通院加療

3 災害発生日

平成15年12月29日

4 災害発生状況

B町消防団は、12月27日～30日までの4日間にわたり各分団毎に所轄区域の年末特別警戒を実施することとし、被災団員の属する分団の年末特別警戒は、午後7時～翌朝午前5時までにかけて行うこととなっていた。

被災団員は、被災当日の午後8時～同8時30分まで管轄区域をポンプ積載車で巡回業務に就き、次の巡回となる10時までの待機時間中、約2km離れたコンビニエンス・ストアに自転車で夜食を買いに行き、その帰路の砂利道でハンドルをとられ転倒して負傷した。

5 参考

① 詰所内には、食事提供等の施設はない。

- ② 詰所付近には食堂等は1軒もなく、被災団員が利用したコンビニエンス・ストアは、当該時間帯に営業している最も近い店である。
- ③ 消防団長は、夜食について特に指示・制限はしておらず、夜食を買いに行くことは、必要に応じて各分団に一任していた。

【説明】

本件は、「夜食の買出し行為を公務遂行に伴う合理的行為とみるべきか否か」が問題となるものである。

“公務遂行に伴う合理的行為”とは、公務達成のために必要な行為をいい、いわゆる用便・給水等の生理的・必要行為及び食事行為などがそれに当たり、常勤職員の場合を例にとれば、昼食・残業用の夜食をとる行為、喉の渇きを癒すためにお茶を飲む行為、休憩時間中に昼食用の弁当を購入する行為などが挙げられ、その行為中の災害は、一般に、公務上の災害として取り扱われている。

これを本件についてみると、特別警戒業務の時間帯は午後7時～翌朝午前5時までの間と長時間にわたっていることから、その間に夜食をとることは必要なものと認められる。また、消防団長は、夜食について特に指示・制限はしていないが、当該分団では、業務の形態からみて、待機時間中に夜食をとることが通例となっている。

また、買出しの為の詰所とコンビニエンス・ストアとの往復の経路及び方法は、当該店舗が詰所に最も近く、その手段も自転車ということからすれば、合理的なものであったと認められる。

以上のことから、本件は、公務遂行に通常伴う合理的行為といえるものであることから、公務遂行性が認められ、また事故の発生原因に公務起因性を否定する私的・恣意的行為等の反証事由も認められないので、公務上の災害と判断したものである。

◆◆◆ 事例 27 ◆◆◆

地区自治会の要請により、河川の枯草焼却作業の警戒に出動し、延焼防止作業中の負傷（公務上）

1 災害を受けた者

A県B市消防団 団員（35歳） 地方公務員

2 傷病名及び程度

左膝切創 通院加療

3 災害発生年月日

平成13年2月18日

4 災害発生状況

C地区自治会は、平成13年2月18日に河川の土手沿いの枯草焼却を約2kmにわたり実施することを予定し、現場付近を管轄区域とする消防団D分団の分団長に延焼防止等の警戒を依頼した。これを受けた分団長は、D分団出動の是非について消防団長に報告し、消防団長は、当該作業に関して延焼等の不測の出来事に速やかに対応出来るよう分団の出動を指示した。

被災団員は、分団員8名と消防車2台で河川現場に出動し警戒に当たった。作業も終了間近となった頃、同僚団員と残燃物の確認等をしながら土手を歩いていたところ、折れていた萱の茎が左大腿部に刺さり負傷した。

【説明】

自治会等が行う単なる河川の清掃作業等は、消防の任務ではなく、当該清掃作業等に消防団が出動したとしても公務として取り扱われないところである。

本件の消防団の出動は、自治会が実施する枯草焼却作業の警戒に出動したものである。この出動は、単なる河川の清掃でなく、枯草焼却範囲も約2kmにわたる広範なものであり、その作業の過程で飛び火等による延焼などの不測の出来事に対応することを目的とした予防警戒であり、また、消防団長の指示を受けて分団長の命令で出動したものであることから、その警戒業務の出動は公務として取り扱われる。

したがって、本件は、公務遂行性が認められ、また事故の発生原因に公務起因性を否定する私的・恣意的行為等の反証事由も認められないことから、公務上の災害と判断したものである。

◆◆◆ 事例 28 ◆◆◆ どんど焼きの警戒中、燃焼中の竹が倒れて負傷（公務上）

1 災害を受けた者

A県B村消防団 班長（40歳） 地方公務員

2 傷病名及び程度

顔、頸部第Ⅱ～第Ⅲ度の熱傷 入院加療

3 災害発生年月日

平成15年1月12日

4 災害発生状況

B村C地区では、平成15年1月12日にC振興会主催の恒例となっている“どんど焼き”を実施することとなり、消防団長は、振興会から行事を行うに当たり飛び火等の警戒のため消防団の出動依頼を受けた。消防団長は、これを受け当該区域を管轄する分団に対して出動命令を発令した。

被災団員は、会場で“どんど焼き”の周辺部分が燃え残らないように長さ約4mの竹竿で藁や竹の燃え残りを中心部の炎の中に寄せていたところ、燃えている竹が被災団員に向かって倒れて負傷した。

5 参考

・“どんど焼き”警備に消防団員を出動させた理由書

当該“どんど焼き”は、地域の伝統行事として例年実施されている。竹や藁などで組まれ大量に燃やすため、乾燥し風が強い時期でもあり、会場付近の民家等に飛び火する可能性が強いため、管轄分団の団員に対して延焼防止のため出動を命令した。

【説明】

本件の“どんど焼き”は風が強く乾燥している時期に大量の火を使用する行事で、当該会場の付近には民家が密集しており、飛び火などで火災発生の危険性があるなど不測の出来事に速やかに対応出来るように消防団長が管轄区域の分団員を出動させたものことから、その警戒業務は公務として取り扱われる。

したがって、本件は、公務遂行性が認められ、また事故の発生原因に公務起因性を否定する私的・恣意的行為等の反証事由も認められないことから、公務上の災害と判断したものである。

◆◆◆ 事例 29 ◆◆◆

地区盆踊り大会の会場整理等に出動し、大会終了後詰所で使用したホースの乾燥作業中の負傷（公務上）

1 災害を受けた者

A県B市消防団 班長（33歳） 団体職員

2 傷病名及び程度

右肩挫創、右上腕打撲擦過傷 通院加療

3 災害発生日

平成14年8月4日

4 災害発生状況

B市C地区自治会は、平成14年8月4日午後3時から同10時まで中学校庭で盆踊り大会を催すこととなり、その際の会場整理等について消防団長に協力依頼を行った。これを受けて消防団長は、消防団員の入団には自治会からの推薦を受けるなど日頃消防団への協力があること、また、住民に対する防火広報等に効果が期待できると判断し、その地区の分団に会場整理等の出動を発令した。大会当日は分団長以下15名の消防団員が会場整備等に出動した。

被災団員は、大会当日、部下団員1名と会場周辺の障害物、危険物等の確認のため会場周辺を巡邏した後、可搬式ポンプで会場の水撒き作業に従事した。大会終了後、会場の後かたづけに協力したのち詰所に帰所して、使用したホースを干し場で吊り上げる作業に従事中、滑車のワイヤーが切れ、滑車とホースとが落下して被災団員の右肩に当たり負傷した。

【説明】

従来、盆踊り大会、祭礼、イベント等における消防団の活動を公務とするには、火災予防を前提とした警戒等でなければならないものとされていた。しかし、“消防力の基準”の改正（平成12年1月）により、消防団の業務に“地域住民等に対する協力、支援及び啓発等に関する業務”が加えられ、その業務の具体例として“祭り、イベント等での警戒、会場整理”などが挙げられた。したがって、消防団がその行事に参加することで住民に対する防災意識の啓発・普及、広報等の効果などが期待できると消防団長が判断し、その命令下で出動した場合には“公務”として取り扱われるものである。

本件の場合、盆踊り大会の会場整備等に消防団が参加することにおいて、住民に対する防火意識の啓発等に効果が期待出来ると消防団長が判断し、その命令下で会場整備等に従事したものであることから、当該会場整備業務は公務と認められ、消防資機材の後かたづけ作業は、公務に付随する行為と解される。

したがって、本件は、公務遂行性が認められ、また事故の発生原因に公務起因性を否定する私的・恣意的行為等の反証事由も認められないことから、公務上の災害と判断した。

(参考) 町民祭りの雑踏整理（第2編第1章の16（284頁）参照）

◆◆◆ 事例 30 ◆◆◆
火災予防広報活動のため、詰所で消防自動車の準備中に部下に暴行を受けて負傷（公務上）

1 災害を受けた者

A県B市消防団 副分団長（30歳） 農業

2 傷病名及び程度

右眼窩底骨骨折、右顔面骨骨折 入院加療

3 災害発生日

平成11年7月19日

4 災害発生状況

B市消防団は、毎月19日の防災の日に火災予防広報活動を実施していた。被災団員

は、被災当日の午後8時頃、詰所に参集した消防団員に当該広報活動を始めるに当たり消防自動車の整備状況を確認するよう指示したところ、車両のバッテリーがあがってエンジンが始動しない状態であった。

被災団員は、そこでケーブルを繋ぎエンジンをかけるよう指示したが、その直後ブレーキランプが付くのに気付き押しがけにしようと指示を変更した。しかし、押しがけではエンジンがかからず、再度ケーブルを繋いでエンジンをかける指示を出した。

この間、被災団員からの指示でケーブルの準備をしていた加害団員Cは、指示の一貫性がなく、ケーブルを持って右往左往する結果となったことに立腹し「何をしているのだ。しっかりした指示を出せ」といって、出発の準備のため詰所に入ろうとしていた被災団員の頭部をいきなり素手で殴打し、被災団員はその反動で転倒して負傷した。

【説明】

消防団員が業務の遂行に当たって、同僚・部下団員、または部外者等から怨恨をもたれる場合がある。一般に、業務の遂行に伴う怨恨による災害が公務上の災害と認められるためには、「他人による加害行為が明らかに業務に関連して発生したものであるかどうか」の判断が重要となる。その判断に当たっては、「被災団員の業務に怨恨を受ける危険が内在しているか否か」、また、「業務の遂行と加害行為が時間的、場所的に密接不可分であったか否か」、更に、「両者の感情のもつれによる単なる“喧嘩”でなかったかどうか」、「被災団員による挑発行為がなかったかどうか」などについて十分検討することが必要となる。

本件の場合、被災団員は、火災予防広報活動を行うに当たり、副分団長の職務上なすべき当然の指示を部下団員に与えたのにもかかわらず、その指示に服すべき立場にある加害団員Cが、指示の変更を怨んで被災団員に加害したものであり、また、被災団員に挑発行為等の公務起因性を否認（私怨等）する反証事由も認められないことから、職務に随伴して発生した災害と認めることが妥当である。

したがって、本件は、公務起因性が認められ、公務上の災害と判断したものである。

なお、本件のように、職務（部下団員への指示）との関係で瞬時的、反射的に殴打された場合はともかく、これが時間的及び場所的に離れて加害されたような場合などは、例え職務に関連したものとしても、私怨に転化したものと見るのが相当であり、公務上の災害とは認められないものである。

(4) 研修・懇親会等での負傷

◆◆◆ 事例 32 ◆◆◆

県消防協会及び県消防ポンプ操法大会の会議に出席し、その帰路途上の交通事故による死亡（公務上）

1 災害を受けた者

A県B町消防団 団長（51歳） 漁業

2 傷病名及び程度

全身打撲 死亡

3 災害発生年月日

平成6年4月25日

4 災害発生状況

被災者は、長年B町の消防団長の職についており、また、A県C郡消防協会の副支部長を務めていた。被災者は、平成6年4月25日の午前で開催された県消防協会主催の“支部長及び消防事務担当者会議”に出席した後、引続き別会場で開催されたA県主催の“第20回県消防ポンプ操法大会開催に伴う事務打合せ”に出席した。

会議終了後、昼食をとり、午後2時頃C郡県事務所職員の運転する乗用車で帰路にいたところ、国道で対向車線を走行中のトラックと衝突し全身に打撲を受けた。直ちに救急車で病院に収容されたが、午後3時頃、全身打撲により死亡した。

5 参考

(1) “支部長及び消防事務担当者会議”への出席について

当該会議は、県消防協会の会議で議題の一つに消防ポンプ操法大会に関する事項があり、大会の運営に参加する関係者の1人として、出席の依頼が県消防協会からあったものである。

(2) “県消防ポンプ操法大会開催に伴う事務打合せ”の出席について

当該会議は県主催で行われたもので、消防ポンプ操法大会の開催地がD市となっていたので、開催地の消防団長を補佐する者として、開催地近隣の消防団の実態等に精通し、経験、信望も厚かった被災団長がA県C郡県事務所の推薦により、B町長の許可を得て選任された。

また、被災団員は、任命権者であるB町長より出張命令を受けて会議に出席している。

【説明】

本件の場合、被災団員は、B町の消防団長であるとともに、C郡消防協会の副支部長の

職にもついており、「被災当日の県消防協会の“支部長及び消防事務担当者”並びに県主催の“A県消防ポンプ操法大会開催に伴う事務打合せ”の出席が消防団長の業務としてのものであるか否か」が問題となるものである。

これについてみると、まず、“支部長及び消防事務担当者会議”への出席は、議題の一つに県消防ポンプ操法大会の運営関係が挙げられており、その対応のため、経験豊富な団長職にある者として、県消防協会からの依頼により出席したものである。

次に、“消防ポンプ操法大会開催に伴う事務打合せ”については、経験豊富で消防団の事情に詳しく、また開催地近隣の各消防団の信望も厚いことから、大会開催地のD市消防団長を補佐する役割上会議への参加を求められ、当該会議に出席したものである。

また、これらの会議への出席に対しては、被災団員の任命権者である町長の出張命令に基づいたものである。

以上のことから、本件を総合的にみても、「被災団員の当該会議への出席は、C郡消防協会の副支部長の職務で参加したのではなく、豊富な経験等を持つB町消防団長として会議のオブザーバー的立場で出席したものである」と認められ、当該用務は消防団長の職務に関連した業務として取扱うのが妥当であり、公務として認められる。

したがって、本件は、公務に付随する帰路途上において発生した災害であり、また事故の発生原因に公務起因性を否定する逸脱等の反証事由も認められないことから、公務上の災害と判断したものである。

◆◆◆ 事例 33 ◆◆◆
 ◆◆◆ 消防学校の初級幹部研修（3泊4日）に参加し、夕食後学校内の浴場で転倒して負傷（公務上） ◆◆◆

1 災害を受けた者

A県B市消防団 副分団長（48歳） 自営業

2 傷病名及び程度

右足捻挫 通院加療

3 災害発生年月日

平成8年9月17日

4 災害発生状況

被災団員は、平成8年9月17日から3泊4日の予定で、A県消防学校の初級幹部研修を受講することとなった。

被災団員は、初日の授業を終え、学校内の食堂で夕食を済ませ部屋に戻り休憩を取った後、入浴するため浴場に入ったところ足を滑らせ転倒して負傷した。

5 参考

夕食時の飲酒は無かった。

【説明】

消防団員が研修等のため出張する場合は、その期間中、任命権者（団長）の直接の支配下からは離脱するものの、出張の全過程について、特別の事情がない限り、任命権者の包括的な支配下にあるものと解され公務遂行性が認められる。また、出張に伴う宿泊に当然付随する行為（食事、入浴等）は私的な行為ではなく、出張自体に当然付随する行為といふべきことから、これらの行為中に負傷等の災害が生じた場合は、私的・恣意的行為等により生じたという反証のない限り、公務起因性が推定され、公務上の災害として取り扱われる。

したがって、本件の入浴行為は、研修先での宿泊行為に付随する行為として公務遂行性が認められ、また事故の発生原因に公務起因性を否定する飲酒等積極的な私的・恣意的行為などの反証事由も認められないことから、公務上の災害と判断したものである。

なお、転倒の原因が過度の飲酒によるもの、または、外出を禁じられているにもかかわらず研修所以外の場所（パチンコ店、居酒屋等）で転倒した場合などは、私的・恣意的行為などによる災害として公務起因性が否定され、公務上の災害とは認められないものである。

◆◆◆ 事例 34 ◆◆◆
◆◆◆ 歳末特別警戒に引き続き詰所で行われた打上げ会に出席し、階段で足を踏み外し転落して負傷（公務外） ◆◆◆

1 災害を受けた者

A県B市消防団 団員（57歳） 会社員

2 傷病名及び程度

頭蓋骨骨折、脳挫傷、外傷性くも膜下血腫等 入院加療

3 災害発生日

平成7年12月31日

4 災害発生状況

被災団員は、平成7年12月30日午後7時30分に歳末特別警戒に出動し、消防ポンプ車で管轄区域内の火災予防の広報活動、機材の点検整備、詰所の清掃などを行った後、広報活動の経過報告と翌年の事業打合せに出席した。

引続き10時30分から詰所2階で行われた打上げ会に出席し、被災団員はその席上で冷酒をコップ4杯（720cc）余りを飲んだ。同会は午前0時に分団長の「1年間ご苦労様でした」という発声で解散となり、他の団員が帰った後、被災団員は、分団長以下4名で

後かたづけを行い、同0時30分頃帰路につくため、手摺につかまりながら階段を下りていたところ途中でふらついて階段を踏み外し、前のめりの体勢で5～6段下のコンクリート製の床に転落して負傷した。

5 参考

(1) 打上げ会について

毎年、特別警戒最終日(30日)に慣例として団長の容認の下で、分団の年間行事に組み込まれており、経費については消防団運営交付金で賄われている。なお、当日の出席者は14名であった。

(2) 打上げ会で消費した飲酒(出席者14名)

日本酒3升、ビール5～6本、ウイスキー1本

(3) 階段の状況

幅1m弱、コンクリート製で17段あり、一直線で比較的急傾斜の勾配であった。

(4) 担当医師の所見

担当医師の診断書では、被災時の身体的状況について、「急性アルコール中毒症(泥酔)、酔って階段より転落」との所見が述べられている。

(5) その他

① 平素健康であり、既往歴はない。

② 平素の飲酒は、晩酌で日本酒を1合程度とっている。

【説明】

本件は、「歳末特別警戒終了後の“打上げ会”が公務に付随するものと認められるか」。また、「災害発生の原因が飲酒による身体的状況に起因したものであるか否か」が問題となるものである。

まず、本件“打上げ会”についてみると、例年、歳末特別警戒の最終日(30日)に慣例として団長の容認の下で実施され、その経費も団費により賄われ、当該“打上げ会”が歳末特別警戒の関連行事として位置付けられていること。また、その開始時間は、午後10時20分からとなっているが、一般に年末の仕事納めの締め括りとして打上げ行事を行うことは社会慣行上認められているところでもあり、警戒業務の時間的特性からして、その開始時間が深夜であることのみをもって公務に付随する行事でないとするには妥当性を欠くものと考えられる。

したがって、本件“打上げ会”は、公務に付随する行事と認められるものと考えられる。

次に、事故と飲酒行為との関係についてみると、公務災害補償制度上は、一般的に飲酒は私的行為とみなされる場合が多いが、消防団員に係る公務災害の認定に際しては、その職務の特殊性、地域の慣習等の諸事情を考慮して取り扱っているところである。

例えば、事故状況等を総合的に判断して、社会通念上許される範囲内ののであれば、

(1) 本人の身体状況等

- ① 死体検案時の血中アルコール濃度 2.49mg/ℓ（このアルコール濃度は、深酔状態（泥酔に近い状態）を示す。）となっている。
- ② 死体検案書では、直接死因は“脳挫傷”とし、その原因は“転落”とあり、また、その外因死の手段及び方法として“アルコールにて泥酔し、川に転落し頭部打撲したもの”とされている。
- ③ 発見時の状況は、衣服に乱れや損傷はなく、ズボンのファスナーが開いていた。
- ④ 警察関係者からの聞き取り調査では、本件事故に事件性はないものとされている。

(2) 総会及び懇親会等について

- ① 総会は、分団年間行事予定に計画されており、これに続く懇親会についても総会に付随するものとして、団長の容認の下で予め計画されていた。
- ② 被災団員は、普段から懇親会等の終了後黙って帰宅することが多かった。

【説明】

本件は、「総会後の懇親会が公務に付随するものと評価し得るか否か」、また、「災害発生の原因が飲酒による身体的影響に起因したものであるか否か」が問題となるものである。

まず、総会及び懇親会についてみると、総会は年間行事計画に予定され、また、懇親会についても総会に付随するものとして予め団長の容認のもと計画されており、その開始時間、所要時間等からみても不相当といえるほどのものではないことから、当該懇親会は公務に付随するものと考えられる。

次に、災害の発生原因について検討すると、被災団員の死亡は、トイレに行くため席を立ってから屋外に出て、翌朝河川で死亡しているのが発見されていることから、本件の事故に至る原因について現認等の明確な証拠が得られない、いわゆる原因不明の災害に該当する事案である。したがって、本件の場合、現場状況、飲酒による身体的影響度等により、合理的な推論に基づき事実関係等を推定し判断することとなる。

本件の事故原因を推論してみると、被災団員は、その血中アルコール濃度及び死体検案医師の所見からすれば、その飲酒の度合は深酔状態を示し、泥酔により川に転落したものとされている。また、死亡発見時にはズボンのファスナーが開いていたとなっており、これらの状況からみると、身体状態が健常であれば川端で小用の際転落する可能性は極めて稀であるところ、「過度な飲酒による身体的影響で自己防衛反応が著しく欠如したため、川に転落し死亡に至った」と推認するのが合理的である。

以上のことから、本件は、公務起因性が認められないことから、公務外の災害と判断したものである。

◆◆◆ 事例 36 ◆◆◆ 分団定例会議後の懇談会の終了後、普通自動二輪車で帰宅途上の交通事故による死亡（公務外）

1 災害を受けた者

A県B市消防団 団員（42歳） 会社員

2 傷病名及び程度

交通事故死

3 災害発生年月日

平成14年1月27日

4 災害発生状況

被災団員は、被災当日、午後8時から分団機車で開催された分団定例会議に出席し、分団長の議事進行のもとで2月行事予定報告、文化財防火訓練・操法練習・夏季訓練等の打合せを同9時頃まで行った。同会議終了後同9時過ぎから懇談会に切り替え、各自持ち寄りのビール、焼酎、つまみ等で飲酒しながら、消防訓練における分団の役割、任務分担等について意見交換等をし、翌28日の午前12時頃に懇談会を終え、各自後かたづけを行い同12時30分頃に解散となった。

被災団員は、同12時40分頃分団詰所から普通自動二輪車で家路につき、その帰宅途上の県道で対向車線をはみ出して、普通乗用車と衝突し救急車で病院に収容されたが、“全身打撲”により死亡した。

5 参考

- (1) 定例会議の出席者は、分団長以下13名であった。
- (2) 懇談会については、行事予定がなく、任命権者（団長）への届出等もなかった。
- (3) 被災団員の飲酒量は、ビール1杯、焼酎お湯割を4～5杯程度（約288～360cc）であった。

【説明】

本件は、分団定例会議及びその後の懇談会に出席し、普通自動二輪車で帰宅途上において交通事故により死亡した事案であり、「当該懇談会が公務（分団定例会議）に付随するものとして評価し得るか否か」、また、「帰宅に用いた普通自動二輪車の交通手段が合理的なものであるか否か」が問題となるものである。

懇談会についてみると、会議、訓練等の終了後における飲酒を伴う懇談会などは、その懇談会等が会議等に付随する行事として予め計画され、かつ、その懇談会の趣旨、内容及び開始時間、所要時間等からみて、社会通念上、会議等の公務との関連性を失わない程度のものであれば、公務に付随するものとして評価されるものである。

本件の場合、分団定例会議終了後の懇談会は、その内容に消防訓練等の話し合いが含まれているとはいえ、分団定例会議に付随する懇談会として予め計画されていたものでなく、かつ、同会合について団長の容認を得ているものでもない。加えて、その懇談会に要した時間等からみても、その終了が深夜（午前12時過ぎ）に及んでいることから、社会通念上、会議に付随したものと到底認められないと解するのが妥当である。

なお、帰路手段（普通自動二輪車）について言及すれば、本人は懇談会の席上で、ビール（コップ1杯程度）、焼酎お湯割を4～5杯程度（約288～360cc）の飲酒後、普通自動二輪車を利用して帰路についたが、その状態は、少なくとも“酒気を帯びた状態”での運転となり、その帰宅手段は“合理的な方法”とは認められないと解するのが相当である。

以上のことから、本件は、公務と相当因果関係をもって発生した災害とは認められないことから、公務外の災害と判断としたものである。

◆◆◆ 事例 37 ◆◆◆

退団に伴う業務引継ぎの終了後慰労会に出席し、深夜の帰宅途上の交通事故による死亡（公務外）

1 災害を受けた者

A県B市消防団 班長（39歳） 無職

2 傷病名及び程度

交通事故死

3 災害発生年月日

平成14年10月31日

4 災害発生状況

被災団員は、平成14年10月31日付けをもって退団することとなり、同日、副分団長以下8名が出席して詰所で事務引継ぎを行うこととなった。同引継ぎは午後9時から始められ同9時40分頃に終了し、その後、退団と引継ぎの慰労を兼ねた懇談会を飲食店で開くことになり、出席団員8名はB市内の飲食店に出かけた。

懇談会は、市内の3軒の飲食店をはしごして行い、翌11月1日の午前2時頃に散会となった。被災団員は、タクシーで自宅近くまで帰り国道を横断しようとしたところ、走行中の車に跳ねられて死亡した。

5 参考

- (1) 懇親会は予め分団長の承認を受けていた。
- (2) 費用は、分団の積立金から支出された。

【説明】

消防団員の公務災害補償制度は、任命された日から退団日の間に発生した災害について適用（在任中に発生した災害で、退団後も引続き補償事由が存続している場合を除く。）されるものである。

本件は、既に消防団員の身分が失われた以後に発生した災害であることから、公務災害補償制度の適用がないものと判断したものである。

なお、慰労を兼ねた懇談会が“引継ぎ業務”に関連し公務に付随したものとして評価されるためには、当該懇談会の所要時間、終了時間、その内容等が社会通念上妥当なものであり、かつ、公務（引継ぎ業務）との関連性が認められなければならない。しかし、本件についてみると、その内容、所要時間及び終了時間からして、当該懇談会が公務（引継ぎ業務）に付随するものと評価することは到底できないものと解するのが妥当である。

(5) 行方不明者の搜索、人命救助活動中の負傷

◆◆◆ 事例 38 ◆◆◆ 豪雨により行方不明となった住民の搜索活動中に河川敷で転倒して負傷（公務上）

1 災害を受けた者

A県B村消防団 団員 会社員（32歳）

2 傷病名及び程度

右膝窩部切傷 通院加療

3 災害発生年月日

平成10年8月11日

4 災害発生状況

平成10年8月10日、台風10号による豪雨のため、B村内を流れるD川が増水して危険な状況となっていた。村民の1人が畑の様子を見に行き、その帰りD川沿いの冠水した道路を歩いていたところ流れに足をとられ、D川に転落し濁流に飲み込まれ行方不明となった。同日午後8時30分、家族から行方不明の搜索依頼が消防団長にあった。

翌11日午前6時に搜索のため消防団長から団員に対して非常召集命令が発令され、D川を中心に行方不明者の搜索が開始された。被災団員は、同僚団員4名と河川敷を搜索していたところ、足を滑らせ転倒し持っていたトビで右足膝裏を負傷した。

【説明】

自然災害等の災害による行方不明者の搜索は、生命、身体の保護のため必要なことであ

り、災害による被害の軽減として消防組織法第1条に規定する消防の任務と解されている。

したがって、本件は、台風下の豪雨による河川の濁流によって行方不明となった住民の搜索活動に従事中に発生した災害であり、公務遂行性が認められ、また事故の発生原因に公務起因性を否定する逸脱行為等の反証事由も認められないことから、公務上の災害と判断したものである。

◆◆◆ 事例 39 ◆◆◆

土石流により行方不明となった住民の搜索活動中に河川で転倒して負傷（公務上）

1 災害を受けた者

A県B市消防団 団員 会社員（23歳）

2 傷病名及び程度

左足刺傷 通院加療

3 災害発生日

平成15年7月24日

4 災害発生状況

平成15年7月20日B市は局地的豪雨に襲われ、午前4時20分頃市内C地区及びD地区に大規模な土石流が発生し多数の被害を出し、住民19名が行方不明となった。被害発生直後から、消防団、自衛隊、警察等による人命の救助活動、行方不明者の搜索活動が開始されていた。

被災団員は、行方不明者の搜索が開始されて5日目の7月24日河川敷を搜索活動中、足を滑らせ転倒した際に竹の根元を踏みつけ負傷した。

【説明】

自然災害等の災害による行方不明者の搜索は、消防組織法第1条に規定する消防の任務と解されている。

本件は、土石流の発生によって行方不明となった住民の搜索活動に従事中に発生した災害であり、公務遂行性が認められ、また事故の発生原因に公務起因性を否定する逸脱行為等の反証事由も認められないことから、公務上の災害と判断したものである。

◆◆◆ 事例 41 ◆◆◆

◆◆◆ 下校途中で河川に転落して行方不明になった小学生の搜索活動中、テトラポットで足を滑らせて負傷（公務上）◆◆◆

1 災害を受けた者

A県B市消防団 団員（34歳）

2 傷病名及び程度

右第1指刺傷 通院加療

3 災害発生年月日

平成15年5月23日

4 災害発生状況

平成15年5月22日、女子小学生が帰宅時間になっても帰ってこないのが心配した家族から学校に連絡があり、これを受けた学校側は市当局に行方不明の搜索を依頼した。市当局は消防団長に搜索要請を発出した。これを受けた消防団長は、消防団員に非常招集を発令し、行方不明となった可能性が最も高いと思われるC川を中心にして搜索に当たることにした。

翌23日午前9時頃被災団員は、C川下流のテトラポット上で搜索活動を行っていたところ、足が滑り転倒を防ごうとしてテトラポットに手をついた際に、右手指を負傷した。

【説明】

自然災害等の災害による行方不明者の搜索は、災害による被害の軽減として生命、身体保護のため行うものであり消防の任務に該当するが、災害によらない行方不明者の搜索は、消防機関が絶対遂行しなければならない固有の事務ではなく、本来の消防の任務とは解されていないが、人命の尊重という社会的要請に応じて市町村長の要請により、消防団長の支配下（包括的支配下を含む。）で搜索活動に従事した場合は、公務として取り扱われているところである。

本件の場合、市当局の要請に基づき、消防団長の支配下での出動形態を有しているものであることから、当該行方不明の搜索活動は公務として取り扱われるものである。

したがって、本件は、公務遂行性が認められ、また事故の発生原因に公務起因性を否定する逸脱行為等の反証事由も認められないことから、公務上の災害と判断したものである。

本件の場合、行方不明者の搜索が広範囲にわたるため、被災団員の属するD村消防団は、B町との相互応援協定に基づきその応援要請を受け、消防団長命で出動し“E川合同搜索管轄区域”の割当てに沿った区域で搜索活動に従事していることから、本件の被災団員の行動はD村消防団の公務として認められるものである。

したがって、本件は、公務遂行性が認められ、また事故の発生原因に公務起因性を否定する逸脱行為等の反証事由も認められないことから、公務上の災害と判断したものである。

なお、この場合の公務災害補償の負担は、当該相互応援協定書で応援側の町村の負担により行われることが定められているので、D村において補償が行われた。

◆◆◆ 事例 43 ◆◆◆

他町の山へ山菜取りに行き行方不明となった消防団員の搜索に、同僚団員が自主的に参加して活動中の負傷（公務外）

1 災害を受けた者

A県B町消防団 団員（45歳） 会社員

2 傷病名及び程度

右足関節骨折 通院加療

3 災害発生日

平成14年6月21日

4 災害発生状況

平成14年6月21日B町の消防団員がC町へキノコ取りに出かけて行方不明となった。C町では直ちに消防団長の命令により消防団員による搜索隊を編成して搜索を開始した。

この搜索には、同僚団員の行方不明ということで、B町の消防団員10人が自主的判断で参加し、C町消防団の指揮下に入らず、行方不明者の家族の搜索を援助するという形で搜索活動に従事した。被災団員は、家族とともに沢周辺を搜索していたところ、岩肌で足を滑らせ滑落して負傷した。

【説明】

本件は、「他町で行方不明になった消防団員の搜索活動に、同僚団員が自主的判断で家族の搜索活動に協力援助した行為が、B町消防団の公務となるか否か」が問題となるものである。

一般に、災害等が発生した場合における消防の責任は、災害発生の市町村にあるとする、災害の属地主義が採られている。

本件のように他町での行方不明者の搜索活動がB町消防団の公務として取り扱われるためには、当事者間に“応援協定”が締結され、それに基づき出動した場合、または、“応援協定”は締結されていないがC町当局からの応援要請に基づき、B町消防団長の支配下により出動する形態が必要となるものである。

本件の場合、行方不明の搜索はC町消防団により行われており、その際C町当局からB町消防団に応援要請がなく、かつ、B町の消防団長は出動命令を発令していないものである。

したがって、本件のB町消防団員の搜索活動は私的行為と解せざるを得ないことから、本件の搜索活動は、公務遂行性が認められないので公務外の災害と判断したものである。

◆◆◆ 事例 44 ◆◆◆
警察からの要請により山中に逃亡した集団密入国事件の容疑者の検索に出動し、捜索中に転倒して負傷（公務外／他の法律の適用）

1 災害を受けた者

A県B町消防団 副団長（58歳） 団体職員

2 傷病名及び程度

左頸骨内顆骨骨折 入院加療

3 災害発生日月日

平成4年9月23日

4 災害発生状況

平成4年9月23日午前10時頃、集団密入国事件の容疑者の1人が山中に逃亡し、その検索のためB町消防団は警察署の要請により出動した。被災団員は、容疑者の検索に出動し山間部を搜索中、急斜面の窪みに足を取られて転倒して負傷した。

【説明】

本件は、警察署の要請により、密入国容疑者の検索に従事して負傷したものであるが、「当該容疑者の検索活動が消防団の公務に該当するか否か」が問題となるものである。

消防と警察との協力業務は、消防組織法第42条第1項に規定されているところであるが、消防の協力業務の内容は、特に明示されていないが、一般には、同法第1条の“消防の任務”の範疇にあるものに限られるものと解されている。

本件の密入国事件の容疑者検索は、“犯罪容疑者の搜索”という警察本来の職務であり、消防固有の職務でないことから、これに対する消防の応援業務は消防団の公務に含まれるものとは解されない。

したがって、本件は、消防団活動としての公務遂行性が認められないことから、公務外

の災害と判断したものである。

なお、本件については、その活動が警察官の職務に協力中に受けた災害として認定され、“警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律”が適用され、同法による災害給付が行われた。

(参考) 警察の業務に協力中に被った負傷(第2編第1章の14(283頁)参照)

◆◆◆ 事例 45 ◆◆◆
 ◆◆◆ 総合公園で子供が川に転落し、救助のため川に入り流されて死亡(公務外/他の法律の適用) ◆◆◆

1 災害を受けた者

A県B市消防団 部長(41歳) 会社員

2 傷病名及び程度

溺死

3 災害発生年月日

平成14年9月23日

4 災害発生状況

A県B市消防団に所属する被災団員は、休日を利用してY県X市にあるC川総合公園に家族と遊びに来ていたところ、写生大会に来ていた絵画教室の子供が川に転落し、それを助けようとした母親が流される水難事故が発生した。

この水難事故に気付いた被災団員と絵画教室の教師が、川に入り救助活動を行い子供と母親を泳ぎながら岸辺に寄せて周辺にいた人の力を借りて救助したが、被災団員と教師は、力尽きて川の流れに押し流され行方不明となった。その後現場に到着した消防隊員等により捜索が行われたが溺死体となって発見された。

【説明】

本件は、B市消防団員がX市のC川総合公園で発生した水難事故にたまたま遭遇し、人命救助活動中に被災したものであるが、「当該活動が公務に該当するか否か」が問題となるものである。

本件の場合、被災団員は、B市を離れX市内の総合公園で水難事故に遭遇し、その救助活動中に被災したものであるが、この人命救助活動は、団員の所属する消防団の区域外の活動となり、当該人命救助活動は、社会一般の道義的立場での善意に基づく行為として、B市消防団の公務には該当しないものである。

また、その行為が消防法第36条を準用して消防業務協力者の行為に該当するかについて

ろである。

本件は、「被災団員が副分団長を迎えに行くための通常の経路と異なった迂回経路が“合理的経路”と認められるか否か」が問題となるところである。

公務災害補償制度上、“合理的経路”とは、住居等と業務従事場所との間を往復する場合に、社会通念上用いると認められる経路をいい、それは団員について1経路とは限られるものではなく、例えば、ガソリン補給のためガソリンスタンドに立ち寄る経路等も認められるが、逆に、特段の合理的理由がないにもかかわらず著しく遠回りとなる経路をとる場合には、その経路は“合理的経路”とは認められていない。

本件の場合、会議は午後8時から2時間の予定で行われるもので終了が深夜にわたり、また、当日の副分団長の交通手段としては自転車による方法でしかないことから、このような場合に自家用車を利用する最寄りの団員が迎えに行くことは通常あり得ることである。

以上のことから、副分団長宅への迂回経路も“合理的経路”に含まれるものと解される。

したがって、本件は、会議出席の途上の合理的経路上で発生した災害と認められ、また事故の発生原因に公務起因性を否定する私的・恣意的行為等の反証事由も認められないことから、公務上の災害と判断したものである。

◆◆◆ 事例 47 ◆◆◆

◆◆◆ 漁船を利用して消防団幹部会議へ出席する途上、エンジン故障による負傷（公務上） ◆◆◆

1 災害を受けた者

A県B町消防団 班長（35歳） 漁業

2 傷病名及び程度

顔面熱傷 入院加療

3 災害発生日

昭和63年7月2日

4 災害発生状況

B町のC島に居住する団員は、B町役場で開催される消防団幹部会議に出席するため、本人所有の漁船に分団長を乗船させC島を出発した。C島を離れて間もない頃、突然エンジンのオーバーヒートを報知する警報ブザーが鳴り出したので、エンジンを止め修理しようとしてラジエーターの蓋を取ったところ、噴出した蒸気が左顔面に当たり負傷した。

5 参考

- (1) 会議の内容は、B町操法大会の日程のほか団運営に関する事項であり、団長以下22名の幹部団員が出席することとなっていた。
- (2) 会議の時間は、午前10時30分から分団長会議、午後1時30分から部長、班長会議を各々2時間行う予定であった。
- (3) C島の交通機関は、1日3往復の定期連絡船があるが、会議が長引くと帰島できなくなる可能性があるため、会議等の出席には漁船を利用するのが慣行となっていた。

【説明】

本件は、「消防団幹部会議の出席のための交通手段として漁船を用いたことが“合理的方法”であるか否か」が問題となるものである。この“合理的方法”とは、業務に就くための手段として社会通念上用いると認められる交通手段をいい、消防団の場合はその職務の特有性からみて、交通手段が地域事情に照らして社会通念上妥当な範囲のものについては、“合理的方法”と認められているものである。

本件の場合、離島という地理的条件に照らして交通手段として漁船を使うことが慣行となっており、かつ、その交通手段についても団長が容認してきている経緯等から勘案すると、会議の往復路の交通手段を定期連絡船のみをもって“合理的方法”とすることは妥当性を欠き、漁船の利用も“合理的方法”であると解するのが妥当であると考えられる。

したがって、本件は、公務の往路途上において発生した災害と認められ、また事故の発生原因に公務起因性を否定する私的・恣意的行為等の反証事由も認められないことから、公務上の災害と判断したものである。

◆◆◆ 事例 48 ◆◆◆

豪雨災害で出動命令を受け軽四輪トラックで消防機庫へ向かう途上で行方不明となり、約2週間後に河川で発見された溺水による死亡（公務上）

1 災害を受けた者

A県B町消防団 班長（49歳） 会社員

2 傷病名及び程度

溺水による窒息死

3 災害発生日

平成10年10月17日

4 災害発生状況

平成10年10月17日、A県B町では台風10号の影響による豪雨が降り続き、各地に水災等の災害発生の恐れが生じた。このため、同日午後10時30分、消防団全団員に出動命令が発令された。

被災団員は、これを受けて消防作業服、雨カップを着用し、午後11時過ぎに約1km離れた消防機庫へ向かうため、自家用軽トラックで自宅を出発したがその後消息が途絶えた。

翌18日午前5時頃、B町は、被災団員を行方不明者と判断し捜索活動を開始した。行方不明から約2週間後の11月1日午前10時40分頃、隣接のC町内を流れる川の中州で“溺死体”となって発見された。

5 参考

- (1) 被災団員の出勤については、22時30分消防団本部からの有線放送を母親が受診し、被災団員に伝えている。また、同40分頃、所属部長からの電話による出勤要請を母親が受け、その内容を伝えていた。
- (2) 被災団員は、部長から出勤要請を受けた後、班の団員に出勤の旨を伝達し、消防作業服等に替え軽四輪トラックで出発して自宅前の町道から約20m先の県道に曲がる場所まで母親が確認している。
- (3) 県道（幅員約4m）はD川沿いに走っており、被災団員が出勤した午後11時過ぎ（当時の降雨量 116.5mm）から急激にD川の水位が上昇し始め、午前1時では同道路面から4～5mにかけ冠水していた。
- (4) D川沿いの県道では、一部分しかガードレールが設置されておらず、また、何ヶ所かで路肩が崩れており、出勤当時、道路の路肩が脆弱となっていたことが推測された。
- (5) 今回の豪雨により隣接市町において、D川沿いの道路冠水により行方不明者（2名）が発生していた。
- (6) D川下流20kmのE町の川岸で被災団員のネーム入りの雨カップが発見された。

【説明】

本件は、集中豪雨により出勤命令を受けた団員が自家用車で消防機庫に向かって自宅を出発し、その後消息が途絶え行方不明となり、後日溺死体で発見された事案であり、自宅を出発してから死亡に至る経緯などが解らないという、いわゆる災害発生の“原因不明”の事案である。このような場合には、認定実務上、間接的な事実関係等に基づき、社会経験則上最も合理的な推論により事実関係等を推定することとなる。その場合、「事実関係等から公務遂行性が確認又は推定されれば、社会経験則に反しない限り公務起因性が有るものと判断するのが合理的である」とされている。

すなわち、本件の場合でみると、災害発生が出勤（公務）途上であったか、災害発生場所が出勤の順路との関係でどうであったかなどから公務遂行性の推定を行い、次いで、病死等の公務起因性に対する反証事由が認められなければ、公務上の災害と推定するのが妥当である。

これを本件についてみると、被災団員が10月17日の夜半有線放送及び部長からの出勤命

令を受け、部下団員に召集をかけたこと等は母親が現認しており、また、消防作業服等に身を整え軽四輪トラックで消防機庫に向かうためその順路となる県道に向かったことも母親が確認していることから、公務遂行性（出勤途上）が推定される。

また、その当時の県道の状況としては、C川の急激な水位上昇により冠水状態となっていたことが推測され、隣接市町でC川の冠水により民間人2名が行方不明となる事故が発生しているなど、C川流域は極度に危険な環境にあったことが推定される。また、死因等については、死体検案の結果、死亡日時は10月18日午前0時頃と推定され、“溺水による窒息による死亡（溺死）”と確定している。

以上のことから、本件を総合的に判断すると、本件は、深夜、豪雨で視界が悪く、また冠水状態で路面の状況判断も困難となっていたなど劣悪な環境下にあったと推定される県道を軽四輪トラックで消防機庫に向かって走行していたところ、河川に車両ごと転落したか、あるいは冠水個所で車両ごと流されたかなどして、その結果溺水による窒息で死亡したものと推定される。また、他に公務起因性を否定する逸脱行為等の反証事由も特段認められないことから、公務の往路途上で発生した災害として、公務上の災害と判断したものである。

◆◆◆ 事例 49 ◆◆◆
集中豪雨下で詰所へ向かう途上、用水路への転落による溺死（公務上）

1 災害を受けた者

A県B市消防団 班長（53歳） 会社員

2 傷病名及び程度

溺水による呼吸不全死

3 災害発生年月日

平成12年9月11日

4 災害発生状況

B市では、平成12年9月11日未明からの集中豪雨により大雨洪水警報が発令され、市内に被害発生のおそれが生じたため、市消防局は、午後3時40分第2次非常配備体制をとり、消防団長は各団員に自宅待機を命じた。同9時54分、雨脚が強くなり道路が冠水し、家屋の床上浸水等の被害が危惧されたので、消防団長は、危険区域の巡回警備を行なうため、各団員に詰所への召集命令を発令した。

被災団員は、これを受けて自転車で自宅を出て、情報収集をしながら詰所に向かった。その途中、上部が蓋で歩道となっている用水路上（冠水状態にあった。）を走行していたところ、用水路（幅2m、水深2m）の蓋が大雨による激流のため流され開いていたため、用水路に転落し暗渠の中を流された。その状況を目撃した住民から119番通報があ

り、消防関係者による捜索が行なわれ、翌12日午前5時45分用水路内で発見され、病院へ搬送されたが、“溺水による呼吸不全”での死亡が確認された。

【説明】

本件は、集中豪雨下で情報収集をしながら歩道となっている用水路上を通行していたところ、冠水のため用水路の蓋が外れていたことに気付かず、用水路に転落し激流に流されて死亡したものである。

したがって、本件は、公務の往路途上で発生した災害であり公務遂行性が認められ、また事故の発生原因についても公務起因性を否定する逸脱行為等が認められないことから、公務上の災害と判断したものである。

◆◆◆ 事例 50 ◆◆◆
 ◆◆◆ 建物火災の出動命令を受け、出動の際に自宅玄関の敷居につまずき転倒して負傷 (公務上) ◆◆◆

1 災害を受けた者

A県B町消防団 団員 (28歳) 自営業

2 傷病名及び程度

左足首捻挫 通院加療

3 災害発生日

平成15年1月24日

4 災害発生状況

被災団員は、午後9時15分頃同報無線で建物火災の発生を覚知すると、直ちに消防用作業服に着替え、玄関で安全靴を履き急ぎ出ようとしたところ、玄関の敷居につまずき転倒して負傷した。

【説明】

本件は、同報無線で火災を覚知して、出動の際に自宅敷地内で負傷したものであり、“公務の始点”が問題となるものである。

消防団員の公務災害補償制度の“公務の始点”に係る取扱いは、火災等の緊急出動の場合は、火災等を覚知又は出動命令を受けた居場所を“公務の始点”として取り扱っている。これは、その時点から任命権者等の支配拘束下にあるものとみなされるからである。

本件の場合、被災団員は、同報無線で建物火災を覚知した居場所から既に任命権者等の支配拘束下にあるものとみなされるので、出動途上において発生した災害となり、公務遂行性が認められ、また事故の発生原因についても公務起因性を否定する私的・恣意的行為

等の反証事由も認められないことから、公務上の災害と判断したものである。

(参考) 公務の始点と終点(第2編第1章の18(285頁)参照・事例51において同じ。)

◆◆◆ 事例 51 ◆◆◆
分団会議の終了後自転車で帰宅し、敷地内で転倒して負傷(公務外)

1 災害を受けた者

A県B村消防団 班長(43歳) 農業

2 傷病名及び程度

左手首骨折 通院加療

3 災害発生年月日

平成12年7月12日

4 災害発生状況

被災団員は、午後9時30分頃夜間の消防操法訓練に参加し、訓練終了後、分団詰所で使用した資機材の後かたづけを行った後、自転車で帰路につき自宅の庭に乗り入れたところ、暗かったため庭に置かれてあった臼に追突し転倒して負傷した。

【説明】

本件は、夜間の訓練終了後自転車で帰路につき、自宅敷地内で障害物に追突して負傷したものであり、“公務の終点”が問題となるものである。

訓練等平常時及び火災等非常時の場合の“公務の終点”は、一般に、一戸建ての住宅で敷地と公道等の境界に門が設置されている場合は、当該門、また、アパート等に居住している場合は、当該部屋の外戸を境界点として取り扱われているところである。

本件の場合、被災団員の家は一戸建ての住宅であり、事故の発生場所が自宅の敷地内であると認められることから、“公務の終点”以後に発生した災害として、公務外の災害と判断したものである。

◆◆◆ 事例 52 ◆◆◆

消防ポンプ操法訓練終了後同僚団員と飲食店で飲酒した後、帰宅途上で道路の溝に足をとられて負傷（公務外）

1 災害を受けた者

A県B村消防団 班長（43歳） 農業

2 傷病名及び程度

右足関節骨折 入院加療

3 災害発生日

平成13年9月21日

4 災害発生状況

被災団員は、午後8時頃まで消防ポンプ操法訓練に従事し、同訓練終了後、同僚団員3名と通常の経路から約300m逸れた飲食店に立ち寄り2時間余りビール、日本酒を飲みながら歓談し、同10時30分過ぎに帰宅の途についたが、その途中道路の端の溝に足をとられて転倒して負傷した。

【説明】

公務災害補償制度上、業務を終えた帰路途上における“逸脱”とは、業務と関係の無い目的で通常の帰路経路（合理的経路）を外れて公務と関係のない行為を行うことをいうが、それが日用品の購入などの“日常生活上必要な行為”と認められ、しかもその時間が当該行為を行うために必要と認められる範囲のものであるならば、その逸脱の間を除き、通常の帰路経路に復した後は“公務に付随する行為”として取り扱われているところである。

本件は、被災団員が訓練終了後、その帰路途中で通常の帰宅経路（合理的経路）を外れて同僚団員と居酒屋に立ち寄り2時間余り飲酒した後に、帰路に復した途中で事故が発生したものである。その行為は“逸脱”に該当し、また、その間の飲酒等も“日常生活上必要な行為”とは認められないものである。

このような逸脱行為の後通常の帰宅経路に復したとしても、その後は業務に関連しての帰宅のための行為というより、むしろ、“逸脱の目的”に関連して行われたものと解されるので、その後は業務との関連性が認められないものとなる。

したがって、本件は、被災団員が通常の帰宅経路（合理的経路）から外れた時点から“公務に付随する行為”を逸脱したものと認められることから、公務外の災害と判断したものである。

（参考） 公務の往復途中の“逸脱・中断”（第2編第1章の19（286頁）参照）

(7) 公務上の傷病と相当因果関係をもって発生した負傷

◆◆◆ 事例 54 ◆◆◆
 公務傷病（右頬挫創）の治療のため、バイクで病院へ行く途中で車に追突されて発生した左足捻挫（公務外）

1 災害を受けた者

A県B町消防団 団員（36歳） 農業

2 傷病名及び程度

- ① 当初 右頬挫創 通院加療
- ② 続発 左足首捻挫 通院加療

3 災害発生年月日

- ① 平成11年10月21日
- ② 平成11年11月2日

4 災害発生状況

被災団員は、平成11年10月21日建物火災に使用したホースを乾燥させるため、ホース乾燥場の手動ウインチで吊り上げようとしたところ、手がすべりウインチハンドルが右顔面に当たり負傷し、通院加療を行うこととなった。

その後、治療のためバイクで病院へ向かう途上、交差点に差しかかった時、車に追突され左足を負傷した。

【説明】

本件は、公務傷病の治療のため通院途中で交通事故により負傷したものであるが、「当該負傷と当初の公務傷病との間に相当因果関係が認められるか否か」が問題となるものである。

公務傷病の療養中に発生した傷病は、一般的には公務遂行性が認められないので私傷病として取り扱われる。しかし、当初の公務傷病があったためそれが原因となって新たな事故が生じ、事故の発生原因が当初の公務傷病と直接的に関連しているものと認められ、かつ、その事故が傷病の療養中に通常に生じるものか又避けられないものと認められる場合は、当初の公務傷病と事故との間に相当因果関係があるものと認められ、公務上の災害として取り扱われるものである。

なお、公務傷病の療養中に事故が発生したという、単なる条件関係だけでは相当因果関係を認めることはできないものである。

本件についてみると、被災団員は、当初の公務傷病“右頬挫創”のため通院している途中で交通事故により負傷したものであるが、今回の事故の発生状況から勘案すると、今回

係を認めることはできないものである。

本件についてみると、公務傷病で自宅療養中、来客のため松葉杖にすがって部屋を出たところで転倒し、“左アキレス腱”を再度断裂したものであるが、被災団員の転倒は、当初の公務傷病によって足が不自由となった結果、松葉杖を使用することになり、これにより転倒したものと認められる。

したがって、本件は、その事故の態様から公務傷病と事故との間に直接的な関連性が認められ、かつ、社会経験則上、慣れない松葉杖を使用した場合、このような事故はあり得るであろうことが認められることから、当初の公務傷病と事故（転倒）との間に相当因果関係が認められ、公務上の災害と判断したものである。

(参考) 「療養中の負傷」(第2編第3章第1 療養補償の5及び6 (301頁、302頁) 参照)

(8) その他公務と相当因果関係をもって発生した負傷

◆◆◆ 事例 56 ◆◆◆ 独居老人宅の雪降ろし作業に従事中屋根から転落して負傷 (公務上)

1 災害を受けた者

A県B市 団員(39歳) 会社員

2 傷病名及び程度

右鎖骨骨折 通院加療

3 災害発生日

平成11年2月11日

4 災害発生状況

被災団員は、管轄区域内の防火指導に出動し、団員2名を1組として各地区の防火指導を行うことになり、独居老人宅を訪問したところ玄関戸が屋根の積雪の重みで開閉が不能な状態となっていた。老人から相談を受けた被災団員は詰所に帰所して上司の部長に報告したところ、部長は、待機していた団員で老人宅の屋根の雪降ろしを行うことを決定し、被災団員以下6名に雪降ろし作業を命じた。

被災団員は、高さ約3mの屋根にはしごを架け屋根に登ろうとしたところ、軒部分の積雪が滑り落ちてきたため、その反動で転落して負傷した。

5 参考

屋根の積雪は、約1m余の状態となっていた。

【説明】

本件は、「独居老人宅の“雪降ろし作業”が消防団の公務の範囲に含まれるか否か」が問題となるものである。

公務災害は、消防団長等の上司の支配性（公務遂行性）が認められ、事故等の原因に公務からの逸脱・離脱行為、恣意的・私的行為、故意等の公務起因性を否定する反証事由がなければ公務上の災害と認められるものである。

個人宅の屋根の雪降ろし作業は、一般に住宅所有者の責任において実施されるべきものではあるが、豪雪災害により家屋に閉じ込められた老人を救出したり、家屋の崩落防止のための作業は、消防組織法第1条の後段の“災害に因る被害を軽減すること”に該当し、当該雪降ろし作業は消防団の業務と解されている。

本件の場合、独居老人宅の屋根は積雪のため開閉が不能な状態となっていることを考慮すれば、その雪降ろし作業は、“災害に因る被害を軽減すること”に該当するものと認められる。

したがって、本件は、公務遂行性が認められ、また事故の発生原因に公務起因性を否定する私的・恣意的行為等の反証事由も認められないことから、公務上の災害と判断したものである。

◆◆◆ 事例 57 ◆◆◆

分団員有志による県操法大会出場分団の操法訓練の見学等の後懇談会に参加し、帰
路途上の交通事故による負傷（公務外）

1 災害を受けた者

A県B市 団員（32歳） 会社員

2 傷病名及び程度

脳挫傷、頭蓋骨骨折等 入院加療

3 災害発生年月日

平成11年6月22日

4 災害発生状況

被災団員の属するC分団は、A県消防操法大会の市の代表分団として選考されなかった。そこで、C分団の有志8名（副分団長以下）が分団詰所に集まり、来年の市の消防操法に向けて訓練のため同所前で訓練コース等の設定を行った後、副分団長の提案で県消防操法出場分団の操法訓練を見学に行くこととなった。

被災団員は、同訓練の見学等の後午後10時30分頃から、参加者による居酒屋での懇親会、それに続くスナックでの二次会に出席し、翌23日午前12時30分頃自家用車で帰宅途中、運転操作を誤り道路脇の電柱に激突して負傷した。

5 参考

操法訓練のためのコース設定等の作業、県消防操法大会の出場分団の見学等、被災当日の行動は、団長、消防本部の指示等の下で実施されたものでなく、あくまで有志で計画したものである。

【説明】

本件は、「任命権者である消防団長の命がなく、有志団員によって計画された操法訓練準備、県消防操法出場分団の訓練見学等、被災当日の一連の行動が公務として評価されるか否か」が問題となるものである。

公務災害は、消防団長の支配性（公務遂行性）が認められ、事故等の原因に公務からの逸脱・離脱行為、私的・恣意的行為、故意等の公務起因性を否定する反証事由がなければ公務上の災害と認められるものである。

本件の場合、被災当日の一連の行動は、団長の支配性は認められず、C分団の有志8名によって計画し実施されたものであることから、当該行動は有志による“私的行為”と解するのが相当である。

したがって、本件は、公務遂行性が認められないことから、公務外の災害と判断したものである。

◆◆◆ 事例 58 ◆◆◆ 地震により亀裂の生じた山肌の崩落防止の作業中にハチに刺されて負傷（公務上）

1 災害を受けた者

A県B市消防団 団員（39歳） 会社員

2 傷病名及び程度

蜂刺症 通院加療

3 災害発生年月日

平成12年10月13日

4 災害発生状況

平成12年10月6日に発生したC県西部地震によりB市D町地区の民家の裏山に広範囲にわたり亀裂が生じた。B市消防本部は、当該裏山の亀裂により崩落災害が発生する恐れがあると判断し、消防団長に危険防止のため消防団の出動を要請した。これを受けた消防団長は、10月13日午前6時30分頃、招集命令を発令した。

被災団員は、山肌の崩落危険個所にビニールシート張り工法作業に従事していたところ、ハチに顔、背中を刺され負傷した。

【説明】

公務災害は、消防団長の支配性（公務遂行性）が認められ、事故等の原因に公務からの逸脱・離脱行為、恣意的・私的行為、故意等の公務起因性を否定する反証事由がなければ公務上の災害と認められるものである。

本件の場合、山肌の崩落危険個所の防止作業は、消防団長の支配下で実施されたものであり公務遂行性が認められる。本件は、その公務遂行中に発生した災害であり、また事故の発生原因についても公務起因性を否定する私的・恣意的行為等の反証事由が認められないことから、公務上の災害と判断したものである。

◆◆◆ 事例 59 ◆◆◆

入団予定者が任命前に分団長の要請により分団総会に出席し、その帰路途上の交通事故による死亡（公務外）

1 災害を受けた者

A県B村 男性（38歳） 農業

2 傷病名及び程度

交通事故死

3 災害発生日

平成14年3月10日

4 災害発生状況

被災者は、平成14年4月1日付けでB村消防団員に任命され班長に就任する予定であった。

被災者は、消防団員の就任予定前である平成14年3月10日午後1時30分からC分団詰所で開催される分団総会の出席を分団長から要請され出席した。同総会は、平成13年度の事業報告、会計報告等を内容としたもので午後3時前に終了した。同3時から6時30分までは会場を移動して懇親会を開き、その後、4月1日に就任予定の役員による打合せの会合が行われ、7時30分に解散となった。

被災者は、次期役員予定者の会合まで出席し、帰宅途上、道路を横断中に乗用車にはねられ“全身打撲”により死亡した。

5 参考

被災者は、平成14年1月15日付けの分団長名による「貴殿を平成14年4月1日からB村消防団C分団班長に委嘱します。」を内容とした委嘱書の交付を受けていた。

【説明】

本件は、消防団員の任命前において、分団長の要請により分団総会等の行事に出席し、

その帰宅途上交通事故により被災した事案であり、「当該災害が消防団員の公務災害補償制度の適用が有るか否か」が問題となるものである。

公務災害補償制度上、使用者（市町村）の災害補償責任は、当然に傷病等の災害が公務上の事由によるものであることが前提となるため、災害補償を受ける権利も消防団員の身分（市町村との労働関係）の成立が必要となるものである。その消防団員は、任命権者（团长）から任命の発令を受けた時から消防団員の身分を有することとなるものである。

したがって、本件は、任命日前に分团长からの委嘱書の交付を受け、また、要請により分団総会等に出席したものであるが、その委嘱書の交付や分団総会等の出席要請をもって消防団員の身分が付与されるものではないことから、本件は、消防団員の任命前の災害となり、公務災害補償制度の適用が無いと判断したものである。

◆◆◆ 事例 60 ◆◆◆

消防団員を対象とした健康診断を受診していた団員が、会場の段差につまずき転倒して負傷（公務上）

1 災害を受けた者

A県B町 副分团长（36歳） 会社員

2 傷病名及び程度

左第5中足骨骨折 通院加療

3 災害発生日

平成15年7月13日

4 災害発生状況

B町は、数年前から消防団員の健康管理の一環として、消防団員全員を対象とした“健康診断事業”を実施していた。被災団員は、健康診断を受診するため会場の町立小学校の体育館へ出向いた。健康診断開始前グラウンドで参加団員の点呼を行った後、健康診断を受けるために体育館に入ろうとしたところ、入口の階段に左足をひっかけて負傷した。

5 参考

B町消防団は、団員の高齢化が進む中、健康管理の重要性を認識し、团长を始めとする団本部と町当局との協議で、数年前から全消防団員を対象とした健康診断を実施するようになった。

【説明】

一般職の地方公務員は、職員の健康の保持・増進のため地方公務員法第42条の規定による厚生制度の一環として健康診断が義務付けられているが、非常勤の消防団員について

は、地方公務員法又労働基準法の適用がないため、使用者（市町村）に健康診断が義務付けられていない現状にある。

本件の場合、任命権者である消防団長及び消防団を管理する市当局により、団員の健康保持・増進を目的として計画された“健康診断事業”であることから、当該事業に参加する行為には公務遂行性が認められ、また、公務起因性を否定する私的・恣意的行為、逸脱行為等の反証事由のない限り、定められた検診会場内の事故及びその往復途上の事故等による負傷は、健康診断受診行為又は健康診断環境に内在する危険が現実化したものとして、公務起因性が認められるものである。

以上のことから、本件は、公務遂行性が認められ、また事故の発生原因についても公務起因性を否定する私的・恣意的行為等の反証事由も認められないことから、公務上の災害と判断したものである。

◆◆◆ 事例 61 ◆◆◆
◆◆◆ 新入団員勧誘業務で候補者宅を訪問し玄関を出たところ、飼犬に噛まれて負傷（公務上） ◆◆◆

1 災害を受けた者

A県B市 班長（34歳） 自営業

2 傷病名及び程度

右小指犬咬創 通院加療

3 災害発生日

平成16年1月22日

4 災害発生状況

B市消防団は、平成16年3月31日付けで約50名の消防団員が退団する予定となり、消防団長等団本部とB市当局とで欠員補充について検討した結果、各分団の幹部団員に“団員募集業務”を行わせることになった。

これを受けて、被災団員は、午後8時過ぎ新入団員確保のため分団区域内の候補者宅を訪問し、勧誘事情等についてひと通りの説明を終え帰路につこうとしたところ、夜間で周辺が暗かったため玄関先に繋がれていた飼犬に近寄り過ぎて、驚いた飼犬が突然吠え立て“右手小指”を噛まれて負傷した。

【説明】

本件は、年度末に退団予定の団員の補充について、消防団長等団本部と市当局の検討結果を受け、各分団において新入団員の募集業務を実施することとなったことから、当該業務は“消防団の庶務業務”として公務と認められるものである。

したがって、本件は、公務遂行性が認められ、また事故の発生原因についても犬を挑発するなどの公務起因性を否定する反証事由も認められないことから、公務上の災害と判断したものである。

なお、本件の飼犬による損害については、民法上（第718条第1項但し書き）、動物の飼主（占有者）がその動物の種類や性質に従って、十分に注意をして保管していたときには、その損害に係る責任を負わないとされており、本件は、これに該当するものと認められ、損害賠償事件に該当しないとして取り扱われたものである。

2 疾病

(1) 公務に起因する疾病

ア 腰部の疾病

◆◆◆ 事例 62 ◆◆◆
 簡易無蓋貯水槽の清掃で泥出し作業に従事中に発症した急性腰痛症（公務上）

1 災害を受けた者

A県B市消防団 班長（36歳） 会社員

2 傷病名及び程度

急性腰痛症 入院加療

3 災害発生日

平成8年11月10日

4 災害発生状況

被災団員は、10日午前実施された消防機械取扱訓練及び救急操法の訓練に参加し、訓練終了後予定されていた担当区の消防水利として使用している簡易無蓋貯水槽の清掃を部下団員6名とで行うこととなった。

被災団員は、貯水槽（高約2m弱）の中に入り、バケツ、オイル缶（18ℓ）で泥をすくい上げ外で待機している団員に手渡す作業を30回以上にわたって行った。その作業中に腰部に“刺すような痛み”を感じたが我慢して最後まで続け、帰宅後も腰の痛みは消えず湿布薬などで自己療法をしていた。12日、痛み我慢できず病院で受診したところ“急性腰痛症”と診断された。

【説明】

一般的に、腰痛は、骨の変形等の素因、基礎疾患等が加齢とともに進展して、通常の動

作によっても発症するケースが多く、このような性質を有する腰痛症等が公務上の災害と認められるためには、単に公務遂行中に発症したということだけでは足りず、

- ① 通常の動作と異なる動作（日常生活上又は職業における通常の作業動作と異なる動作をいう。以下同じ。）による腰部に対する急激な力の作用が公務遂行中に生じたことと明らかに認められ、
- ② かつ、当該腰部に作用した力が“腰痛”を発症させ、又は“腰痛の既往症”を再発させ、若しくは基礎疾患を著しく増悪させたと医学的に認められなければならないとされている。

本件の場合、貯水槽（高約2m弱）の中よりバケツ等で泥をすくい上げ、外で待機している団員に手渡し一連の作業を30回以上反復している最中に発症しているものであるが、これらの一連の動作は、“通常の動作とは異なる動作による腰部に対する急激な力の作用が作業中に生じたもの”と認められる。

また、医学的知見によれば、被災団員には軽度な“変形性腰椎症”が認められ、本件疾病発症に係る基礎疾患を有しているものの、本件疾病は、貯水槽の清掃作業によって腰部に加わった急激な力の作用によって生じたものであることから、公務と“急性腰痛症”との相当因果関係は認められる。

以上のことから、本件疾病は、公務と相当因果関係をもって発症したものと認められるので、公務上の災害と判断したものである。

◆◆◆ 事例 63 ◆◆◆
豪雨により増水した河川の土のう積作業に従事中に発症した腰椎椎間板ヘルニア
(急性症状のみ公務上)

1 災害を受けた者

A県B市消防団 団員（33歳） 会社員

2 傷病名及び程度

腰椎椎間板ヘルニア 通院加療

3 災害発生年月日

平成10年9月16日

4 災害発生状況

平成10年9月16日午前8時頃、台風5号の接近による豪雨によりX川の増水で護岸の何ヶ所が洗掘され危険な状況となった。同9時頃、被災団員は出勤命令を受け河川現場に急行した。現場到着後、消防車両の荷台に上がり土のう（1袋約45kg）を持ち上げ荷台から降ろし、約5m離れた現場へ搬送往復する作業に従事し、同作業の2回目のとき中腰の姿勢で土のうを持ち上げようとしたところ、腰部に“ズキッ”とした痛みが走

り、一時作業を中断した後、歩行時の痛みを耐えながら3袋の土のうを搬送した。

その後、腰部に痛みを感じながら消防車両の運転業務に就き土のうの運搬に従事し、正午の解散命令後自宅に帰宅したが腰の痛みは消えず自宅療養していたが、18日には腰の痛み到我慢できず歩行も困難となったため、病院で受診したところ“腰椎椎間板ヘルニア”と診断された。

5 参考

(1) 治療担当医師の所見

初診時、腰椎は疼痛のため前後屈が著しく制限されていた。腰椎XP写真所見等では、第5腰椎と仙椎との間に椎間板の変性による狭変化を認める。

(2) 既往歴

① 平成5年7月

勤務先で腰痛を発症し、“腰椎椎間板ヘルニア”と診断される。以後、常時コルセットを装着し、しばらくして症状が安定したので通院を中止した。

② 平成7年6月

6月以降、疲労が蓄積した時や重量物を持った際に腰部に痛みが出現し、その都度通院して腰部牽引、マイクロ波の照射などリハビリを受けていた。

③ 平成10年1月

腰痛を再発させ、同年7月まで月4回程度会社勤務の終了後通院しリハビリを行い、重量物を持たないように日常心掛けていた。

【説明】

一般的に、腰痛は、骨の変形等の素因、基礎疾患等が加齢とともに進展して、通常の動作によっても発症する場合が多く、このような性質を有する腰痛症等が公務上の災害と認められるためには、単に公務遂行中に発症したということだけでは足りず、

- ① 通常の動作と異なる動作（日常生活上又は職業における通常の作業動作と異なる動作をいう。以下同じ。）による腰部に対する急激な力の作用が公務遂行中に生じたと明らかに認められ、
- ② かつ、当該腰部に作用した力が腰痛を発症させ、又は腰痛の既往症を再発させ、若しくは基礎疾患を著しく増悪させたと医学的に認められなければならないとされている。

本件疾病は、消防車両の荷台から約45kgの土のうを中腰の姿勢で持ち上げ搬送する一連の作業中に発症しており、この作業動作を繰り返すことにより腰部に異常な力が急激に作用したものと認められる。

医学的知見によれば、被災団員は、平成5年7月に職場において“腰痛”を発症し“腰椎椎間板ヘルニア”と診断され、以後、平成7年6月及び平成10年1月に、“腰痛”を再発しリハビリ等の加療を行っており、また、発症時前のXP写真上で椎間板の狭変化が認め

られるなど、高度な“腰痛”に係る既往症を有していたものであるものの、水防現場で重量約45kgの土のうを中腰の姿勢で持ち上げるなどの動作によって腰部に加わった急激な力の作用により、本人の腰痛の既往症を増進させ、“腰椎椎間板ヘルニア”を発症させたと認められる。

以上のことから、本件疾病は、公務が相対的に有力な原因となって“腰痛”の既往症を増進させたものと認められるので、その急性増悪分に限り公務上の災害と判断し、急性症状の消退（本件では、職場復帰）するまでの間を補償の対象としたものである。

◆◆◆ 事例 64 ◆◆◆
消防ポンプ車の操法訓練中に発症した腰椎椎間板ヘルニア（公務上）

1 災害を受けた者

A県B市消防団 団員（28歳） 会社員

2 傷病名及び程度

腰椎椎間板ヘルニア 入院加療

3 災害発生年月日

平成10年6月16日

4 災害発生状況

被災団員は、被災当日の約1月前から週3～4回の割合で消防操法訓練に参加していた。当日、消防ポンプ車操法の2番員として2回目の訓練に入り、ポンプ車からホース2本（重量約6.5kg）を降ろし折膝の姿勢で第1ホースを展張し、第2ホースを肩に担ぎホース展張地点まで駆足で移動し、折膝の姿勢で第1、第2ホースの結合後第2ホースを展長するため中腰になった時腰に痛みを感じた。

その後腰に痛みが残っていたが湿布薬等で自己療養しながら訓練に参加していたが軽快しないため、被災1週間後に病院で受診したところ“腰部椎間板ヘルニア”と診断された。

5 参考

(1) 治療担当医師の所見

XP写真及びMRI所見上、“第4、第5腰椎椎間板”にヘルニアを認め、神経への圧迫所見も著明であった。

(2) 既往歴：

特になし、日常生活上も腰部に負担のかかる動作はない。

【説明】

一般的に、腰痛は、骨の変形等の素因、基礎疾患等が加齢とともに進展して、通常の動

5 参考

被災団員には、既往症として“腰椎椎間板ヘルニア”があり、平成12年2月から5月まで通院加療を行っていた。

【説明】

一般的に、腰痛は、骨の変形等の素因、基礎疾患等が加齢とともに進展して、通常の動作によっても発症する場合が多く、このような性質を有する腰痛症等が公務上の災害と認められるためには、単に公務遂行中に発症したということだけでは足りず、

- ① 通常の動作と異なる動作（日常生活上又は職業における通常の作業動作と異なる動作をいう。以下同じ。）による腰部に対する急激な力の作用が公務遂行中に生じたと明らかに認められ、
- ② かつ、当該腰部に作用した力が腰痛を発症させ、又は腰痛の既往症を再発させ、若しくは基礎疾患を著しく増悪させたと医学的に認められなければならないとされている。

本件疾病は、駆足行進中に転倒した際に“腰痛”を発症したものであり、発症状況をみると、腰部に対する急激な力の作用が駆足行進中の転倒により生じたものと認められる。

また、医学的知見によれば、本人は既往症として“椎間板ヘルニア”を有しているものの、駆足行進中の転倒により腰部に作用した力が、本人の既往症の“腰椎椎間板ヘルニア”を著しく増悪させ、“腰痛”を再発させたものと認められる。

以上のことから、本件の“腰痛”の症状は、公務が相対的に有力な原因となって基礎疾患を増悪させ発症したものと認められるので、その急性増悪分に限り公務上の災害と判断し、急性症状の消退（本件では、退院）するまでの間を補償の対象としたものである。

◆◆◆ 事例 66 ◆◆◆

◆◆◆ 消火活動中に側溝に落ちて腰を痛め約6ヶ月後の訓練中に発症した腰痛症（公務外） ◆◆◆

1 災害を受けた者

A県B市消防団 分団長（63歳） 自営業

2 傷病名及び程度

変形性腰痛症等 通院・入院加療

3 災害発生日

平成12年12月18日

4 災害発生状況

被災団員は、平成12年5月27日、建物火災に出動し消火作業中に側溝に落ち両手・腰

を負傷したが、市販の湿布薬、鎮痛薬で自己療養にて対応した。同年11月6日、消防訓練でグラウンド（1周約150m）をランニングしていたところ腰に痛みを覚えたため訓練を中止し、以後の訓練は実技に従事せず指示を出すのみであった。

同年12月15日、市内特別警戒巡視に出動し、午後7時頃巡視のため石段を登っていたところ腰に痛みが出現し巡視を中止し詰所で待機していた。以後市販の湿布薬、鎮痛薬で自己療養をしていたが腰の痛みが消えないため、同月18日病院で受診した結果“変形性腰痛症”と診断された。

5 療養経過

平成12年12月18日 C病院にて受診“変形性腰痛症”と診断され、13年1月24日まで通院加療する。次第に腰痛が消退していく。

平成13年1月14日 震災消防演習に参加し、その集合時に“腰痛”が出現し、車内で待機する。

1月30日 朝起きた際“腰痛”が激しく、救急車でD病院へ搬送され、“腰椎圧迫骨折”の診断を受け、2月15日まで入院加療を行う。

2月16日 E病院へ転医し、3月2日まで入院加療を行う。

3月3日 F病院へ転移入院し“多発性骨髄腫”の診断を受け、6月5日まで入院、退院後は通院加療を行う。

6 参考

(1) 治療担当医師の所見

① C病院及びD病院の担当医師

腰痛の公務起因性については、両医師ともに判断は困難であり、意見は述べ難いとしている。

② E病院の担当医師

腰痛は、単なる素因又は基礎疾患の自然悪化により発症したものと考えられる。

(2) 既往歴

特になし。

【説明】

一般的に、腰痛は、骨の変形等の素因、基礎疾患等が加齢とともに進展して、通常の動作によっても発症する場合が多く、このような性質を有する腰痛症等が公務上の災害と認められるためには、単に公務遂行中に発症したということだけでは足りず、

① 通常の動作と異なる動作（日常生活上又は職業における通常の作業動作と異なる動作をいう。以下同じ。）による腰部に対する急激な力の作用が公務遂行中に生じたと明らかに認められ、

② かつ、当該腰部に作用した力が腰痛を発症させ、又は腰痛の既往症を再発させ、若しくは基礎疾患を著しく増悪させたと医学的に認められなければならないとされている。

る。

これを本件についてみると、医学的知見によれば、5月時の負傷は、市販薬で回復していること等からすれば、これが原因で約6ヶ月後に“腰痛”が出現したとは考えられないものであり、C病院でのXP写真上では、腰椎に各椎体の骨棘形成、椎間板の狭小化など著明な変化が認められるが、これは外傷性変化ではなく自然退行性の変化である。また、D病院で“腰椎圧迫骨折”が診断されているが、これは腫瘍などの基礎疾患による病的骨折であり、“多発性骨髄腫”については骨盤、頭蓋骨にパンチドアウトが認められ、“腰痛”はこの“骨髄腫”によるものと解するのが合理的である。また、11月以降の点検訓練、特別警戒及び平成13年1月の震災消防演習における“腰痛等”についても、その当時の被災団員の態様からすれば、特に腰部に対する急激な力の作用が公務遂行中に生じたものとは認められない。

以上のことから、本件疾病は、公務と相当因果関係をもって発症したものとは認められないので、公務外の災害と判断したものである。

イ 脳系統の疾病

◆◆◆ 事例 67 ◆◆◆ ◆◆◆ 約2ヶ月間の消防操法訓練に従事した後、県操法大会に出場中発症した脳梗塞（公務上） ◆◆◆

1 災害を受けた者

A県B市消防団 班長（59歳） 大工

2 傷病名及び程度

脳梗塞 死亡

3 災害発生年月日

平成12年7月28日

4 災害発生状況

被災団員は、午前6時30分県消防操法大会に出場のため、所属分団の詰所を出発した。会場到着後、テントとのぼりの設営作業に従事した後、同8時30分から開会式が挙行され、本人は、所属分団の旗手として分団旗（約5kg）を持って約200mを行進し、開会式終了までの約40分間基本姿勢で分団旗を保持していた。

同9時15分から消防操法競技が開始され、被災団員は、テント内で競技出場選手団員等と打合せを行い、駐車場からホース2本（約12kg）を会場まで（約50m）搬送し、その直後の午後1時20分頃、顔面蒼白となり意識障害を起こし倒れた。その後、救急車で病

院に搬送されたところ“脳梗塞”と診断され、入院して治療を受けたが8月8日に死亡した。

5 参考

(1) 発症前日までの公務従事状況

平成12年5月22日より操法大会前日の同年7月27日まで、全訓練日程55日間のうち53日間にわたって夜間の操法訓練に約2時間(19時~21時)参加し、訓練運営等の裏方的作業(ホースの後片付け、グラウンド及びポンプ車の整備等)に従事していたが、競技者が欠席した日にはその代役(3番員)を務めていた。また、発症日の1週間前からは、分団旗手として行進練習などに従事していた。

(2) 身体の状態

身長 165cm、体重 65kg

(3) 既往歴及び基礎疾患

① 既往歴 特になし

② 基礎疾患 内頸動脈の狭窄(脳梗塞発症後の脳血管造影写真により確認された。)

(4) 発症当日の気象状況

晴れ、気温 27℃、平均湿度 77%

【説明】

脳出血、心筋梗塞等の脳・心臓疾患などの疾病の場合は、負傷と異なり、一般的にその発生原因が外面的に明らかでないため、公務上・外の認定に当たっては、公務起因性(相当因果関係)の有無が主要な判断要件となる。

すなわち、脳・心臓疾患等は、高血圧、動脈硬化等による血管病変又は動脈瘤等の基礎的病態(以下「血管病変等」という。)が加齢や日常生活の中で自然経過的に進行及び増悪して発症する性質を有することから、“私病増悪型”の疾病といわれている。

これらの疾病が公務上の災害となるか否かは、単に公務の遂行中に発症したというだけでは足りず、発症前に従事した公務による身体的・精神的に過重な負荷若しくは公務に関連しての突発的な出来事又は公務による“疲労の蓄積”が要因となり、血管病変等をその自然経過(注1)を超えて著しく増悪させ発症に至ったこと、すなわち「公務と疾病との間に相当因果関係(公務起因性)が医学経験則上認められるか否か」によって判断される。

なお、“公務遂行性”について言及すれば、一般的には“任命権者の支配下において業務に就いている状態”と定義されるが、公務上の疾病における“公務遂行性”については、必ずしも消防団員が任命権者(団長)の支配下にある状態において疾病が発症することを意味しているものでなく、任命権者の支配下にある状態において有害因子を受けることを意味しているものである。

換言すれば、任命権者の支配下を離れた場合(例えば、自宅等)における疾病の発症で

あっても、その発症前に発症するに足りる公務による有害因子へのばく露（身体的・精神的過重負荷等）が認められれば（公務起因性）、「公務遂行性」についても認められるものである。【この前文の記述は、以下の事例100まで略】

本件は、「頸動脈の狭窄」という「脳梗塞」の基礎疾患を有する団員が消防操法大会の出場中に「脳梗塞」を発症した事案であり、「当該疾病が公務による身体的・精神的負荷等が要因となり基礎疾患（注2）を著しく増悪させ発症に至ったものであるか否か」が問題となるものである。

被災団員の公務従事状況をみると、発症日前の約2ヶ月以上にわたる夜間の操法訓練に従事したことによる「疲労の蓄積」した身体的状態の中で、発症当日、開会式では分団旗手として一連の行動に従事するほか、会場・競技出場のための諸準備に従事していることから、相当程度の身体的・精神的負荷があったと認められるものである。

また、医学的知見によれば、発症後の脳血管造影フィルムでは「内頸動脈の梗塞」が認められ、元々狭窄傾向にあった血管が今回の継続的な操法訓練による「疲労の蓄積」及び大会当日の蒸し暑い気象条件の中での業務による身体的・精神的負荷が、より血管の狭窄を悪化させたものと考えられる。

以上のことから総合的に判断すると、本件疾病は、発症前の公務による身体的・精神的負荷が要因となって、基礎疾患を自然経過を超えて急激に著しく増悪させ発症したものと認められる。

したがって、本件は、公務と相当因果関係をもって発生した疾病と認められることから、公務上の災害と判断したものである。

- (注) 1. 自然経過とは、加齢、一般生活等において生体が受ける通常の要因による血管病変等の形成、進行及び増悪の経過をいう。(以下同じ。)
2. 基礎疾患とは、現在の疾病に先行して継続的に存在し、現在の疾病の発症の基礎となる病的状態をいう。例えば、脳出血に対する高血圧症、脳血栓症に対する脳動脈硬化、心筋梗塞に対する冠状動脈硬化、脳塞栓症に対する心臓疾患等がこれに該当する。(以下同じ。)

で“めまい”と“嘔吐”を起こし、帰宅後、車内で30分程度休憩していた。

同6時に頭痛を訴え眠りについたが、額から“脂汗をかき”、激しく“嘔吐”すると意識を失ったため、救急車を要請し病院へ搬送されたが、“くも膜下出血”による死亡が確認された。

5 発症日前の公務従事状況

(1) 発症前日の内容

午後7時30分に、管内の枯草火災の通報を受け、直ちに分団器具庫に駆けつけ積載車で現場に急行し、鎮火まで現場待機した後、分団詰所で同8時過ぎから11時にかけて、被災団員がリーダーとなって入退団関連特別会議を開き、候補者120名の募集用ダイレクトメール発送後における応募状況の分析、検証を行っていた。

(2) 発症前1週間及び1ヶ月の内容

平成14年1月19日から本格的な団員募集活動に入り、募集チラシの作成、募集封筒の宛名書、入団予定者宅へ個別訪問をして消防団組織・現状説明などを行う。特に、2月16日から発症前日まで連日にわたり、入団予定者宅の訪問、諸団体からの該当者名簿及び該当者リストの整理、候補者への電話勧誘等の業務を精力的にこなしていた。

6 参考

(1) 主治医の所見

来院時の状況は、両眼瞳孔散大、意識は昏睡、心停止状態であったが、頭部CT検査の結果、脳動脈瘤破裂による“くも膜下出血”が認められたため、当該疾病による死亡と判断した。

なお、本件の“くも膜下出血”は、消防団の仕事に精力的に取り組んでいたことが、身体的にも精神的にもストレスとなり、これが要因となって高血圧を惹起し脳動脈瘤の破裂に至ったものと思われる。

(2) 身体状況

身長 172cm、体重 71kg、血圧値 130/80 (平成13年5月)

【説明】

本件は、団員募集業務に従事していた団員が、自宅で“脳動脈瘤”の破裂による“くも膜下出血”を発症した事案であり、「当該疾病が公務による“疲労の蓄積”等が要因となって血管病変等を惹起し“脳動脈瘤”が破裂し、その結果“くも膜下出血”に至ったものであるか否か」が問題となるものである。

発症当日の公務従事状況には特に過重な業務に従事していたとは認められないが、発症前1ヶ月の公務従事状況をみると、被災団員は、1月中旬過ぎから団員募集活動の中心的役割を果たし、当該活動を家業の傍らほぼ連日にわたり実施しており、その業務内容も入団予定者宅への訪問勧誘、電話勧誘など、予定者への対応に気を遣うものであったことが

十分に推測でき、また自宅においては、家業の終了後、募集チラシの作成、封筒の宛名書等を深夜にわたって行っている。これらからすると相当程度の“疲労の蓄積”があったものと認められる。

また、医学的知見によれば、被災団員は“脳動脈瘤”の基礎疾患を有していたものであるが、「一連の団員募集活動による“疲労の蓄積”が血圧亢進をもたらし、これにより脳動脈瘤の破裂に至り、“くも膜下出血”を発症させた」とするのが妥当であると考えられる。

以上のことから総合的に判断すると、本件疾病は、基礎疾患である“脳動脈瘤”の破裂によるものであるが、当該疾病の発症は、消防団員募集活動の継続的な従事による“過労の蓄積”が要因となり、本人の有する基礎疾患を著しく増悪させ発症に至ったものと認められる。

したがって、本件は、公務と相当因果関係をもって発生した疾病と認められることから、公務上の災害と判断したものである。

◆◆◆ 事例 70 ◆◆◆
年末特別警戒に従事した後、翌朝自宅で発症した脳内出血（公務外）

1 災害を受けた者

A県B市消防団 団員（43歳） 病院給食課勤務（調理主任）

2 傷病名及び程度

脳内出血 死亡

3 災害発生日

平成13年12月29日

4 災害発生状況

被災団員は、12月28日午後5時20分、勤務先から帰宅し夕食をとった後、年末特別警戒に出動するため消防作業服、防寒ジャンパーを着衣して自家用車で詰所に向かった。詰所到着後巡回開始まで同僚団員とお茶を飲みながら懇談し、同8時から巡回が開始され、被災団員は、消防車両で巡回場所へ向かい行政区役員4人と合流し、同9時までの約40分間拍子木を担当して管轄区域を徒歩で巡回を行った。巡回終了後行政区待機所で約10分の休憩をとった後消防車両で詰所に帰所し、午前12時の解散時まで同僚団員と雑談しながら待機して帰宅した。

翌27日午前8時38分頃トイレ前で倒れている被災団員を父親が発見し、直ちに救急車で病院へ搬送され、診察の結果“脳内出血”の診断を受け入院加療となったが、その20日後に死亡した。

5 参考

- (1) 発症前1週間及び1ヶ月間の公務活動
特になし。
- (2) 身体状況
 - ① 健康診断結果 身長 157.7cm、体重 57.2kg、血圧値 124/78 (H12.11)
178/108 (H13.11)
 - ② その他 平成13年11月の検診で“高血圧症”を指摘されている。
- (3) 発症当日の気象状況
晴れ、気温 4.3℃

【説明】

本件は、“高血圧症”という“脳内出血”に係る基礎疾患を有する団員が、管轄区域の警戒業務を終え、翌朝自宅で“脳内出血”を発症した事案であり、「当該疾病が発症前夜の公務による身体的・精神的負荷等が要因となって基礎疾患を著しく増悪させ発症に至ったものであるか否か」が問題となるものである。

“脳内出血”の発症前に従事していた年末警戒業務についてみると、警戒業務の実質的な内容は、その所要時間は約40分と特に長時間と言えないものであり、また、その環境も気温4.3℃の中での徒歩による巡回ではあるが、防寒ジャンパーなどで耐寒装備がなされており、巡回区域も住宅街であることなどから勘案すると、劣悪な環境下での業務であったとは認め難く、疾病の発症前にアクシデントに遭遇した事実も無いことから、当該業務が特に身体的又は精神的に過重なものであったとは認められず、また、発症前6ヶ月間の公務活動状況についてみても、継続的な消防団活動の実態もなく、公務による“疲労の蓄積”も認められない。

また、医学的知見によれば、被災団員は、健康診断結果をみると血圧値 (H13.11月) も非常に高く治療を要する程度の“高血圧症”を有しており、本件疾病についての基礎疾患を有していたものと認められることから、公務活動よりむしろ基礎疾患の自然経過による発症と考えるのが妥当である。

以上のことから総合的に判断すると、被災団員の発症前の公務には、血管病変等をその自然経過を超えて著しく増悪させ、本件疾病の発症要因とするに足りる身体的・精神的負荷等を受けたとは認められず、本件疾病は、本人の有する基礎疾患が相対的に有力な要因となって発症したものであり、公務と相当因果関係をもって発症したものと認められないことから、公務外の災害と判断したものである。

◆◆◆ 事例 71 ◆◆◆

夜間警戒に出動し、詰所で車両準備中に脳疾患を発症した事案（公務外）

1 災害を受けた者

A県B市 班長（61歳） 会社員

2 傷病名

脳出血（療養）

3 災害発生日

平成20年5月10日

4 災害発生状況

① 発症当日

7時に起床、8時頃朝食をとる。仕事は休みで、その後、自宅でテレビを見るなどし、昼過ぎに家族と一緒に買い物に出かける。

17時30分頃夕食をとり、18時40分頃、消防団活動服に着替え、夜間警戒のため、自家用車で詰所（距離6km）に向かう。（起床からこれまでの間、特に変わった様子は見られなかった。）

19時頃、詰所に到着。到着後、詰所に整備されている出勤簿などの整理、打合せ（当日警戒の予定確認等）や同僚団員との雑談を行った後、詰所車庫から広報車を出す（約5分）。その後、20時5分頃、広報車の上で他の団員4人と小型動力ポンプの操作を行っていたところ、5～6分経過したとき、突然、体に異常が生じ、ガクツとなるように倒れ、右手足の麻痺、言語障害が発現したことから、救急車を要請し、医療機関へ搬送された。

② 発症日前1週間の公務従事状況 なし

③ 発症日前1週間超～1ヶ月の公務従事状況

20.4/10	防火の日。19:40分頃、詰所で広報車及び小型ポンプのエンジンその他を20分位調整した後、夜警関係での指示などを行う。 21:40分散、帰宅。
4/21. 22. 29. 30	消防車及び小型ポンプのエンジンその他の調整、夜間警戒を行う。

5 参考

① 身体状況等

身長 170cm、体重 64kg

② 既往症歴

なし

③ 嗜好品の状況

タバコ10本/日、飲酒 ビール1本/日、コーヒー2杯/日

④ 発症当時の気象状況

晴れ、気温 3.2℃、湿度 69%

【説明】

本件は、公務活動中に脳出血を発症したものであるが、脳出血をはじめとした脳疾患、また、虚血性疾患等の疾病の場合は、負傷と異なり一般的にその発生原因が外面的に明らかでないため、公務上の認定に当たっては、公務起因性の有無が主要な判断要素となる。

これらの疾病は、その発症原因に本人が有していた基礎的病態（高血圧、動脈硬化等）が関連している場合が多いため、公務起因性の判断は、公務と疾病との間に相当因果関係が医学経験則上認められるか否か、言い換えれば、公務が相対的に発症の有力原因であったかどうかによって判断されることとなる。

まず、被災者の発症当日の活動状況をみると、本件の場合、夜間警戒の準備が主なものであり、具体的活動内容については、自家用車での詰所への移動（距離6km）、詰所へ到着後は団関係の書類整理、打合せ（当日警戒の予定確認等）、同僚との雑談、警戒用広報車の車庫出し（約5分）及び広報車上で他団員4人と一緒に行ったポンプ操作（5～6分）などがそれであり、本人は、そのポンプ操作中に突然倒れたものであるが、一連の活動には、駆け足走行や器材搬送などもなく特に身体的に強度の負荷（過重負荷）が発生するような行動状況は認められず、また、火災出動や重要行事などと違い緊急性、異状環境、重責感を伴う状況もみられないことから、強度の緊張等ストレス発生状況も見られず、精神的にも過重なものであったとは認められない。

また、一連の業務従事中に異常な出来事（アクシデント）に遭遇した事実も認められず、さらに、発症日前1週間（公務活動なし。）及び同1ヶ月間（消防車・ポンプの調整等で通算5日間）の活動内容にも、本疾病の発症要因となるような公務過重状況は認められない。

また、医学的知見によれば、本件の発症疾病（脳出血）については、CT所見によると被殻出血であることが認められるが、同出血は、高血圧を原因として発症するケースが多い高血圧性脳出血としてとらえられており、その発症機序は脳血管に高血圧による強い血流圧が絶えずかかることから脳血管壁に脆い部分が発生し、そこに同様に強い血流圧がかかることから血管が破けるものであり、医学経験則上、当時、本人の身体状態（血管病態）が高血圧などにより相当に進展（悪化）した状態にあったことが考えられる。

また、主治医の所見も、本件の発症原因について、本人が高血圧であったことに因るものとしている。

以上の活動状況における過重性、医学的知見などを踏まえて、公務と疾病発症との間の相当因果関係について検討すると、本件の発症は、本人の基礎疾患（高血圧＝私的要因）による血管病態の進展により、加齢、日常生活の中のいわゆる自然経過上で発生したもので、

公務活動が有力原因となって発症したものではないものと判断され、公務と疾病発症との間に相当因果関係が認められず、公務上の災害には該当しないものとされた。

◆◆◆ 事例 72 ◆◆◆
◆◆◆ 年末特別警戒で3回目の巡回を終え詰所に帰所して発症した脳内出血（公務上） ◆◆◆

1 災害を受けた者

A県B町消防団 団員（32歳） 鍼灸師

2 傷病名及び程度

脳内出血 入院加療

3 災害発生年月日

平成8年12月29日

4 災害発生状況

B市消防団は、平成8年12月26日から“B町消防団年末特別警戒実施要領”に基づき、各分団毎に管轄区域の特別警戒を実施した。

被災団員は、午後7時30分頃年末特別警戒の業務に就くため分団詰所に出動した。詰所到着後消防車両等の点検整備を行った後、8時10分頃から約40分にわたり管轄区域を同僚団員3名とともに、消防車両で1回目の巡回を行った。その後詰所で30分程度の休息をとった後、第1回目と同様の行程で2回及び3回目の巡回業務につき、3回目の巡回を終えて詰所に戻った11時30分頃、突然前のめりの状態で倒れた。

直ちに救急車で病院に搬送され医師の診察を受けたところ、“脳内出血”と診断された。

5 参考

(1) 身体の状態

① 身長 156cm、体重 70.8kg

② 健康診断結果 平成7年5月の検診で、高血圧（150/100）、糖尿病（疑）の有所見があった。

(2) 当日の気象状況

晴れ、気温 0.3℃

(3) その他

年末特別警戒に使用した消防車両は、ドアなしで暖房装置も装備されていないものであった。

【説明】

本件は、高血圧、糖尿病（疑）という“脳内出血”に係る素因（注）を有する団員が、年

末特別警戒の管轄区域の巡回直後に“脳内出血”を発症した事案であり、「当該疾病が公務による身体的・精神的負荷等が要因となって素因を著しく増悪させ発症に至ったものであるか否か」が問題となるものである。

年末特別警戒業務そのものは、消防車両による巡回であり、また、その過程においても突発的な出来事もないことから、一般的には、身体的又は精神的に過重な負荷があるものとは考えられないが、被災団員の公務従事状況をみると、発症当日の警戒業務は、寒冷下（0.3℃）の中で、ドアも暖房装置もない消防車両で行われており、その際の体感温度はさらに低く、その作業環境は極めて劣悪な環境下にあり、その中で約40分にわたる巡回を3回も実施していることは相当程度な身体的・精神的負荷があったものと認められる。

また、医学的知見によれば、健康診断結果から血管病変のリスクファクターである“高血圧”と“糖尿病（疑）”の所見が認められていることから、被災団員は“脳出血”の素因を有していたものと考えられるが、当該疾病の発症パターンとしては、寒冷が身体に大きく寄与（血圧亢進）して発症する場合は挙げられる。本件の場合は、厳しい寒冷下での警戒業務が要因となり、急激に血圧変動を増進し“脳内出血”を発症したものと認められる。

以上のことから総合的に判断すると、本件疾病は、発症前の寒冷下での業務による身体的・精神的負荷が要因となって、素因その自然経過を超えて著しく増悪させ発症に至ったものと認められる。

したがって、本件は、公務と相当因果関係をもって発生した疾病と認められることから、公務上の災害と判断したものである。

(注) 素因とは、遺伝的、体質的にある特定の疾病に罹患しやすい身体的状態をいう。この素因は、疾病の公務起因性を考える上で、重要な意味を持っているものである。
(以下同じ。)

◆◆◆ 事例 73 ◆◆◆

出初式において町内行進で旗手を務めた後会場で一連の行事終了直後に発症した脳梗塞（公務上）

1 災害を受けた者

A県B町消防団 分団長（61歳） 自営業

2 傷病名及び程度

脳梗塞 死亡

3 災害発生年月日

平成8年1月6日

4 災害発生状況

B町消防団は、平成8年1月6日に出初式を挙行し、午前8時20分消防団員は町内行進のために駅前に集合した。被災団員は、分団長として消防庁長官表彰旗の旗手を務め、雪の降りしきる中出初式会場までの約2kmの行程を20分程度かけて行進した。

会場到着後同9時から出初式が開始され、被災団員は、関係者の祝辞等が終わるまでの間次第に強くなった風雪のなかで旗手として整列していた。その後行事の一環である各隊の一斉放水の披露に移りその指揮者を務め、その途中で放水をかぶるアクシデントに見舞われたが式典終了後の同11時まで式典に参加していた。

その後、被災団員は、式典終了後の同11時10分から予定されていた祝宴に出席したが、寒気を訴え顔面蒼白となったため、会場で医師の往診を受けたところ“脳梗塞疑”と診断された。直ちに救急車で病院に搬送されたが、翌7日午前6時49分、“脳梗塞”により死亡した。

5 参考

(1) 既往歴

25年前に“くも膜下出血”、10年前に“脳梗塞”の診断を受け、治療を行っているが、近年は通院することもなく通常生活を送っていた。

(2) 当日の気象状況

雪、気温 -0.1°C

【説明】

本件は、被災前の身体状況として“くも膜下出血”及び“脳梗塞”を発症した経緯があるが、現在は療養を要しない程度に回復している状態にあり、本件“脳梗塞”に係る既存疾病（注）を有する団員が、悪天候の中で行われた出初式の参加中に“脳梗塞”を発症した事案であり、「当該疾病が公務による身体的・精神的負荷等が要因となって既存疾病を著しく増悪させ発症したものであるか否か」が問題となるものである。

被災団員の発症に至るまでの行動状況をみると、表彰旗の旗手として雪の降る中を行進し、かつ、式典においては風雪が強くなる中で1時間40分にわたって旗手を務め、その後の一斉放水演習では指揮者を務め、放水演習中に放水をかぶるアクシデントに遭遇するなど、身体的・精神的に相当に過重な業務に従事していたことが認められる。

また、医学的知見によれば、被災団員は、過去に脳梗塞等を発症するなど本件疾病に係る既存疾病を有してはいるものの、悪天候の中で表彰旗の旗手としての一連の行動及びその後の放水演習中におけるアクシデントが要因となって、既存疾病を著しく増進させ本件疾病を発症したものと認められる。

以上のことから総合的に判断すると、本件疾病は、劣悪な気象環境の中での出初式の一連の業務及び放水を全身にかぶるというアクシデントによる身体的・精神的負荷が原因となって、既存疾病を急激に著しく増進させ発症に至ったものと認められる。

したがって、本件は、公務と相当因果関係をもって発生した疾病と認められることか

ら、公務上の災害と判断したものである。

(注) 既存疾病とは、かつて発症した疾病が、既に治癒しているか、又は療養を要しない程度に回復している身体的状態をいい、前記の基礎疾患と区別して用いられる。

なお、基礎疾患では、これが原因となって発症した疾病とは疾病名が異なる場合が多いが、既存疾病の場合には、これが増進し新たに症状を呈したとしても、その疾病名は同一の場合が多い。(以下同じ。)

◆◆◆ 事例 74 ◆◆◆

町防災訓練で地域防災会から被害状況の報告を受け、団員の派遣指示を行っていた際に発症した脳幹出血（公務上）

1 災害を受けた者

A県B町消防団 分団長（39歳） 団体勤務

2 傷病名及び程度

脳幹出血 死亡

3 災害発生日

平成13年9月1日

4 災害発生状況

B町では、平成13年9月1日、町地域防災訓練実施計画に基づき、地区団体、住民参加の防災訓練が実施された。

被災団員は、午前4時40分過ぎに防災訓練の準備のため分団詰所に出動し、施設点検及び訓練手順の確認等を行った。同5時30分から防災訓練が開始されると、被災団員は、団員の点呼員数確認及び自主防災会役員の人員報告を受け、無線で本部への報告の指揮を取り、訓練開始後10分程度経過後に自主防災会役員から被害状況の報告を受けているとき正常な敬礼が出来ない状態となったが最後の報告を聞き終え、直ちに分団員を被災現場へ派遣するため指示を出そうと振向いたところ、もたれるようにして倒れ込んだ。

救急車で病院に搬送され、医師の手当てを受けたが“脳幹出血”により死亡した。

5 発症日前の公務従事状況

(1) 発症日前日

勤務先から帰宅し、午後10時～同11時にかけて、翌日の防災訓練に備えて分団詰所に出向き、積載車及び小型動力ポンプの点検、同ポンプのバッテリー交換を行う。

(2) 発症前1週間

8月23日の建物火災に出動し、消火活動の指揮を執り、鎮火後、翌日午前6時まで

火災現場で警戒に当たり、その後、ホース洗浄、機械器具の点検を行い同7時に帰宅する。

8月26日には、規律訓練郡大会に向けて午前8時50分～午後2時まで消防職員の指導下で訓練に参加し、同5時から反省会に出席する。また、29日、30日には、地域防災訓練に向けての打合せ等を地域防災会の幹部等と行う。

(3) 発症前1ヶ月等

平成13年4月に分団長に就任以来、5ヶ月で33回にわたり火災出動等の消防団活動に従事するほか、中級幹部研修のため消防学校に入校し4日間の中級幹部研修を受講している。

6 参考

(1) 身体の状態

身長 162.2cm、体重 77.2kg

(2) 既往歴

高血圧症、蛋白尿により、平成9年10月～13年6月まで通院加療。 血圧値 166/104 (11年6月)、205/121 (12年9月)

【説明】

本件は、被災の約3ヶ月前まで“高血圧症”等で通院療養を行っているなど、“脳幹出血”に係る高度な基礎疾患を有している団員が、防災訓練の参加中に“脳幹出血”を発症した事例であり、「当該疾病が公務による身体的・精神的負荷等が要因となって基礎疾患を著しく増悪させ発症したものであるか否か」が問題となるものである。

被災当日の出動時から発症時までの公務従事状況を見ると、早朝からとはいえ、その内容は、訓練開始前の器具点検、打合せであり、また、訓練開始後は報告の受手等でその所要時間も10分程度である。これらから考えると特に過重な業務に従事したとは認められない。

しかしながら、発症当日前の公務従事の状態をみると、

- ① 発症日前日を含み1週間は、規律訓練郡大会に向けて同訓練等に終日従事しており、また、発症前日まで、防災訓練に備えて関係者との連日の打合せ、機械器具の点検などを主に深夜にわたって従事しており、相当程度に身体的・精神的に負荷となる公務に従事していたことが認められる。
- ② 発症前1ヶ月等をみると、発症の10日前は、建物火災に出動し消火活動の指揮に従事し、鎮火後も翌朝まで徹夜で現場警戒に当たるなど、量的・質的にも過重な業務に従事していたと認めるのが相当である。

また、本人は、4月1日に分団長に就任し、以後、火災出動、訓練等で33回にわたり頻繁な出動実績が認められ、それに加えて、6月22日から同月24日までの4日間県消防学校に入校し中級幹部科を受講するなど、相当程度な“疲労の蓄積”があったこ

た。

5 参考

(1) 身体状況

① 身長 173cm、体重 103kg

② 平成12年の職場検診で、血圧値 176/109、高脂血症、高血圧、肥満の有所見があった。

(2) 当日の気象状況

訓練時：曇、気温 5.1℃ 火災出動時：雪、気温1.7℃

【説明】

本件は、高血圧、肥満等の“脳出血”に係る素因を有する団員が、夜間の操法訓練従事後に深夜の火災出動で“脳出血”を発症した事案であり、「当該疾病が公務による身体的・精神的負荷等が要因となって血管病変等を著しく増悪させ発症したものであるか否か」が問題となるものである。

被災団員の公務従事状況をみると、勤務終了後、夕食を摂取せず訓練に参加し、指導者の立場で2時間余り曇もよりの悪天候の中で実技指導を行っており、また、帰宅後、就寝してまもなく住宅火災の緊急出動を強いられている。これらの一連の公務従事には相当程度の身体的・精神的負荷があったことが認められる。

また、医学的知見によれば、職場検診結果で“高脂血症、高血圧、肥満”の有所見となっていることから、被災団員には本件疾病に係る高度な素因を有していたものと認められるものの、発症前の公務従事による身体的・精神的負荷が要因となって、素因を著しく増悪させ本件疾病を発症したものと認められる。

以上のことから総合的に判断すると、本件疾病は、発症前の公務による身体的・精神的負荷が原因となって、素因を自然経過を超えて著しく増悪させ発症に至ったものと認められる。

したがって、本件は、公務と相当因果関係をもって発生した疾病と認められることから、公務上の災害と判断したものである。

◆◆◆ 事例 76 ◆◆◆ ラップ奏法の特別訓練中に発症した脳動脈瘤の破裂によるくも膜下出血（公務上）

1 災害を受けた者

A県B村消防団 団員（39歳） 地方公務員

2 傷病名及び程度

くも膜下出血 死亡

3 災害発生日

平成13年5月26日

4 災害発生状況

被災団員は、午前で開催された地区の野球競技に参加した後、午後からのラップ奏法特別訓練に参加するため訓練会場に向いた。当日は、講師を招いた特別訓練日に当たり、午後3時から講師の指導下で訓練が開始され、被災団員はロングトーン、音階練習を通して1時間余行い、10分の休憩を取ったのち、早足行進を入れながらの音曲練習を同5時20分頃まで実施した。その間、ポイント毎に講師の注意・指導を受けながら奏法に集中し、通常練習より緊張した状況の中で行われていた。

訓練終了後の同5時20分頃、“激しい頭痛”を訴えたので同僚団員が救急車を要請し病院へ搬送され、医師の診察を受けた結果“くも膜下出血”と診断され入院加療を行っていたが、6月13日同疾病で死亡した。

5 参考

(1) 発症日前日までの公務従事状況

- ① ラップ奏法訓練は4月26日から約4日間隔で実施され、本人は、発症当日までの間、休むことなく午後8時から同9時30分頃まで奏法訓練に従事していた。
- ② 5月13日には、林野火災に出動し、午後2時頃から同4時過ぎまで消防活動に従事していた。

(2) 身体状況

- ① 身長 181.7cm、体重 68kg
- ② 健康診断結果 平成12年9月の検診で、心室性期外収縮、左室肥大の疑いの所見を受けている。
- ③ 被災後のCT検査で、右中大脳動脈に瘤が確認されている。

(3) 発症当日の気象状況

晴れ、気温 26℃、湿度 60%

【説明】

本件は、“脳動脈瘤”という“くも膜下出血”に係る基礎疾患を有する団員が、ラップ奏法訓練に従事中に“くも膜下出血”を発症した事案であり、「当該疾病が公務による身体的・精神的負荷等が要因となって血管病変等を著しく増悪させ発症したものであるか否か」が問題となるものである。

被災団員の公務従事状況をみると、被災当日のラップ奏法訓練は、約2時間余り講師の指導下で実施され、通常訓練とは異なり精神的緊張があったことが推認される。

また、医学的知見によれば、本件“くも膜下出血”は、発症後のCT検査で“脳動脈瘤”が確認されており、当該“脳動脈瘤”の破裂によるものであるが、ラップ奏法は通常においても血圧の亢進を伴う労作性の負荷がかかるものであり、これに加えて受講形式の

奏法特別訓練による精神的緊張の負荷が相まって、急激な血圧変動が生じ“脳動脈瘤”の破裂を招き“くも膜下出血”に至ったものと認められる。

以上のことから総合的に判断すると、本件疾病は、ラッパ奏法訓練による身体的・精神的負荷が原因となって、基礎疾患（脳動脈瘤）を自然経過を超えて著しく増悪させ発症に至ったものと認められる。

したがって、本件は、公務と相当因果関係をもって発生した疾病と認められることから、公務上の災害と判断したものである。

◆◆◆ 事例 77 ◆◆◆

◆◆◆ 秋季検閲式に出動し規律訓練の整列時に発症した脳梗塞（公務外） ◆◆◆

1 災害を受けた者

A県B市消防団 団員（35歳） 団体職員

2 傷病名及び程度

脳梗塞 死亡

3 災害発生年月日

平成6年10月9日

4 災害発生状況

被災団員は、被災当日の午前6時50分頃、消防団秋季検閲式に出場するため、自宅から徒歩で詰所へ向かった。詰所到着後、同僚団員と雑談しながら全員が参集するまで待機し、同7時30分頃、全員が揃ったので消防車両等に分乗して検閲式会場へ向かった。

同7時45分、会場に到着し、検閲式が始まるまでの間を利用して分団全員で規律訓練をすることになり、全員が整列したところで突然前かがみに倒れた。直ちに、救急車で病院に搬送され、医師の手当を受けたが“脳梗塞”により死亡した。

5 参考

(1) 発症前日までの公務従事状況

10月2日、班長以下8名の団員が詰所に参集し、午後7時から同8時過ぎまで秋季検閲式の打合せが行われ、本人も出席した。

(2) 身体の状況

本人は、過去2年間医療期間において受診したこともなく、平素健康であった。

(3) 発症当日の気象状況

晴れ、気温 15.3℃、湿度 77%

【説明】

本件は、検閲式における規律訓練開始直後に“脳梗塞”を発症した事案であり、「当該

式訓練に参加。

(2) 身体 の 状況

身長 162.9cm、体重 61kg、血圧値 124/74 (平成12年7月)

(3) 嗜好

煙草 1日10本程度、飲酒 1日ビール1本(350ml)、日本酒 1合程度

(4) 発症 当日 の 気象 状況

曇り、気温 15℃、湿度 80%

(5) その他

発症 当日 前 の 体調 については、家族、職場 の 同僚 等 の 話 では 特段 に 体調 の 変化 は 見られず、通常 な 日常生活 で あった。

【説明】

本件 は、規律 訓練 の 開始 直後 に“くも膜下出血”を 発症 し た 事案 であり、「当該 疾病 が 公務 による 身体的 ・ 精神的 負荷 等 が 要因 と なって 血管 病変 等を 著しく 増悪 さ せ 発症 し た も の である か 否 か」が 問題 と なる も の である。

被災 団員 の 公務 従事 状況 を み て み る と、新入 団員 と して 始めて の 規律 訓練 と い う こ と で 多少 の 精神的 緊張 が あ っ た こ と は 推察 できる が、発症 当日 は、訓練 開始 後 10分 程度 の 礼式 訓練 の なか で の 発症 であり、その 所要 時間 等 から み て も 特に 身体的 又は 精神的 に 過重 な 負荷 が あ っ た と は 認め ら れ ず、特に 発症 前 に アクシデント に 遭遇 し た 事実 も 認め ら れ ない。また、発症 日 前 の 公務 従事 状況 を み て も、夜間 の 訓練 と は い え、特に 身体 に 激しい 労作 負荷 が 与え ら れ る よう な も の で も なく、その 間 の 体調 も 変化 なく 通常 な 日常 を 過 ぎ し て い た こ と から す れ ば、“疲労 の 蓄積”が あ っ た と も 認め ら れ ない。

また、医学 的 知見 に よ れ ば、公務 従事 状況 の 内容 から し て、公務 が 本件 疾病 の 発症 の 要因 と な っ た と す る よ り、むしろ 本人 の 素因 の 自然 経過 による 発症 と 考え ら れ る。

以上 の こ と から 総合 的 に 判断 す る と、本件 の 疾病 は、公務 と 相当 因果 関係 を も っ て 発症 し た も の と は 認め ら れ ない こ と から、公務 外 の 災害 と 判断 し た も の である。

◆◆◆ 事例 79 ◆◆◆

◆◆◆ 建物火災現場で筒先担当を交代して放水圧調整のためポンプ車に駆けつける途上で ◆◆◆
 ◆◆◆ 発症した脳内出血（公務上） ◆◆◆

1 災害を受けた者

A県B市消防団 部長(47歳) 会社員

2 傷病名及び程度

脳出血 入院加療

3 災害発生日

平成10年8月10日

4 災害発生状況

被災団員は、勤務を終え帰宅して夕食の準備をしていた午後6時5分頃、電話で市内に発生した建物火災の出動命令を受けると、直ちに消防作業服を着用し、約370m離れた消防屯所へ自転車で急ぎ駆けつけた。同所到着後、防火衣(5.4kg)を着用し出動体制を整え団員2名が駆けつけてきたのを待って、ポンプ積載車に同乗し火災現場へ急行した。

同6時15分頃現場に到着すると同時に、被災団員は、火元北側約100mに位置する消火栓に水利部署してホース延長の指示を行い、自らもホース1本(長さ20m、重量10kg)を保持し約100mを全力疾走して筒先部署を定め、火点直近で筒先担当員として火勢の鎮圧に努めた。そして駆けつけてきた部下団員と筒先を交代して、放水圧調整等のためポンプ車に帰所しようとして約30m走ったところで、突然“しんどい”と言って座り込むと同時に意識不明の状態となった。直ちに救急車で病院へ搬送され医師の診察を受けたところ、“脳内出血”と診断され入院加療となった。

5 参考

(1) 身体の状態

身長 168cm、体重 68kg

(2) 発症当日の気象状況

曇り、気温 31.4℃、湿度 76.2%

(3) 既往症

特になし

【説明】

本件は、火災現場で消火活動中に“脳内出血”を発症した事案であり、「当該疾病が公務による身体的・精神的負荷等が要因となって血管病変等を著しく増悪させ発症したものであるか否か」が問題となるものである。

被災団員の発症直前の公務従事状況をみると、的確かつ迅速性が求められる火災現場において指揮者的立場で水利部署等の指示を出し、加えて、自らもホース延長後、筒先担当として火災建物直近で放水作業の任務につき火勢の鎮圧に当たったことは、身体的及び精神的にも過重な負荷があったものと認められる。

また、医学的知見によれば、火災現場という非日常的な環境下の消防活動で生じた身体的・精神的に過重な負荷が、本件疾病の発症の要因となったと認められる。

以上のことから総合的に判断すると、本件疾病は、発症前に従事した消防活動による身体的・精神的な過重負荷が要因となって、急激な血圧亢進をもたらしたことにより発症したものと認められる。

したがって、本件は、公務と相当因果関係をもって発生した疾病と認められることから、公務上の災害と判断したものである。

◆◆◆ 事例 80 ◆◆◆
◆◆◆ 早朝訓練に参加後、発生した建物火災に出動し、現場活動中に脳出血を発症した事
◆◆◆ 案（公務上） ◆◆◆

1 災害を受けた者

A県B市 副分団長（44歳） 自営業（木工業）

2 傷病名及び程度

高血圧性脳内出血（療養）

3 災害発生年月日

平成18年12月15日

4 災害発生状況

本人は、平成18年12月15日、午前5時頃起床、同5時30分から同6時50分まで小隊訓練に参加し同7時頃帰宅する。同7時22分朝食をとろうとしたところ、建物火災による招集サイレンを聞き、自家用車にて火災現場へ急行し、到着と同時に所属分団に水利部署を指示した後、他の消防車両数台を揚水可能な場所（半径200m以内）まで全力で走り回りながら誘導した。その後、現場に戻ってからは、再び走り回りながら、出火建物、付近一帯の状況把握に努めるとともに、適宜放水部署の指示などを行った。

同7時50分頃、鎮圧状態になったことから上司のところへ向かおうとしたところ、足が思うように動かず、道路上のホースを上手く跨ぐことができなかつたため、現場付近の道路脇の石に腰掛け休息した。同9時6分、立ち上がろうとしたところ力が入らず立ち上がれなかつたため、救急車を要請し、医療機関へ搬送した。

5 参考

(1) 身体状況等

身長 170cm、体重 70kg

(2) 既往症歴

なし

(3) 嗜好品の状況

飲酒 1日当たり日本酒1合、ビール 1本

(4) 当日の気象状況

快晴、気温 5.3℃～6.4℃、湿度 99%～100%

【説明】

本件は、公務中に脳出血を発症したものであるが、脳出血をはじめとした脳血管疾患、また虚血性疾患等の疾病の場合は、負傷と異なり一般的にその発生原因が外的に明らかでないため、公務上外の認定に当たっては、公務起因性の有無が主要な判断要素となる。

これらの疾病は、その発症原因に本人が有していた基礎的病態（高血圧、動脈硬化等）等が関与している場合が多いため、公務起因性の判断は、公務と疾病との間に相当因果関係が医学経験則上認められるか否か、言い換えれば、公務が相対的に発症の有力原因であったかどうかによって判断されることとなる。

以上を踏まえ、被災者の発症当日の活動状況をみると、本人は、早朝から寒冷下での小隊訓練（約1時間20分）に参加し、終了後、休みをとる間もなく建物火災に出動し、現場到着とともに、消防車両数台を揚水可能な場所（半径200m以内）まで全力で走り回りながら誘導し、引き続き、現場に戻ってからも、走り回りながら出火建物、付近一帯の状況把握と放水部署の指示などを行っており、また、本人が現場指揮を担う責任的立場であったこと、加えて一連の行動が火災現場という危険性・緊急性を伴う異常な状況下で行われていたことを考慮すると、相当強度の身体的・精神的負荷（ストレス）があったものと考えられる。

次に医学的知見によれば、本件の場合、CT上、典型的な高血圧性脳出血の部位に出血しておりカテーテル撮影上も血管の変形等の異常による出血でないことが判明しており、このような場合は、基礎疾患として高血圧症があり、これに加えて何らかの理由で血圧がさらに上昇した結果、出血に至るのが一般的であるため、本人は、高血圧症を有していたと推察されるが、カテーテル撮影上は、血管が比較的若々しい状態に見え、また、発症後の血液検査結果の推移状況をみても、特に重度な高血圧症ではなく、その他危険因子も有していなかったと認められる。

また、冬の早朝訓練に参加し、その直後の消火活動で広範囲を全力で走り回ったことなどにより身体的負荷が生じ、そこに精神的緊張も加わり、血圧が急激に上昇し高血圧性脳内出血に至ったと考えるのが妥当としている。

以上から、本件は発症当日における寒冷下での訓練及び消火活動による身体的・精神的過重負荷が急激な血圧上昇を引き起こし高血圧性脳内出血に至ったものであり、公務が相対的に発症の有力原因となっていることから公務と疾病との間に相当因果関係が認められ、公務上の災害と判断されたものである。

◆◆◆ 事例 81 ◆◆◆

◆◆◆ 建物火災に出動し、火災現場でホース展張等の活動を行っていたところ、脳疾患を
◆◆◆ 発症した事案（公務上） ◆◆◆

1 災害を受けた者

A県B市 消防団員（副分団長）（47歳） 自営業（酒店経営）

2 傷病名及び程度

脳幹部出血（療養）

3 災害発生日

平成17年12月9日

4 災害発生状況

災害発生日、本人は、終日、経営する酒店の業務を行った後、19時から小学校のPTAの会議などに参加し、終了後、自家用車で自宅へ向かう途中（21時48分頃）、携帯メールにより住宅火災発生を覚知し、消防団車庫へ直行する。

21時51分に同車庫に到着し、防火衣（4.5kg）を着用して出動態勢を整え、他の3名の団員とともに消防ポンプ車に同乗し、自ら運転して現場へ向かい、22時に火災現場へ到着する。

本人はメンバーの責任者の立場にあったことから、他団員に消火栓の確保と交通整理を指示し、自らは他の2名とともに、先着していたポンプ車両からホースカー（約150kg）を降ろしてから3人で牽引して（本人は後ろで押していた。）150m先の火点までホースを展張した。展張後、分水器をセットし筒先が放水体制に入ったことを確認してから、ポンプ車まで150mを駆け足で戻り「放水始め」の伝令を行い、続いてポンプ車の放水圧力調整の操作を行った。

その後、間もなくして、気分の悪さと寒気を訴えて、所属分団のポンプ車に戻り、暖をとって待機している間に意識がなくなり、消防無線で救急車が呼ばれ、医療機関に搬送された。

【説明】

脳疾患については、脳挫傷等の外傷に因る場合を別として、医学経験則上、高血圧症などの素因を下地にして発症する高素因性のものであり、公務上外の判断に当たっては、素因等による身体的状態、公務活動及び日常生活（私生活）行動における負荷（身体的・精神的ストレス）の程度を踏まえ、公務活動が相対的に発症の有力原因であったか否か（相当因果関係の有無）を判断することとなる。

本件の「脳幹部出血」について、本人の発症前の身体的状態、日常生活（仕事等）及び公務活動における負荷の存在・程度についてみると、まず、本人の発症前の身体的状態につ

いては、治療担当医の診断書では、本人は高血圧の状態であったことが認められるが、当該状態は内服薬（降圧薬）の服用により、日常生活においては良好にコントロールされている状態にあったとしている。

また、日常生活（仕事等）及び公務活動における負荷の存在・程度についてみると、日常生活については、本人は酒店を営んでいるが、発症日及び発症日前における業務状況を見ると、特に極端な営業時間の延長もなく、業務内容も通常のそれと変わらないものであり、特に過重であった状況はみられず、また、発症当日は、営業終了後にPTA関連の会議に出席しているが、特に強度のストレスを生じせしめる状況はみられない。

次に公務活動についてであるが、発症前の一連の公務活動状況を見ると、本人は、自家用車での帰宅途上に携帯メールで火災を覚知後、急転、分団車庫に駆け付け、一連の消火活動へと進行しているわけであるが、現場到着後の活動をみると、本人は、消防車両からホースカー（約150kg）を降ろし、同ホースカーの移動（後ろ押し）を他の二人と約150m行い、また、150mを駆け足でポンプ車まで戻り、直後にポンプ車両の放水圧力調整を行うなど、運動量の面からも相当なものがあり、これらを短時間に休みなく行っており、かつ、これらの行動が低気温下（4℃）、重さ4.5kgの防火衣着用のうえで行われていることも併せ考えると、身体面では相当の負荷があったものと考えられる。

さらに、火災現場特有の危険域の中で迅速性が求められる状況にあったこと、本人が他団員への行動指示、役割調整など行う現場責任者の立場にあったことから精神面でも相当の緊張があったことが考えられ、以上から、当日の発症前の消火活動には、相当に強度な身体的・精神的負荷があったものと認められる。

また、医学的知見によれば、本人は高血圧症の素因は有していたものの、内服薬の服用により日常生活ではコントロールされており、今回の発症は、コントロール下状態にはあったが、寒冷下、火災現場という異常な環境下における一連の消火活動が急激に血圧上昇をおこし、本人の身体的状態を増悪させ発症したものとするのが妥当としている。

以上を総合し検討した結果、本人には高血圧症の素因はあったが、当該状態は降圧薬の服用により良好にコントロールされており、当該コントロール下状態にあった身体的状態が、低気温下、火災現場という異常環境での公務活動に伴う身体的・精神的過重負荷が相対的有効原因となって急激に増悪し発症したものであり、公務と疾病発症との間における相当因果関係が認められることから公務上の災害と判断されたものである。

ウ 心臓系統の疾病

◆◆◆ 事例 82 ◆◆◆

◆◆◆ 県消防操法大会に向けてのポンプ操法訓練に参加し、模範操法を実施した直後に発症した急性心筋梗塞（公務上） ◆◆◆

1 災害を受けた者

A県B市消防団 部長（48歳） 自営業

2 傷病名及び程度

急性心筋梗塞 入院加療

3 災害発生年月日

平成11年6月8日

4 災害発生状況

B市消防団は、平成11年7月11日に開催される県消防操法大会に向けて同年5月18日からポンプ操法訓練を開始した。被災団員は、同月18日からポンプ操法訓練に参加し、被災当日も自営のクリーニング業を終えた後、午後7時に訓練会場に向かった。同会場到着後、準備運動で身体をほぐしたあと同7時30分から訓練実技に入った。

被災団員は、指揮者の任務に就き、操法開始の報告を行うと同時にホース1本と筒先を保持して全力疾走でホース延長を行い筒先保持の姿勢で放水態勢をとった後、ホース撤収を全力疾走で行うなどの一連の操法訓練を同8時40分頃まで実施したところ、突然“激しい胸痛”におそわれたので、しばらく休憩をとり落ち着いたところで帰宅することにした。帰宅後も“胸痛”が消退しないため自家用車で病院に行き医師の診察を受けたところ、“急性心筋梗塞”と診断され入院加療を行うこととなった。

5 参考

(1) 発症前日までの公務従事状況

被災団員は、5月18日から開始されたポンプ操法訓練に同日より6月4日までの間のうち5日間、夜間の操法訓練（午後7時30分から同9時頃まで）に指揮者として参加していた。

(2) 身体の状態

① 平成10年6月の健康診断結果では、肝機能障害の疑いと中性脂肪の高値、総コレステロール値の高値が指摘され要治療と指摘されている。

② 身長 161.2cm、体重 66.0kg

(3) 発症当日の気象状況

晴れ、気温 22.5℃、湿度 69%

(4) その他

発症当日の服装 冬用消防作業服

【説明】

本件は、中性脂肪、コレステロールが高値な身体的状態にある“心筋梗塞”の素因を有する団員が、消防操法訓練中に“急性心筋梗塞”を発症した事案であり、「当該疾病が公務による身体的・精神的負荷等が要因となって血管病変等を著しく増悪させ発症したものであるか否か」が問題となるものである。

被災団員は、通常の仕事を終えた後、時期的にやや厚めであったと思われる冬用消防作業服を着用して訓練に参加し、指揮者として1時間余にわたって全力疾走を入れながら操法訓練を行い、特に2回の全力疾走は急激に身体的な労作負荷を与えたものと認められる。

また、医学的知見によれば、被災団員は、健康診断結果において中性脂肪・コレステロールが高値であり要治療を指摘されていることからして、本件疾病に係る高度な危険因子（素因）を有していた者であるが、操法訓練による身体的な負荷（労作負荷）によって、素因を自然的経過を超えて著しく増悪させ本件疾病を発症したものと認められる。

以上のことから総合的に判断すると、本件疾病は、発症前の公務による身体的負荷が素因を著しく増悪させ発症に至ったものと認められる。

したがって、本件は、公務と相当因果関係をもって発症した疾病と認められることから、公務上の災害と判断したものである。

◆◆◆ 事例 83 ◆◆◆
 視察研修先の宿泊施設で発症した心筋梗塞（公務外）

1 災害を受けた者

A県B町消防団 副分団長（40歳） 会社員

2 傷病名及び程度

心筋梗塞 死亡

3 災害発生年月日

平成14年5月27日

4 災害発生状況

平成14年5月26日午前7時、被災団員は、C市の原子力発電所施設の視察研修のため、他の消防団幹部とともにB町を出発した。午後2時20分頃原子力発電所施設に到着して約1時間30分にわたり同施設の関係者から稼動中及び建設中の原発機等の説明を受けるとともに、バスで建設現場の巡回視察を行った。

同5時10分頃宿泊先のD旅館に着き、被災団員は、同6時から8時までの懇親会に出

席し、懇親会の終了後、部屋で暫時休憩をとったのち、同僚団員4人で市内のカラオケパブで2時間程度を過ごし、同11時30分頃に宿泊施設に戻り就寝した。

翌27日午前6時頃同室の団員が被災団員を起こすため呼びかけるが応答がなく身体の異常に気づき、直ちに救急車を要請し到着した救急隊員によって心肺停止状態が確認された。その後、現場に到着した医師の検視の結果“心筋梗塞”による死亡が確認された。

5 参考

(1) 視察研修の目的等

- ① B町消防団視察研修は、隣接町に原子力発電所の建設誘致があり、消防団としても原発建設の安全性及び環境に対する影響等の知識を習得するため等の視察研修であり、消防団長、町当局とで企画立案し、1泊2日の日程で実施されたものである。

また、その人員構成は、消防団長以下18名、消防職員2名の総勢20名であった。

- ② 発症前日の飲酒量は、懇親会席上ではビール中瓶1本程度で、また、宿泊施設外のカラオケパブで水割り1杯程度を飲酒していた。
- ③ 視察研修の行程としては、バスの移動中には適宜にトイレ休憩等をとるなど過密なものではなく、また、死亡に至るまでの間においてもトラブル等のアクシデントの事実も認められず、和気あいあいの雰囲気ですべての視察研修、懇親会等を過ごしていた。
- ④ 死体検案結果及び現場状況から、死因に不審な点はなく、“心筋梗塞”による死亡と判断された。

(2) 発症前日1週間及び1ヶ月間の公務従事状況

5月22日に夜間（午後7時から同9時まで）の消防団初任訓練（消火栓取扱）に指導者として参加したほかは、特記すべきものはない。

(3) 身体状況

- ① 既往歴 高脂血症（35歳当時）
- ② 身長 180.4cm、体重 84.3kg、血圧値 127/74

【説明】

本件は、視察研修先の宿泊施設で“心筋梗塞”を発症した事案であり、まず、「当該視察研修が公務と認められるか否か」、次に「“心筋梗塞”の発症が視察研修による身体的・精神的負荷等によって発症したものであるか否か」が問題となるものである。

まず、視察研修についてみると、その内容は単なる懇親会・慰労会でなく、隣接町の原子力発電所の誘致に関連し、消防機関として原発建設の安全性、周辺環境に対する影響等の知識を予め習得するため、消防団長と町当局とで立案したものであることから、本件視察研修は公務と解され、その過程全般を通じ、公務の過程にある（注）ものとして取り扱われる。

次に、“心筋梗塞”の公務起因性についてみると、視察研修の内容は、特に過密なスケジュールの下で実施されているものでもなく、視察内容も原子力発電所施設の関係者から説明を受けるに止まっており、また、視察行程の間に特段アクシデントに遭遇した事実も認められないことから、本件視察研修は、特に身体的又は精神的に過重なものであったとは認められない。また、発症日前1ヶ月の消防団活動についてみても、特段“疲労の蓄積”が考えられる継続的な公務従事の状態も認められない。

また、医学的知見によれば、視察研修における行動状況等から、当該公務が本件疾病を発症させるに足りる身体的・精神的に過重なものであったとは認め難い。

以上のことから総合的に判断すると、本件疾病は、たまたま公務出張（視察研修）先の施設で宿泊中に、本人が有していた素因の自然的経過によって発症したものと考えるのが妥当であり、公務と相当因果関係をもって発症したものとは認められないことから、公務外の災害と判断したものである。

(注) 被災団員は、宿泊施設外のカラオケパブで2時間程度飲酒を行っているが、公務出張などで予め指定されている宿泊施設外の飲食店で飲酒等を行うことは公務離脱行為となり、公務遂行性が否認され、その間に発生した負傷等の災害については公務上の災害とは認められないので、参考のために付記する。

◆◆◆ 事例 84 ◆◆◆ 林野火災の出動命令を受け現場到着後、伝令業務の従事中に発症した急性心筋梗塞 (公務上)

1 災害を受けた者

A県B市消防団 班長(43歳) 整骨師

2 傷病名及び程度

急性心筋梗塞 入院加療

3 災害発生日

平成14年1月30日

4 災害発生状況

被災団員は、午後10時55分頃山麓に発生した火災の出動命令を受けると、直ちに消防用装備(団服・防寒服)を着用し、自宅から300mほど離れた分団器具庫まで全力疾走で向い、消防資機材等を整備すると駆けつけてきた団員が運転する消防ポンプ自動車の助手席に乗車し現場へ急行した。

現場到着前の途中で突然胸に痛みを覚えたが我慢し、現場到着後車両部署を指示するやいなや消防ポンプ自動車の停止位置と火災現場の間の約200m～300mを2～3回往復して伝令業務に従事した。その直後“激しい胸痛”を感じたため、部下に指示を与え、

上司の許可を得て車両内で“胸痛”が治るまで待機した。消火作業の終了後、消防ポンプ自動車に同乗し器具庫に帰庫して後かたづけを行ったのち、同11時45分頃帰宅した。

帰宅後も“胸痛”が消えないので、救急車を要請し病院に搬送され、医師の診察を受けたところ“急性心筋梗塞”と診断された。

5 参考

(1) 身体の状態

① 平成10年9月の健康診断結果では、肥満が指摘されている。

② 身長 176cm、体重 92kg、血圧値 143/85

(2) 発症当日の気象状況

晴れ、気温 0.2℃、湿度 34%

【説明】

本件は、“動脈硬化”の素因を有する団員が、深夜の山林火災に出動中に“急性心筋梗塞”を発症した事案であり、「当該疾病が消防活動による身体的・精神的負荷等が要因となって血管病変等を著しく増悪させ発症したものであるか否か」が問題となるものである。

出動命令を受けた直後から発症に至るまでの一連の行動状況をみると、深夜、寒冷下(0.2℃)の中で器具庫まで全力疾走で駆けつけ、直ちに現場へ急行しており、その状況からみて十分に身体的負荷が認められるものであり、また、現場到着後は、伝令業務についており、その業務は、迅速、かつ、的確な消防活動を行う上で重要なことから、一般的にみて相当程度の精神的緊張が強いられたものと認められる。

また、医学的知見によれば、被災団員は、健康診断結果で肥満が指摘され血圧値がやや高い傾向を示していることから、“動脈硬化”の素因を有しているものと推測されるが、寒冷下での一連の消防活動による身体的・精神的負荷が要因となって、素因を急激に著しく増悪させ本件疾病を発症したと認められる。

以上のことから総合的に判断すると、本件疾病は、発症前の公務による身体的・精神的負荷が要因となって、素因を自然経過を超えて著しく増悪させ発症に至ったものと認められる。

したがって、本件は、公務と相当因果関係をもって発生した疾病と認められることから、公務上の災害と判断したものである。

搬送され医師の診察を受けたところ、“気道熱傷、虚血性心疾患”と診断され入院したが、翌15日の午前0時46分“急性心筋梗塞”により死亡した。

5 参考

(1) 既往歴

- ① 平成3年5月、狭心症（疑）の診断を受け、2日間の入院後、転院先の病院で虚血性心疾患の診断を受け、約2週間の通院加療を行う。
- ② 平成4年2月、中等度の食道胃十二指腸炎で約1月入院加療を行う。

(2) 身体の状態

身長 163cm、体重 70kg

(3) 発症当日の気象状況

晴れ、気温 23℃

【説明】

本件は、既往歴に“虚血性心疾患”及び“狭心症（疑）”があり、本件疾病に係る既存疾病を有していた団員が、消防活動中に“急性心筋梗塞”を発症した事案であり、「当該疾病が消防活動が要因となって既存疾病を著しく増進させ発症したものであるか否か」が問題となるものである。

発症に至るまでの公務遂行状況をみると、被災団員は、火災を覚知して火災現場へ急行しホース延長を行った後、火点直近で筒先補助員として消火作業に従事しており、また、その際に、火災建物から突然吹き出した黒煙と炎に襲われるというアクシデントにも遭遇している。その状況からして相当程度の身体的・精神的負荷があったものと認められる。

また、医学的知見によれば、被災団員は、“虚血心疾患”の既往歴があり、本件疾病に係る既存疾病を有していたものであるが、発症当日の消防活動の公務過重が既存疾病を自然経過を超えて著しく増進させ、本件疾病の発症に至ったものと認められる。

以上のことから総合的に判断すると、本件疾病は、発症前の公務による身体的・精神的負荷が要因となって、既存疾病を自然経過を超えて著しく増進させ発症に至ったものと認められる。

したがって、本件は、公務と相当因果関係をもって発生した疾病と認められることから、公務上の災害と判断したものである。

気温 12℃、湿度 93%

【説明】

本件は、夜間の規律訓練に参加し、翌未明、自宅で就寝中に“急性心不全”を発症した事案であり、「発症日前における規律訓練等の消防活動に当該疾病を発症させるに足りる身体的・精神的過重負荷等があったか否か」が問題となるものである。

発症前夜の公務従事状況をみると、整列行進、隊形変換などの規律訓練を休憩挟み1時間30分程度従事しているが、訓練は特段全力疾走等が盛り込まれているような運動量もなく、特段に労作負荷があったとは認められないこと、また、当日は消防職員の指導があったとはいえ、本人は前年の操法大会に指揮者として出場した経験もあること等から勘案すると、相当程度な精神的負荷があったとも認められない。

なお、発症日前1週間、1ヶ月を含む6ヶ月間の公務従事の内容についてみると、指揮者経験からの規律訓練等の指導、ポンプの点検、出初式等の業務を行っているが、これらの公務は継続的な従事状況に相当するものでもなく、また、その間に身体の変調も訴えていないことから、消防業務による“疲労の蓄積”を評価すべき身体的状態にあったとも推認されない。

また、医学的知見によれば、発症前夜の訓練は、その所要時間及び本人の経験からして、本件疾病の発症の起因となる身体的・精神的負荷があったとは認められない。また、発症日前1週間から6ヶ月間の業務も、その内容からみて、疾病発症に多大な身体的影響を与えたとする“疲労の蓄積”があったとも考えられない。

なお、心停止後の生化学検査結果から、“CK”及び“CKMB”の数値がかなり高値を示していることからすると、本件“心不全”は“心筋梗塞”によるものと思われる。

以上のことから総合的に判断すると、本件疾病は、本人の有していた素因の自然的経過によって発症したものとするのが妥当であり、公務と相当因果関係をもって発症したものとは認められないことから、公務外の災害と判断したものである。

◆◆◆ 事例 88 ◆◆◆
詰所新築に伴う消防資器材の移動作業の終了後に開催された慰労会に出席し、帰宅直後に発症した心臓性突然死（公務外）

1 災害を受けた者

A県B市消防団 部長（48歳） 地方公務員

2 傷病名及び程度

心臓性突然死（心室性不整脈） 死亡

3 災害発生日月日

平成14年3月10日

4 災害発生状況

被災団員は、予定されていた分団詰所が新設されたので、旧詰所に設備されている消防資器材等の移転作業に従事することになり、午後1時40分頃旧詰所に軽トラックで出向いた。同所到着後同僚団員が参集するまでの間、先着していた団員2名と移動する事務机等の備品の整理を行い、作業予定の全団員（13名）が揃った同2時40分頃から同5時頃まで、事務机、スチール棚、小型ポンプ等の資器材を約200m離れた新詰所へ軽トラックで4～5回程度往復して搬入した。その間、被災団員は、指揮団員の補佐役を務め主に作業の指示及び配置場所の設定などを行い、重量物の運搬作業にはついていなかった。

作業は同5時30分頃に終わり、被災団員は、その後予定されている部会議の出席のため、一旦自宅に帰り着替えを済ませた後部会議に出席した。会議は、本人が進行役を務め、13年度分団事業の報告、新役員の選出等を内容とするもので、特段問題となるようなこともなく約1時間で終了した。会議終了後、予定の慰労会に出席のため、送迎バスで慰労会会場に向かい同9時00分頃まで出席し（ビールコップに3杯程度、銚子1本程度を飲酒）、帰路についた。

同11時頃母親が玄関に行ったところ倒れている被災団員を発見し、妻が心臓マッサージ、人工呼吸を施した後、救急車で病院へ搬送されたが医師により死亡が確認された。

5 参考

(1) 発症日前1週間を含む6ヶ月間の公務従事状況

3月2日にポンプ車の12ヶ月点検整備に従事している。また、2月19日～2月20日にかけて、消防学校に入校し普通科を受講するほか、1月7日～1月27日の間のうち5日間、出初式、若草山の山焼き等の業務についていた。

(2) 身体の状態

① 13年7月の健康診断結果では、異常所見はなかった。

② 身長 171.7cm、体重 65.5kg、血圧値 119/79（平成13年7月）

(3) 発症当日の気象状況

曇り、気温 11℃、湿度 56%

(4) その他

被災団員は、高校の教諭の職にあり、発症日前1週間は、学年末考査、問題作成、問題生徒の家庭訪問、進級等のことで、帰宅後も保護者等との対応に追われていた状況にあった。

【説明】

本件は、詰所新築に伴う消防資器材等の搬入作業の指示役を務めた後、部会議に引き続き開催された慰労会に参加し、深夜の帰宅直後に発症した“心臓性突然死”の事案であ

り、「発症前における一連の消防活動に当該疾病を発症させるに足りる身体的・精神的過重負荷等があったか否か」が問題となるものである。

疾病の発症に至るまでの公務従事状況についてみると、詰所新築に伴う資器材等の搬入作業においては、被災団員は主に作業の指示に当たる役割につき、特段重量物の運搬等に長時間にわたり行っていたような事実もなく、また、引続き開催された部会議では、進行役についたが会議も定例会議に相当するものであり、内容においても特に活発な議論の応酬等もなく、会議の進行に苦慮し精神的緊張を強いられるような事柄も認められず、加えて、本人が公務に関してのアクシデントに遭遇した事実もなかったことから、特に身体的・精神的に過重な負荷があったとは認められない。

発症日前1週間を含む6ヶ月間の公務従事の内容についてみても、特に本件疾病の発症に影響する“疲労の蓄積”が認められる継続又はそれに相当する消防団活動があったとは認められない。

また、医学的所見によれば、本件疾病の発症前の公務従事内容からみて、本件疾病の発症の原因と考えられる身体的・精神的な過重負荷も認められないことから、公務が相対的に有力原因となって発症したものとは考えられない。

以上のことから総合的に判断すると、本件疾病は、本人の有していた素因の自然的経過により発症したものとするのが妥当であり、公務と相当因果関係をもって発症したものとは認められないことから、公務外の災害と判断したものである。

◆◆◆ 事例 89 ◆◆◆
 ◆◆◆ 林野火災を覚知して火災現場へ急行し、消火作業に従事中に発症した亜急性心筋梗塞（公務上） ◆◆◆

1 災害を受けた者

A県B市消防団 団員（46歳） 会社員

2 傷病名及び程度

亜急性心筋梗塞 入院加療

3 災害発生年月日

平成14年3月20日

4 災害発生状況

被災団員は、午前11時30分頃、河川敷の作業現場で仕事にサイレンで林野火災を覚知すると、直ちに業務用車両で団器具庫へ向かい林野火災用器材の鎌を持参して火災現場へ急行した。現場到着時の状況は、火災は山の上へ燃え広がりつつあり、被災団員は、同僚団員とともに山肌を約30m駆け登り鎌や小枝で火をたたき消火作業に従事していたところ、急に“胸痛”が出現したので下山し、消防車両の吸管を押さえる給水補助

作業に当たった。

その後、消防車に補水していたタンクローラー車（4t）の水が空になったので同車に同乗して河川敷に行き、身体はつらい状態であったが、同車への給水作業に従事した。その後、火災は鎮圧され解散の指示を受けたので、仕事先に帰ったが“胸痛”が治まらないので現場監督に身体の不調を訴え事務所に帰り、救急車で病院へ搬送され医師の診察を受けたところ、“亜急性心筋梗塞”と診断された。

5 参考

(1) 発症前日1週間を含む1ヶ月の公務従事状況

2月24日、春の火災予防運動行事の一環として実施された林野火災、住宅火災の想定訓練に参加し、午前8時30分から同10時30分までの2時間、消防訓練に従事している。

(2) 身体の状態

- ① 平成13年5月の健康診断結果では、高血圧が指摘されている。
- ② 身長 162cm、体重 59kg、血圧値 124/80
- ③ 本人は、日常生活の中で時々“胸痛”症状が出現し、1～2分程度で治まっていたが、今回の発症後の諸検査で、既に“不安定狭心症”の基礎疾患を有していることが判明した。

(3) 発症当日の気象状況

晴れ、気温 16.7℃、湿度 64.7%

【説明】

本件は、“不安定狭心症”という本件疾病に係る基礎疾患を有していた団員が、林野火災の消防活動中に“亜急性心筋梗塞”を発症した事案であり、「発症前における一連の消防活動に当該疾病を発症させるに足りる身体的・精神的過重負荷があったか否か」が問題となるものである。

疾病の発症に至るまでの公務従事状況についてみると、被災団員は、仕事先で火災を覚知すると、直ちに火災現場へ急行し、山肌を約30m駆け登り火点で鎌や小枝で消火作業に当たっており、また、“胸痛”症状の発現があった後も引き続き給水補助作業や河川敷での給水作業に従事していたことは、相当程度の身体的・精神的負荷があったものと認められる。

また、医学的知見によれば、発症後の検査から“不安定狭心症”が認められ、また健康診断結果では“高血圧”が指摘されていることから、被災団員は、本件疾病に係る基礎疾患を有していたものと考えられるが、本件疾病は、火災現場で山肌を駆け登り火点で消火作業に従事したことによる身体的・精神的負荷が基礎疾患を自然経過を超えて急激に増悪させ発症したものと認められる。

以上のことから総合的に判断すると、本件疾病は、発症前の消防活動による身体的・精

③ 発症前の身体状況等についての主治医の所見

平成12年1月より“腎不全”に対して、腹膜透析により治療中であるが、家業（理容業）は可能な程度の状況であった。今回の死亡は、消火活動によって身体に急激な負荷がかかり心不全を誘発し、それが死亡原因になったと思われる。

(3) 発症当日の気象状況

晴れ、気温 27.1℃、湿度 71.7%

【説明】

本件は、“慢性腎不全”及び“心室肥大”の身体的状態にあった団員が、河川の枯草火災の消防活動中に“心不全”を発症した事案であり、「当該疾病が消防活動による身体的・精神的負荷等が要因となって基礎疾患を著しく増悪させ発症に至ったものであるか否か」が問題となるものである。

発症当日の公務従事状況についてみると、火災現場に到着後、火点まで全力疾走し、燃焼物からの濃煙の中で、消防作業の指揮、ホース搬送等の一連の消防活動を行ったことからみて、短時間ではあるが相当程度の身体的・精神的負荷があったものと認められる。

また、医学的知見によれば、被災団員の身体的状態は、“慢性腎不全”の状況にあり、また諸臨床検査結果から“左心室肥大”の状態にあったことが推認され、身体に過度の負荷がかかると“心不全”を発症し得る状態にあったと考えられる。したがって、本件疾病は、消防活動に相当程度の身体的・精神的負荷が認められ、これにより血管病変等を著しく増悪させ発症に至ったものと認められる。

以上のことから総合的に判断して、本件疾病は、消防活動による身体的・精神的負荷が要因となって、血管病変等を自然経過を超えて著しく増悪させ発症したものと認められる。

したがって、本件は、公務と相当因果関係をもって発生した疾病と認められることから、公務上の災害と判断したものである。

晴れ、気温 20.8℃、湿度 65%

【説明】

本件は、発症前の身体的状況として“高血圧症、虚血性心疾患及び高脂血症等”の本件疾病に係る高度な基礎疾患を有している団員が、管轄区域の警戒巡視に参加し、その後連絡事項の報告会に出席中“心機能障害”を発症した事案であり、「当該疾病が発症前の警戒巡視等の消防業務による身体的・精神的負荷等が要因となって基礎疾患を著しく増悪させ発症したものであるか否か」が問題となるものである。

発症当日の公務従事状況についてみると、集落内の警戒巡視は積載車によるものであり、気象状況を含めて特に異常な環境下で実施されたものでなく、また警戒活動後の消防機械器具点検等についても毎月定例的に実施される範囲内のもので、特に困難を要するものでもなく作業量、内容とも軽微なものであり、またこの日、本人が公務に関連するアクシデントに遭遇した事実も認められなかった。これらからして発症当日の消防業務は、特に身体的・精神的に過重負荷を伴うものであったとは認められない。

発症前日1週間を含めた1ヶ月の公務従事の状況についてみると、発症日2日前に分団会議に出席しているが、内容からみて過重なものであったとは認められず、また、発症日前2週間前に定例点検、春季消防演習の訓練に従事しているが、日程にも間隔があり、“疲労の蓄積”が評価される程度の継続的又はそれに相当する公務従事状態であったとは認められない。

また、医学的知見によれば、被災前の受診記録及び健康診断結果から、被災団員は、「高血圧、虚血性心疾患、高脂血症、糖尿病（疑）及び肥満」などの高度な基礎疾患を有している身体的状況にあり、これらから本件は、急性心筋梗塞（冠動脈狭窄）を惹起して致死的不整脈となり死亡に至ったものと考えられるが、発症前の公務従事状態からすると、当該公務が本件疾病を発症せしめる程度の身体的・精神的過重負荷があったとは認められないことから、被災団員の有する基礎疾患の自然経過によって発症したものとするのが妥当である。

以上のことから総合的に判断すると、本件疾病は、本人の有する高度な基礎疾患の自然経過により発症したものとするのが妥当であり、公務と相当因果関係をもって発症したものとは認められないことから、公務外の災害と判断したものである。

◆◆◆ 事例 92 ◆◆◆

夜間のポンプ車操法訓練に従事中に発症した心筋梗塞（公務上）

1 災害を受けた者

A県B市消防団 部長（47歳） 会社役員

2 傷病名及び程度

急性心筋梗塞 死亡

3 災害発生日

平成12年9月1日

4 災害発生状況

B市消防団は、市消防団操法大会に向けて8月19日から夜間の消防操法訓練を実施し、被災団員は、ポンプ車操法の2番員として訓練に参加していた。

被災団員は、被災当日の午後7時30分頃勤務先から帰宅すると夕食もとらず徒歩で分団詰所に出向き、同僚団員5名とともに消防車両で訓練会場に向かい、訓練会場で訓練資機材の設定等の準備作業に従事した。訓練は同8時20分頃から開始され、被災団員は、ポンプ車操法の2番員として1回目の訓練で、20mホースを肩に担ぎ全力疾走で1本を延長し、更に担いできた2本目を延長した後、引続き筒先部署から機関員までの約50mを全力疾走して駆け戻り放水命令を伝達した。再び放水停止線まで帰着して1番員の筒先補助を行い、放水終了後、約50m余を全力疾走で集合地点へ帰着して、第1回目の訓練が終了した。その後約10分の休憩を取った後、第1回と同様の行程で2回目の訓練に従事し、一連の訓練動作を終えた休憩中に“胸の痛み”を同僚団員に訴えていたが、第3回目の訓練に参加した。その訓練途中で体調が悪くなったので訓練を中止して横になって休憩をとっていた。

同9時50分頃、全訓練が終了し、被災団員は、消防ポンプ車に同乗して詰所に戻り椅子に倒れこむように座ると、突然、嘔吐して意識を失った。直ちに救急車を要請し病院へ搬送され、医師の手当てを受けたが“急性心筋梗塞”により死亡した。

5 参考

(1) 発症前日までの公務従事状況

被災団員は、8月19日からの夜間の操法訓練（午後8時～同10時）に、同日、21日、25日、29日の5日間参加し、被災当日と同行程の訓練に従事していた。また、8月27日には、午前8時から午後12時過ぎまで、地区防災訓練に参加し、避難訓練及び住民に消火器等消防資器材の取扱い指導に従事していた。

(2) 身体の状態

① 平成12年7月、胸痛により近医で受診し“肋間神経痛（疑）”の診断を受けていた。

② 身長 177.2cm、体重 67.5kg、血圧値 126/82

(3) 発症当日の気象状況

気温 24.8℃、湿度 84%

【説明】

本件は、夜間の操法訓練でポンプ車操法の2番員として訓練していたところ、“急性心筋梗塞”を発症した事案であり、「当該疾病が発症前の消防活動による身体的・精神的過重負荷等が要因となって発症したものであるか否か」が問題となるものである。

疾病発症当日の公務従事状況をみると、ポンプ車操法の2番員としてホース延長、伝令及び放水等の一連の行動を全力疾走で反復して行っており、これは相当程度の身体的な労作負荷が認められるとともに、発症前日前の公務従事状態についてみても、防災訓練での住民指導等や概ね2日間おきの夜間の操法訓練に従事していることからして、“疲労の蓄積”もあったことが推認される。

また、医学的知見によれば、発症当日の訓練内容及び発症日前における公務従事状況からすると、本件疾病は、訓練による身体的負荷及び“過労の蓄積”が認められ、これにより発症したものと考えるのが妥当である。

以上のことから総合的に判断すると、本件疾病は、訓練活動の身体的負荷及び発症日前における消防業務による“疲労の蓄積”が要因となって発症したものと認められる。

したがって、本件は、公務と相当因果関係をもって発生した疾病と認められることから、公務上の災害と判断したものである。

◆◆◆ 事例 93 ◆◆◆

消防操法訓練の指導等に当たり、帰宅後に発症した急性心不全（公務外）

1 災害を受けた者

A県B町消防団 団長（67歳） 会社役員

2 傷病名及び程度

急性心不全 死亡

3 災害発生年月日

平成8年7月21日

4 災害発生状況

B町消防団は、県消防操法大会に向けて5月11日から操法訓練を実施していた。被災団員は、被災前日の7月20日、午後6時30分頃に迎えの車で訓練会場に出向き、同会場到着後、訓練開始に当たり団長として参加団員に訓示を行った。訓練は同7時から開始されたが、被災団員は、身体の不調を訴え椅子に座り、出場団員の指導・監督をしてい

た。

訓練は同9時頃に終了し、被災団員は、帰宅後横になっていたが家族に「肩の痛みがとれない、体がきつい」などを訴え、同11時30分頃、家族に付添われて病院へ行き診察を受けた。帰宅後の翌21日午前12時15分頃、被災団員がトイレに行き30分以上を経過しても出てこないの、家族が様子を見にいったところその場に倒れていた。直ちに救急車を要請し病院へ搬送され、医師の手当てを受けたが同5時3分に“急性心不全”により死亡した。

5 参考

(1) 発症前日までの公務従事状況

本人は、県消防操法大会に向けて平成8年5月11日から発症前日の7月20日まで、5月11回、6月10回、7月は発症前日まで11回、夜間の2時間の操法訓練に参加していたが、その業務は団長としての出場団員の指導・監督等であった。

(2) 身体の状況

① 既往歴

ア 昭和55年の健康診断で、糖尿病、高血圧、蛋白尿が指摘され、要受診の所見を受けていた。

イ 平成4年8月から11月まで“心筋梗塞”により入院加療し、その後、狭心症のためニトログリセリンを服用していた。

ウ 身長 170cm、体重 65kg

(3) 発症当日の気象状況

晴れ、気温 30.2℃

(4) その他

被災者は、発症前日の夕方に訓練に参加する直前まで、庭の草取り作業に約30分余従事しており、その際に、“心筋梗塞”の前駆症状と考えられる継続性の肩の痛みを訴えていた。

【説明】

本件は、発症前の身体的状況として“心筋梗塞”及び“狭心症”等の本件疾病に係る高度な基礎疾患を有している団長が、消防操法訓練の指導・監督等の業務に就き、帰宅後に“急性心不全”を発症した事案であり、「当該疾病が発症前の操法訓練業務による身体的・精神的負荷等が要因となって基礎疾患を著しく憎悪させ発症したものであるか否か」が問題となるものである。

発症日前の公務従事状況についてみると、被災団員は、平成8年5月11日から発症前日の7月20日まで間に延べ31日間にわたり消防操法訓練に参加しているが、その訓練従事の内容は、出場団員に対する実技指導等はなく、包括的な指揮、監督等であり、これらの業務は団長として通常業務の範囲内のものであり、また団長の経験(28年)からしても、特

果では、血圧値は102/72となっていた。

② 身長 163.5cm、体重 67.0kg

(3) 発症当日の気象状況

曇り、気温 0.2℃、湿度 80%

【説明】

本件は、発症前の身体的状況として“心臓の前壁及び側壁の血管狭窄”が認められ、本件疾病に係る基礎疾患を有している団員が、早朝の火災出動途上で“急性心筋梗塞”を発症した事案であり、「本件疾病が早朝の出動による身体的・精神的負荷等が要因となって基礎疾患を著しく増悪させ発症したものであるか否か」が問題となるものである。

発症に至るまでの行動状況を見ると、被災団員は、就寝中に火災出動の命令を受け、心身ともに十分に目覚めていない身体的状態で、0.2℃の寒冷下の中を約400m全力疾走して消防車庫まで駆けつけており、このことからすると、身体的に急激な負荷がかかっていたものと認められる。

また、医学的知見によれば、被災団員は、冠動脈血管造影写真及び心電図からすると、“心臓の前壁及び側壁の血管狭窄”が認められ、本件疾病に係る基礎疾患を有していたものと認められるが、早朝の急激な気温の変化、全力疾走などの行動による身体的負荷及び火災出動という精神的負荷（緊張）が要因となって、血管病変等を自然経過を超えて著しく増悪させ“急性心筋梗塞”を発症したものと認められる。

以上のことから総合的に判断すると、本件疾病は、出動命令を受けてからの急激な気温の変化等による、身体的・精神的負荷が要因となって、血管病変等を自然経過を超えて著しく増悪させ発症したものと認められる。

したがって、本件は、公務と相当因果関係をもって発生した疾病と認められることから、公務上の災害と判断したものである。

◆◆◆ 事例 95 ◆◆◆

地震発生直後に津波警報が発令され、海岸の水門閉鎖作業の従事直後に発症した急性心筋梗塞（公務上）

1 災害を受けた者

A県B市消防団 団員（55歳） 会社員

2 傷病名及び程度

急性心筋梗塞 死亡

3 災害発生日

平成6年12月28日

4 災害発生状況

平成6年12月28日午後9時19分、C沖約150kmを震源とする震度5の地震が発生し、太平洋沿岸地域に津波警報が発令された。B市では対策本部を設置し、海岸地域の住民に対し避難勧告を発令した。

被災団員は、同9時25分に出動命令を受けると直ちに自家用車で詰所へ向かったところ既に消防車は出動していたので、“地震時における消防団活動要領”に従いB港海岸水門の閉鎖のため現場へ急行した。現場到着後、被災団員は、先着していた消防職員、団員とともに水門閉鎖作業に従事した。水門は10門あり、その内4門の水門（10m×4.15m、重量約9,025kg）を、各水門間（距離約70～150m）を全力疾走で移動しながら4～5人で手動ハンドルにより閉鎖作業を行った。被災団員は、作業終了間際に「気分が悪い」と同僚団員に漏らしていたが休むことなく同作業に従事し、その後住民の避難場所の状況把握及び海岸付近の警戒に従事していた。

同11時45分、津波警報及び避難勧告も解除されたので、消防団員数名が消防車両で詰所に引き上げる途中、道路脇の空地で車幅灯を点灯したまま停車している被災団員の自家用車を発見した。不審に思い声を掛けたところ、身体の具合が悪いとの訴えがあったので、副分団長と班長が自宅に送り届けた。帰宅後も身体の様子がおかしいので班長が乗用車で病院に搬送し、医師の診察を受けたところ“急性心筋梗塞”と診断され、処置が施されたが翌29日午前7時7分に死亡した。

5 参考

(1) 発症日前1週間の公務従事状況

発症日の前日28日、定例の管轄区域内の警戒巡視に参加し、午後7時から同9時まで詰所で待機していた。

(2) 身体状況

① 既往歴

“本態性高血圧症”にて、昭和62年1月～同年12月まで毎月1回程度通院し降圧剤を服用していた。

② 身長 165cm、体重 60kg、血圧値 140/80

(3) 発症当日の気象状況

晴れ、気温 2.7℃、湿度 88.8%

【説明】

本件は、“本態性高血圧症”という本件疾病に係る既存疾病を有する団員が、津波警報下で海岸の水門閉鎖作業の従事直後に“急性心筋梗塞”を発症した事案で、「当該疾病が消防活動による身体的・精神的負荷等が要因となって既存疾病を著しく増進させ発症に至ったものであるか否か」が問題となるものである。

発症前の公務従事状況をみると、水門間の距離70～150mを全力疾走で移動しながら手

動ハンドルと4～5人の人力で相当重量のある4門の水門閉鎖作業に従事しており、その作業環境も津波来襲の恐怖を感じながら短時間に閉鎖する緊張感の下での遂行であることから、相当程度な身体的・精神的負荷があったと認められる。

また、医学的知見によれば、被災団員は、既往歴に“本態性高血圧症”が認められ、本件疾病についての既存疾病を有していたものであるが、今回の消防活動の負荷により既存疾病を著しく増悪させ発症に至ったものと認められる。

以上のことから総合的に判断すると、本件疾病は、地震下での水門閉鎖活動による身体的・精神的負荷が要因となって、既存疾病を急激に著しく増進させ発症したものと認められる。

したがって、本件は、公務と相当因果関係をもって発生した疾病と認められることから、公務上の災害と判断したものである。

◆◆◆ 事例 96 ◆◆◆
 防火水槽の点検・清掃等に引続き消防操法訓練に従事した後、反省会の席上で発症した急性心筋梗塞（公務上）

1 災害を受けた者

A県B町消防団 団員（46歳） 会社員

2 傷病名及び程度

急性心筋梗塞 死亡

3 災害発生年月日

平成13年6月24日

4 災害発生状況

被災団員は、防火水槽の点検整備と消防操法訓練が予定されているので、昼食後の午後12時50分、自転車で防火水槽の作業現場に向かった。同1時から作業は開始され、被災団員は、防火水槽の上からヘドロ、枯れ枝等を入れた重量約10kgのバケツを深さ約3mのところから引き上げ、約5m離れた地点に捨てる作業に30分余り従事した後、消火栓からホース3本を延長して防火水槽への注水作業を行った。その後、ホースの収納等の撤収作業などを行い同2時頃に作業は終了し、消防ポンプ庫で吸管、ホース等の洗浄、ホース乾燥作業に従事した。

同2時から約1時間近くの公民館でビデオ教材による消防操法の座学に出席した後、同3時から公民館前で消防操法の実技訓練が実施され、被災団員は、消防ポンプ庫に行き、同僚団員2人と資機材を台車で訓練会場まで搬送した。訓練は同3時15分から開始され、被災団員は2番員として、吸管延長、鳶口を保持して所定位置までの全力疾走行動、伝令、撤収などの訓練に若干の休憩を挟み1時間余り従事した。訓練終了後、吸管

を団員1人とポンプ庫に徒歩で搬送したのち、消防ポンプ庫内の資機材等の整理に従事し、約15分の休憩をとった。同4時30分、防火水槽の給水状況の確認を行い満水の状態を確認して、消火栓より190m延長していた3本のホースの撤収を行い、ホースの搬送、洗浄に従事して、同5時20分に一連の業務が終了した。

同5時30分に反省会が予定されていたので、本人は、いったん着替えて帰宅し、同30分頃会場の公民館に来館した。反省会開始後約2時間程経過（ビール1本、水割り2杯弱程度飲酒）したところ、突然屈みこむように頭から倒れた。直ちに救急車で病院へ搬送され医師の手当てを受けたが、同10時18分“急性心筋梗塞”で死亡した。

5 参考

(1) 発症日前1週間を含む1ヶ月の公務従事状況

5月27日午前8時30分間から午後4時30分まで春季消防演習に参加した他、特になし。

(2) 身体の状態

身長 165cm、体重 65kg

(3) 発症当日の気象状況

曇り、気温 24.2℃、湿度 80%

(4) その他

業務終了後の反省会については、予め定められており、分団長から消防団長の了承をとっていた。

【説明】

本件は、消防操法訓練等の終了後に開かれた反省会の席上で“急性心筋梗塞”を発症した事案であり、「反省会が公務に付随するもの」と認められるか。また、「当該“急性心筋梗塞”の発症が、消防操法訓練等の身体的・精神的過重負荷等によるものか」、あるいは「反省会での飲酒が相対的に有力原因となったものか否か」が問題となるものである。

まず、本件の反省会についてみると、当該反省会は、予め公務活動の一環として消防団長の了承をとっており、その主旨も今後の消防操法訓練等の実施方法等について意見交換が主な内容であることから、公務に付随する会合として認められる。

次に、公務過重負荷の有無についてみると、発症当日の活動状況は、一連の活動時間が午後1時から同5時20分とかなり長時間にわたっており、その間、操法のビデオ鑑賞を1時間、訓練中の10分の休憩を2回及び訓練後に10分の休憩は取っているものの、それらを除けば、常に資機材の搬送、撤収、ホースの洗浄等何らかの労作性負荷が認められる作業に従事していた。特に、防火水槽の点検整備作業は重量物の引き上げ、廃棄の反復作業であり、また操法訓練では、延べ200m余にわたり全力疾走という運動面での身体的負荷が相当程度あったことが認められる。

また、医学的所見によれば、被災団員には健康診断記録等がないため、明確なことは言

えないが、通常の日常生活において問題とならない程度の軽度な冠動脈の“動脈硬化”の素因を有していたものと推測できる。しかし、本件の“急性心筋梗塞”は、一連の労作性の消防活動による身体的負荷が要因となって、素因を自然経過を超えて急激に著しく増悪させ発症に至ったものと考えられる。

なお、飲酒が本件疾病に寄与しているかどうかについては、本件疾病の発症が血圧変動にともなうことに由来していることを考えれば、飲酒が身体に全く影響を与えていないとは言えないが、消防活動による身体的負荷が相対的に有力原因となったものと認められる。

以上のことから総合的に判断すると、本件疾病は、発症前の消防業務に相当程度の身体的負荷が認められ、この負荷が要因となって素因を自然経過を超えて急激に増悪させ発症したものと認められる。

したがって、本件は、公務と相当因果関係をもって発生した疾病と認められることから、公務上の災害と判断したものである。

◆◆◆ 事例 97 ◆◆◆
 納屋火災に出動し筒先担当員として消火作業中に発症した急性心筋梗塞（公務上）

1 災害を受けた者

A県B村消防団 団員（46歳） 鍼灸師

2 傷病名及び程度

急性心筋梗塞 入院加療

3 災害発生日

平成12年2月2日

4 災害発生状況

被災団員は、被災当日の午後5時4分頃防災行政無線で火災を覚知すると、直ちに消防作業服を着用し駆け足で詰所に向かったが、その途中で出動中の消防積載車と合流したので、同車に同乗して火災現場へ急行した。

現場到着後火点から約300m離れた防火水槽の地点に部署し、被災団員は、筒先担当の任務に就き、管鎗（重量4.0kg）を保持して火点まで放水で泥濘状態となっている坂道を全力疾走で約300m駆け上がり放水部署についた。放水準備態勢を整え注水を開始して暫く経った時、出火建物からの濃煙を吸い込み身体の調子が悪くなり、他の団員と筒先を交代して現場近くで休んでいたところ、突然、“嘔吐”と“激しい胸痛”におそわれた。直ちに現場で待機していた救急車で病院へ搬送され、医師の診察を受けたところ“急性心筋梗塞”と診断された。

5 参考

(1) 発症当日の気象状況

晴れ、気温 7℃、湿度 40%

(2) 発症後の身体状況について

① 主治医の所見

患者は、来院時に胸痛が持続し、心電図上V1 - V4でのST上昇所見、他より急性前壁中隔心筋梗塞と診断した。冠動脈造影にて左冠動脈前下行枝#7の100%閉塞を認め、同部に対し経皮的冠動脈形成術を行い、25%の開存が得られた。

② 入・退院時の臨床検査データ(略)

【説明】

本件は、“動脈硬化”という本件疾病に係る素因を有する者が、建物火災の消火活動中に“急性心筋梗塞”を発症した事案であり、「当該疾病が消火活動による身体的・精神的負荷等が要因となって素因を著しく増悪させ発症に至ったものであるか否か」が問題となるものである。

火災の覚知から発症に至るまでの一連の活動状況についてみると、火災現場に到着後、直ちに筒先担当として4kgの管鎗をもち火点直近まで泥濘状態の坂道を300m全力疾走で駆け上がり、火点から5m弱の位置に放水部署して暑熱と濃煙の状況下で放水作業を行っていることから、これらの行動には相当程度の身体的・精神的負荷があったと認められる。

また、医学的知見によれば、入・退院時の検査データから動脈硬化のリスクファクターが認められることから、被災団員は“心筋梗塞”の素因を有していたものと考えられるものの、火災現場での一連の活動による身体的・精神的負荷が要因となって、血管病変等を自然経過を超えて急激に著しく増悪させ発症したものと認められる。

以上のことから総合的に判断すると、本件疾病は、消防活動による身体的・精神的負荷により素因を著しく増悪させ発症したものと認められる。

したがって、本件は、公務と相当因果関係をもって発生した疾病と認められることから、公務上の災害と判断したものである。

◆◆◆ 事例 98 ◆◆◆

◆◆◆ 住宅火災に出動し消火作業に従事中に発症した発作性心房細動（公務上） ◆◆◆

1 災害を受けた者

A県B町消防団 団員（30歳） 会社員

2 傷病名及び程度

発作性心房細動 通院加療

3 災害発生日

平成11年10月6日

4 災害発生状況

被災団員は、午後8時15分頃自宅でテレビを見ていたところ防災無線で建物火災の発生を覚知した。直ちに消防作業服を着用し、約150m余離れている詰所まで駆けつけ、同僚団員と出動態勢を整え消防ポンプ車に同乗し火災現場へ急行した。

同8時22分頃火災現場に到着すると、直ちに火点直近までの約160mを全力疾走して火災状況を確認すると同積載車まで駆け戻り、水利確認のため往復約200mを移動してホース延長作業に従事していたところ、胸部に不快感を覚えた。

その後、被災団員は、鳶口で火災家屋のトタンの剥離などの消防作業に従事し、同8時44分に火災は鎮火した。鎮火後、ホース撤収など現場の後かたづけに従事した後、同9時20分頃帰宅した。帰宅後も“胸の痛み”が続き次第に辛くなってきたため、自家用車で病院に行き診察を受けたところ、“発作性心房細動”と診断された。

5 参考

(1) 身体の状態

身長 172.0cm、体重 85.0kg、血圧値 140/86

(2) 当日の気象状況

晴れ、気温 16.5℃、湿度 84%

【説明】

本件は、“高血圧”及び“肥満”など本件疾病に係る素因を有する者が、建物火災の消防活動中に“発作性心房細動”を発症した事案であり、「当該疾病が消防活動による身体的・精神的負荷等が要因となって素因を著しく増悪させ発症に至ったものであるか否か」が問題となるものである。

火災覚知から発症に至るまでの一連の行動状況についてみると、被災団員は、自宅で寛いでいたところ、突然火災を覚知して詰所まで駆けつけ、火災現場到着後火点直近での火災状況の把握、水利確認及びホース延長など輻輳としている現場を駆け巡っており、また火点で家屋のトタンの剥離作業に従事していることなどからして、相当程度な身体的・精

に帰所した。

資機材の点検等を行い帰宅し、休息及び仮眠（15分程度）をとったのち、自営の土産物店舗の開店準備を行った。同9時から開店し、閉店の午後4時30分までは店を手伝い翌日の準備をして帰宅した。同6時10分頃、入浴を済ませ夕食をとっていたところ、突然前のめりに倒れ意識を消失したので直ちに救急車を要請し、病院へ搬送され医師の手当てを受けたが“急性心不全”により死亡した。

5 参考

(1) 発症日前1週間の公務従事状況

12月18日午後7時から同9時まで出初式の事前訓練に、12月25日午後7時30分から同11時まで放水訓練に従事していた。

(2) 身体の状態

身長 174cm、体重 76kg、血圧値 130/80

(3) 発症当日の気象状況

気温 2℃、湿度 79%

(4) その他

発症当日及び発症日前の自家営業の従事状況（略）

【説明】

本件は、深夜の山林での車両火災に出動し、消防活動終了後、早朝に帰宅し若干の休息等をとった後、自営業（土産店）に従事し、閉店後の夕食時に“急性心不全”を発症した事案であり、「当該疾病の発症前の消防活動に身体的・精神的過重負荷等が認められるか否か」とともに、「その事態（公務過重等）と発症までの時間的間隔が医学的に妥当か否か」が問題となるものである。

被災団員の発症当日の消防活動についてみると、その活動環境及び内容は、深夜の就寝中に火災発生の連絡を受け身体が十分に覚醒していない中、寒冷下で延焼物の除去、人命救助的な搜索活動及び部下団員への指示等と多岐にわたる消防業務に従事しており、相当程度の身体的・精神的負荷があったものと認められる。

なお、消防活動終了後から発症時に至るまでの日常行動であるが、内容的には12月31日（大晦日）ということで若干の繁忙はあったにしても、仕事内容も通常の内容と比較してほとんど変わるものでなく、突発的出来事（アクシデント）及び環境の著しい変化も見られず、特に過重なものであったとは認められない。

また、医学的知見によれば、被災団員の身体状況からみると、やや“肥満”の感があるかとは思えるが、“高血圧”及び“動脈硬化”に至っている可能性を促す程度のものでなく、消防活動の環境及び内容からみて、当該消防活動による身体的・精神的負荷により本件疾病を発症したのと考えられる。また、当該消防活動と疾病発症との時間間隔については、過重負荷を受けてから、心臓疾患などの症状が顕在化するまでの時間的間隔は通

常は24時間以内であり、場合によっては2日程度以上を経過する症例もあると言われてい
ることからすれば、本件の消防活動による過重負荷と症状出現までの時間的間隔は医学上
妥当なもの認められる。

以上のことから総合的に判断すると、本件疾病は、深夜の低気温の中での消防活動によ
る身体的・精神的負荷が要因となって、素因を自然経過を超えて急激に著しく増悪させ発
症したものと認められる。

したがって、本件は、公務と相当因果関係をもって発生した疾病と認められることか
ら、公務上の災害と判断したものである。

◆◆◆ 事例 100 ◆◆◆
火災現場付近で水利誘導・交通整理を行っていた際に心疾患を発症（公務上）

1 災害を受けた者

A県B市 副団長（66歳） 無職

2 傷病名及び程度

急性心筋梗塞、心破裂（死亡）

3 災害発生日

平成20年1月26日

4 災害発生状況

平成20年1月26日、午後17時52分、被災者は消防団長から火災出動要請を受けた後、直
後に自宅前から火災上昇を確認し、電話で他の団員に出動要請を指示し、防火衣服、保
安帽、ゴム長靴を装着し無線機とポーターサインを持って現場に出動（装着総重量5kg）し
た。自宅から110m離れた火災現場まで全力疾走し、火災現場を確認した後、100m戻りな
がら、道路上で水利誘導、ポーターサインを振って交通整理等を実施したところ、同18時
13分仰向け状態で道路上に倒れる。

救急車に収容し救急車内で気管内挿管を実施しながら医療機関へ搬送し、到着後、措置
を行うも死亡に至る。

5 参考

(1) 身体状況等

身長 172cm、体重 74kg

(2) 既往症歴

平成14年3月から高血圧症を有していたが、投薬によりコントロールされ、直近の
健康診断での血圧値は126/70であった。

(3) 嗜好品の状況

タバコ 10本/1日、コーヒー 3杯/1日

(4) 発症当日の気象状況

快晴、気温平均 3.7℃、湿度 42%、風速 北西5.2m

【説明】

本件は、公務中に急性心筋梗塞を発症し死亡した事案であり、本人の発症前の身体状態及び公務活動における負荷状況（身体的・精神的ストレス）などを踏まえ、公務活動が相対的に発症の有力原因であったか否か（相当因果関係の有無）について判断することとなる。

本件の場合、被災者の発症当日の活動状況をみると、自宅で消防団長から出動依頼の連絡を受け、防火衣服等の装着（重量5kg）して、210mを走行（うち110mを全力疾走）していること、その後の交通整理等を含め一連の行動が約20分間連続的に行なわれていたこと、本人が高齢（66歳）であったこと及びこれらの行動が火災現場という迅速性が強く要求される状況下のものであったことを考慮すると、相当の身体的負荷（ストレス）があったものと考えられる。

また、火災現場という危険性・緊急性の高い異常環境であったこと、本人にとっては数年来経験していない火災現場活動であったこと及び本人（副団長）は現場に最先着し、当時、職責上重い立場にあったことから、かなりの精神的緊張（ストレス）もあったものと考えられ、これらを総合すると本人の現場活動には相当高度な負荷があったものと認められる。

さらに、医学的知見によれば、本人は既往症として高血圧症を有していたが、投薬により正常範囲内にコントロールされ、発症前の身体状態は安定した状態にあったものであり、本件については、寒冷環境（気温3.7℃）における一連の消防活動に伴う強度の身体的負荷・精神的負荷による急激な血圧上昇が、急性心筋梗塞を引き起こし死亡に至ったと考えるのが妥当としている。

以上から、本件は発症当日における寒冷下での消火活動による身体的・精神的による過重な負荷が相対的に有力原因となって血管病変等を著しく増悪させた結果、急性心筋梗塞を発症して死亡に至ったものであり、公務と疾病発症との間に相当因果関係が認められることから公務上の災害と判断されたものである。

工 その他の疾病

事例 101

山林で行方不明者の搜索活動に従事後、1週間余を経過して発症したつつが虫病
(公務上)

1 災害を受けた者

A県B町消防団 団員(36歳) 自営業

2 傷病名及び程度

つつが虫病 入院加療

3 災害発生年月日

平成8年9月14日(傷病確定日)

4 災害発生状況

平成8年9月5日午前8時30分頃、町内に居住する住民(81歳)が行方不明になり、家族から町役場に搜索依頼が出され、これを受けた町は消防団長に行方不明者の搜索要請を行い、消防団長は団員に招集命令を発令した。

被災団員は、招集命令を受け、同月5日の午後から翌6日の午前中にかけて山林地帯の雑木林や原野のなかを搜索活動に従事した。

その後、1週間余を経過した9月12日頃から微熱などの症状が現れ始め、同月14日からは足の付根や内股が腫れ、深夜には上半身が痙攣し意識も不明確な状態となったため、救急車で病院へ搬送され諸臨床検査を受けた結果、“つつが虫病”と診断された。

5 参考

被災団員の申立てによれば、行方不明の搜索活動前又は同活動後から発症までの間、家業に専念していて山間地や河川に出かけたことはない。

【説明】

本件は、消防団長命令により、山間地等で不明者の搜索活動後、1週間余を経過して“つつが虫病”を発症した事案である。この行方不明者の搜索活動については消防団の業務と認められるものであるが(事例40参照)、「当該疾病が公務従事場所である山間地で感染したものであるか否か」が問題となるものである。

労働基準法施行規則別表第1の2第6号4には、“屋外における業務によるつつが虫病”が業務上の疾病と規定されている。ここにいう“屋外における業務”とは、“つつが虫”の幼虫に刺される恐れのある地域の屋外における業務をいい、当該疾病の公務上・外の認定にあたっては、①“つつが虫”の生息地域における屋外業務に従事した事実の有無、②感染経路、感染部位、潜伏期間等により、「業務中に感染したことが医学的に確認

出来るか否か」により判断をすることとなる。

これについてみると、行方不明者の搜索場所となった山間地等の地域は、過去において“つつが虫”の感染患者が発生している報告（保健所）はないが、古くは特定の地方の河川流域等が感染する恐れがあるとされていたが、近年になっては全国的に散在し、雑木林や原野にもこのような危険があるとされている。

医学的知見によれば、本件の場合、発症過程において“つつが虫病”の症状を示しており、また、罹患時期から発症までの潜伏期間は一般的には5～13日といわれ、本件の場合、行方不明者の搜索活動時期から発症までの期間は8日程度であることから、その潜伏期間においても医学上矛盾はない。

また、消防業務以外で“つつが虫”の棲息が推測される雑木林等の地帯へ出かけたなど、私的原因による罹患の機会があったとは認められない。

以上のことから、公務従事の実態及び症状経過等から総合的に判断して、本件疾病は、公務と相当因果関係をもって発症したものと認められることから、公務上の災害と判断したものである。

◆◆◆ 事例 102 ◆◆◆ 纏振りの訓練で発症した右耳介軟骨膜炎（公務上）

1 災害を受けた者

A県B市消防団 団員（47歳） 会社員

2 傷病名及び程度

右耳介軟骨膜炎 通院加療

3 災害発生年月日

平成10年1月11日

4 災害発生状況

B市消防団は、平成10年3月15日開催予定の県自治体消防50周年記念式典で纏振りを披露することとなり、それに向けて、1月11日から毎週日曜日に2時間の予定で纏振りの練習を団長の命令下で実施した。

被災団員は、2月15日から第5分団の選手として練習に参加していたところ、当初右耳に虫刺されのような違和感があり、練習を重ねるに従い右耳が腫れた様相を示すようになった。以後虫刺されの市販薬や湿布薬で自己療養をしながら練習を重ね式典に臨んだ。式典後も耳の症状は軽快せず、2週間余を経過した頃には“痛みと腫れ”がひどくなり右耳介に嚢胞が形成される状態となったため、4月6日に医師の診察を受けたところ“耳介軟骨膜炎（右）”と診断された。

5 参考

(1) 纏振りの練習では、纏棒が右耳の後部に当たり、その部位が内出血して腫れている様相が見受けられていた。

(2) 治療担当医の所見

“耳介軟骨膜炎(右)”は、右耳介への外的刺激によって炎症を起こしたものである。本人の話では、消防業務で纏を振る際に擦ったとのことであり、それが原因となっている可能性は大きいと思われる。

【説明】

本件は、「消防関係行事の式典において披露する纏振りの訓練に従事後3週間余を経過して診断された“耳介軟骨膜炎(右)”が纏振りの訓練に起因して発症したものであるか否か」が問題となるものである。

これについてみると、被災団員は、纏振りの練習に参加し、その纏の棒が右耳後部を擦るような状況にあり、その練習から右耳に痛みと腫れが発現している。また、主治医の所見においても、“耳介軟骨膜炎(右)”の発症は、消防業務での纏振りの棒が原因となった可能性が大きいとされている。

また、医学的知見によれば、“耳介軟骨膜炎”は、一般的には耳介が擦れたり傷つくことにより血腫等が生じ、化膿することにより皮膚の直下にある耳介軟骨に炎症が生じる機序で発症するとされている。本件の疾病についても、纏振りの棒が耳介を刺激することによって発症したものと考えられる。

以上のことから、本件疾病は、公務と相当因果関係をもって発症したものと認められることから、公務上の災害と判断したものである。

◆◆◆ 事例 103 ◆◆◆ 行方不明者の搜索活動で、炊き出しの食事により発症した食中毒(公務上)

1 災害を受けた者

A県B村消防団 団員(28歳) 農業

2 傷病名及び程度

食中毒 入院加療

3 災害発生日

平成12年10月8日

4 災害発生状況

平成12年10月8日、初老の男性が行方不明となり、同月12日までの5日間にわたり、消防・役場職員・警察・地区住民による搜索活動が行われた。

同月11日には80人体制で搜索活動を行い、午後12時頃、昼食に地域住民による炊出し

のおにぎりを食べたところ、午後2時過ぎから腹痛、嘔吐等の食中毒症状を起し、病院で診察を受けた結果、炊出しのおにぎりによる食中毒と診断された。

5 参考

- (1) 炊き出しは婦人会を中心とした住民の善意で行われた。また、当該地区は山間部で行方不明者の捜索等が行われる場合は、地域に給食施設等がないため、住民が炊き出しをすることが慣例となっている。
- (2) 昼食は、消防署職員、消防団員及び役場職員等46人がとり、18人に食中毒症状があり、うち2名は入院加療となった。

【説明】

公務災害補償制度上は、一般に食事そのものは私的行為とみなされるが、食事による食中毒等の災害が公務上の災害と認められるのは、その食事が公的（官公庁等）に供されたものであることとされている。消防団に係る公務災害の認定に際しては、その職務の特殊性、地域の慣習、給食設備等の諸事情を考慮して取り扱っているところである。

本件の場合、数日間にわたる行方不明者の捜索に出動し、昼食時に地域住民による炊き出しのおにぎりにより食中毒を発症したものであるが、当該食事は村又は消防団長がその責任管理のもとに給食したのではない。しかし、山林火災や行方不明者の捜索等で数日間にわたり活動する場合などで、適当な給食設備等がない地域では、住民が炊き出しを行い消防団員等の食事を賄うことが慣習となっており、専らその炊き出しに頼っているという実態がある。このような場合の給食は、公的に供される給食に準ずるものとして取り扱うのが妥当である。

したがって、本件疾病は、公的に供されたものに準ずる給食によって発症した疾病と認められ、疾病と公務との間に相当因果関係が認められることから、公務上の災害と判断したものである。

◆◆◆ 事例 104 ◆◆◆ ポンプ操法訓練等に従事後、翌早朝に発症した左自然気胸（公務上）

1 災害を受けた者

A県B市消防団 団員（28歳） 会社員

2 傷病名及び程度

左自然気胸 入院加療

3 災害発生日

平成14年4月29日

4 災害発生状況

B市消防団C分団は、平成14年5月12日に開催される市消防団のポンプ操法競技会に向けて、同年4月14日から毎日曜日の夜間2時間程度の操法訓練を実施してきた。

被災団員は、2番員として同訓練に参加していたが、4月28日、スタート地点からホース1本を保持し約90mを全力疾走して、第2ポンプにホースを結合する操法訓練を前半に10回行い、15分の休憩を挟んだ後、後半は、3班合同の総合訓練で2番員の操法に従事した。訓練終了後の午後8時頃詰所に帰所し、約1時間ミーティングを行った後帰宅した。

翌29日の早朝、急に“胸痛”が発現し、息苦しくなったので、病院に行き診察を受けたところ“左自然気胸”と診断された。

【説明】

本件は、ポンプ操法の2番員として訓練に従事し、翌朝に“左自然気胸”を発症した事案であり、「前夜のポンプ操法訓練に本件疾病を発症させるに足りる過重負荷が認められるか、また、その過重負荷と疾病の症状出現までの時間的経過が妥当なものであるか否か」が問題となるものである。

医学的知見によれば、“気胸”は、明らかな外傷がない“自然気胸”と、胸部の外傷によっておこる“外傷性気胸”がある。本件の気胸は、特に訓練中に胸部に外傷を受けた事実が認められないので、“自然気胸”となる。この“自然気胸”は、一般に激しい運動、労働、嘔吐あるいは激しい咳などが誘引となって発症すると言われている。訓練状況を見ると、週1回の割合で訓練が実施されており、その内容は全力疾走を入れた訓練となっており、呼吸器系統に相当な負荷があったことが認められ、また、その負荷と“左自然気胸”の症状出現までの時間的経過も医学上妥当なものであると認められる。

以上のことから、本件疾病は、ポンプ操法訓練の労作負荷が原因となって発症したものと認められ、疾病と公務との間に相当因果関係が認められることから、公務上の災害と判断したものである。

◆◆◆ 事例 105 ◆◆◆ 夜間の操法訓練に従事して発症した左鼠径ヘルニア（公務上）

1 災害を受けた者

A県B市消防団 部長（54歳） 自営業

2 傷病名及び程度

左鼠径ヘルニア（脱腸）

3 災害発生年月日

平成14年8月6日

4 災害発生状況

被災団員は、被災当日の午後7時30分からポンプ操法訓練に参加し、訓練開始に当たり準備運動、400m程度のランニングを10分程度かけて行った後、ポンプ操法の実技訓練に入った。被災団員は、同9時頃まで水をくみ上げポンプへ送水する吸管（長さ6m、重量約14kg）の伸長・結合から離脱収納までの訓練を反復して10回にわたり従事した。その3回目の訓練中、吸管を伸長し、当該吸管を中腰の姿勢で両腕で抱えあげた時に左下腹部に違和感を覚えたが、その後下腹部の違和感も消えたので引続き同訓練を実施した。

訓練終了後、同9時過ぎに帰宅し入浴したところ、左下腹部が出っ張っていることに気付くが特に気に止めることもなく就寝した。翌日から当該部位の腫脹が次第に大きくなってきたため、当日以降の訓練の参加を見合せ、8月14日に病院へ行き診察を受けた結果、“鼠径ヘルニア”と診断された。

5 その他

- (1) 本人は、和菓子製造業を営んでおり、午前中は主に立位の姿勢で菓子製造に従事、午後から椅子に腰掛け店番を行っている。

また、日常においては、もち米（3kg）などを運ぶ程度で特に重量物を取り扱うようなことはなかった。

- (2) ポンプ操法訓練は、7月9日から実施され、“鼠径ヘルニア”発症前の訓練参加は、7月23日、26日の2回であった。

【説明】

本件は、ポンプ操法訓練に従事し“左鼠径ヘルニア”を発症した事案であり、「当該疾病がポンプ操法訓練による負荷が要因となって発症したものであるか否か」が問題となるものである。

“鼠径ヘルニア”は、臓器又は組織の一部がその正常な位置から腹部に逸脱して、突出した状態をいうものであり、医学上一般的に、先天的に腹腔部分の弱い（素因がある）者が、腹圧のかかる動作を繰り返すなどの労作負荷が誘引となって発症することがあるとされている。

本件の場合、医学的知見によれば、ポンプ操法訓練において相当重量のある伸長した吸管を中腰の姿勢で抱え上げるという、腹圧のかかる反復動作の労作負荷が腹腔部分を刺激し、それが要因となって“鼠径ヘルニア”を発症したものと認められる。

以上のことから、本件疾病は、ポンプ操法訓練の労作負荷が要因となって素因を著しく増進させ発症したものと認められ、疾病と公務との間に相当因果関係が認められることから、公務上の災害と判断したものである。

◆◆◆ 事例 106 ◆◆◆

◆◆◆ 消防器具庫で消防ポンプ積載車の点検業務に従事中に発生した排気ガス中毒死（公務上） ◆◆◆

1 災害を受けた者

A県B村消防団 団員（36歳） 農業

2 傷病名及び程度

排気ガス中毒死

3 災害発生日

平成15年1月27日

4 災害発生状況

被災団員の属する分団は、毎月1日と15日の前後5日間を消防車両の点検日に当てていた。被災団員は、平成15年1月27日午前10時頃に消防積載車の点検業務のため、その旨を母親に告げ消防器具庫へ出かけて行った。

その日の点検業務は、被災団員1人で実施することになっていた。器具庫内で消防積載車の点検を行ったところエンジンの調子が悪かったため、JAFの営業所に電話をし、担当者が来庫して点検を行い、同11時27分頃に作業を終えて帰った。

被災団員は、車両が古いタイプ（手動チョーク式）のため特に冬季はエンジンのかかりが悪いので、引き続き暖機運転を行っていた。午後0時頃に母親が様子を見にきたところ「もうしばらく点検をする」と伝えた。同5時過ぎに母親が勤務先から帰宅したが被災団員が戻っていないので心配して器具庫へ行くと、積載車の助手席側でグッタリと横たわっている被災団員を発見し、直ちに近所の住民に119番通報を依頼し救急車で病院へ搬送されたが、医師により“排気ガス中毒”による死亡が確認された。

5 参考

(1) 消防車両の整備、点検を1人で実施したことについて

所属分団は人数が少なく（18名）、平日は村外に勤務する団員がほとんどであるため、整備、点検については、地元に残っている団員が行うことが通例となっていた。

また、器具庫は被災団員の自宅の隣にあり、これまでも、消防車両の整備、点検をしばしば1人で実施していた。

(2) 発見時の消防器具庫内の状況

① 器具庫内には、暖房器具もなく、排気口や窓もなく、また当日の天候も雪で氷点下以下の気温であったため、器具庫のシャッターはほとんど締め切った状態にあった。

② 消防積載車には、満タン（約30ℓ）のガソリンが入っていたが、発見時は、約半分以下が消費されており、エンジンは稼働している状況であった。

③ 近所の住民が午後4時頃、シャッターをほぼ閉めきった状態の器具庫内でのエンジン音を聞いていた。

(3) その他

① 被災団員の平素の行動及び健康は、良好であった。

② 所轄の警察署の調査では、事件性はなく、“シャッターを閉め切った状態での暖機運転による不慮の事故死”とする検証結果であった。

【説明】

本件は、消防団員が消防積載車の点検業務に従事し、相当時間が経過して排気ガス中毒により死亡しているのを発見された事案であり、事故に至る原因（業務と関係）について現認等の明確な証拠が得られず、いわゆる原因不明の災害に該当する事案である。

このような事案については、公務災害認定実務上、現場状況などの間接的な事実関係等に基づき、社会経験則上最も合理的な推論により事実関係等を推定することとなる。その場合、事実関係等から公務遂行性が確認又は推定されれば、社会経験則に反しない限り、公務起因性があると判断するのが合理的であるとされている。

すなわち、本件の場合、災害発生場所が公務従事の消防器具庫内であったことなどから公務遂行性の確認を行い、次いで第三者による加害、自殺、泥酔等の公務起因性の反証事由が認められなければ、公務上の災害と認定することが合理的である。

これを本件についてみると、被災当日、被災団員が消防積載車の点検を行っていた事はJAFの担当者及び母親によって確認されており、その後も器具庫内で当該車両の暖機運転が行われていたことが近所の住民の証言から推認されていることから、公務遂行性が認められる。

また、発見時の状況や警察関係の調査等からも、死亡に至るまでの間公務を逸脱する行為等はなかったものと推定され、死因も死亡診断書では「消防庫の中で車にエンジンをかけ、車内では排気ガスを吸引し心肺停止していた。」とし、直接死因を“排気ガス中毒死”と確定している。

以上のことから総合的に判断して、本件は、シャッターを閉め切った器具庫内での長時間にわたる暖機運転のために排気ガス中毒死したものと推定するのが合理的であり、事故発生の原因に公務起因性を否定する故意等の反証事由も特段に認められないことから、公務上の災害と判断したものである。

行っている。

【説明】

本件は、用務先の他分団の詰所で飲酒をした後に死亡した事案であり、「その行為が公用外出の範囲を逸脱しているか否か」が問題となるものである。

公務災害補償制度上は、一般的に飲酒は私的行為とみなされる場合が多いが、消防団員に係る公務災害の認定に際しては、その職務の特殊性、地域の慣習等の諸事情を考慮して取り扱っているところである。

例えば、飲酒を伴う会議等における事故について言えば、その飲酒の所要時間、飲酒量、事故状況等を総合的に判断して、社会通念上許される範囲内のものであれば、公務遂行性は認められるものである。しかし、酩酊など過度な飲酒によるものである場合は公務起因性が否定されるものである。

本件の場合、被災団員は、所属分団の用務で隣接分団に出向いた際に、同分団詰所で行われていた懇親会に知人に誘われて同席し、過度な飲酒が原因となった身体の異常により死亡したものである。

被災団員の懇親会への同席についてみると、当該懇親会への同席は用務に付随するものとして予定されていたものではなく、たまたま、用務先の分団で居合せた知人から誘われたことによるものであり、本来の用務の目的（ズボンの借用）を超えた、いわゆる公用外出の範囲を逸脱した私的行為と解するのが妥当である。

なお、地域の慣習等の諸事情を考慮したとしても、本件のように、泥酔状態に陥り急性アルコール中毒での吐物による窒息死に到るまでの過度な飲酒は、社会通念上の許容範囲を超えたものでもあり、公務との関連性が到底認められるものではない。

以上のことから、本件は、公務起因性が否認され、公務外の災害と判断したものである。